

札幌市ひとり親家庭等自立促進計画

平成 30 年度～平成 34 年度

はじめに

日々の暮らしの中では、誰もが安定した生活環境の中で過ごすことが大切であり、子育てや食事、団欒、地域との付き合いなど、様々な活動の場であるとともに家族が生活を共有する場である家庭は、その基本となるものです。

しかし、母子家庭や父子家庭、寡婦のいわゆるひとり親家庭等は、その親が子育てや家事、仕事といった多くの役割を一人で担わなければならない、経済的・精神的な負担はとても大きなものとなっています。

平成 28 年（2016 年）国民生活基礎調査の結果では、ひとり親家庭の相対的貧困率が 50.8%となっており、ひとり親家庭の多くが経済的に困難な状況にあることが数値として明らかになったほか、平成 29 年（2017 年）8 月に札幌市が実施いたしました「ひとり親家庭等の生活と意識に関するアンケート調査」からは、ひとり親家庭の多くが、生活全般において様々な困難に直面していることが分かっています。

このような状況から、札幌市では、ひとり親家庭等への総合的な支援を推進するため、第 4 次計画となる札幌市ひとり親家庭等自立促進計画を策定いたしました。

本計画では、基本理念を「ひとり親家庭等の生活の安定と向上、その子どもたちの健やかな成長」としております。

日々の生活や子育てに不安を抱えているひとり親家庭等が安心して生活を送ることができるように、また、ひとり親家庭の子どもたちがどのような環境に生まれ育っても健やかに成長できるように、行政、地域の福祉団体、NPO 法人、民間企業、そして身近な地域住民などが一体となり、ひとり親家庭等を支える社会を実現していくという基本理念に込めた思いを、是非とも多くの皆様に共有していただきたく思います。

そして、アンケート調査やパブリックコメント等において寄せられた御意見から浮き彫りになった課題をしっかりと認識し、同時期に策定をいたしました「札幌市子どもの貧困対策計画」と緊密な連携を図りながら、ひとり親家庭等への支援をより一層推進してまいります。

最後に、本計画の策定に当たり、御尽力をいただきました「札幌市ひとり親家庭等自立促進計画検討協議会」の委員の皆様、アンケート調査やパブリックコメントなどを通して、貴重な御意見や御提言をくださいました多くの皆様に、心から感謝を申し上げます。

平成 30 年（2018 年）3 月

札幌市長 秋元克広



目次

001	第1章 計画の策定にあたって
002	1 計画の背景
003	2 計画期間
003	3 計画の位置付け
004	4 用語の定義
005	第2章 ひとり親家庭の動向
011	第3章 ひとり親家庭等の現状と課題
012	1 アンケート調査について
014	2 ひとり親家庭等の現状と課題
047	第4章 前計画の実施状況
048	1 前計画の概要
048	2 各基本目標の主な成果
051	3 成果指標に対する達成度
053	4 前計画の総括
055	第5章 施策の展開
056	1 基本的な方向性
057	2 基本理念
057	3 基本目標
058	4 施策の体系
059	5 施策の展開
074	6 成果指標
077	第6章 計画の推進体制
078	1 関係機関・団体との連携
078	2 実施状況の公表
078	3 計画の運用
078	4 計画の評価と検証

目次

079	第7章 資料
081	1 札幌市ひとり親家庭等自立促進計画策定経過
082	2 札幌市ひとり親家庭等自立促進計画検討協議会設置要綱
083	3 札幌市ひとり親家庭等自立促進計画検討協議会委員名簿
084	4 ひとり親家庭等の制度の変遷
085	5 ひとり親家庭等の生活と意識に関するアンケート(母子家庭調査票)
104	6 前計画の施策の実施状況
119	7 計画案に対する市民意見(パブリックコメント)

1

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の背景

ひとり親家庭の親は、子育てと生計という二人分の役割を一人で担わなければならない、子育て、家事、仕事等の生活全般で様々な困難を抱えています。

ひとり親家庭になった前後の就労状況の比較では、母子家庭の母は家計を支えるために就業率が上がり、父子家庭の父は子育ての時間を確保するために就業率が下がるというデータもあり、ひとり親家庭になった直後からあらゆる面で生活が大きく変化をしています。

また、平成 28 年国民生活基礎調査では、ひとり親家庭の相対的貧困率が 50.8%という結果が出ており、ひとり親家庭の多くが経済的に困難な状況にあることが数値としても明らかになっています。

母子家庭においては、就業経験が少ないことや、就業していても結婚、出産等による就業の中断などによって、就職や再就職に困難を伴うことが多く、結果、就業率は高いものの正規雇用の割合が低いという特徴があります。

父子家庭においては、子育てや家事への悩みを抱えている方が多くいるほか、困ったときの相談相手がいなかったといった特徴があります。

また、離婚を原因とするひとり親家庭では、養育費を受け取ることが子どもの権利であるにもかかわらず、その確保が進んでいないのが実態です。

子どもにとって、親との死別、離別という経験は、精神面に与える影響が大きく、また、生活環境の変化や金銭的な課題もあって、ひとり親家庭の子どもは、学習や進学に対する不安や生活での悩みを抱えがちであることから、成長過程における不安等に対する十分な配慮も必要とされています。

このように、ひとり親家庭等が抱える問題は多岐にわたることが多いことから、それぞれの状況に応じた、きめ細やかで総合的な支援が求められています。

札幌市では、こうした状況を受け、母子及び父子並びに寡婦福祉法や、それに基づく国の「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」（以下「基本方針」という。）等を踏まえ、「札幌市ひとり親家庭等自立促進計画」を策定し、計画に基づいたひとり親家庭等に対する総合的な支援施策を進めてきました。

本計画は、第 4 次計画となります。

計画策定の経過

第 1 次計画	平成 17 年度～平成 19 年度
第 2 次計画	平成 20 年度～平成 24 年度
第 3 次計画	平成 25 年度～平成 29 年度
第 4 次計画	平成 30 年度～平成 34 年度

2 計画期間

| 平成 30 年度（2018 年度）～平成 34 年度（2022 年度） |

計画期間中であっても、国のひとり親家庭等への支援施策の動向や社会経済情勢等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。

3 計画の位置付け

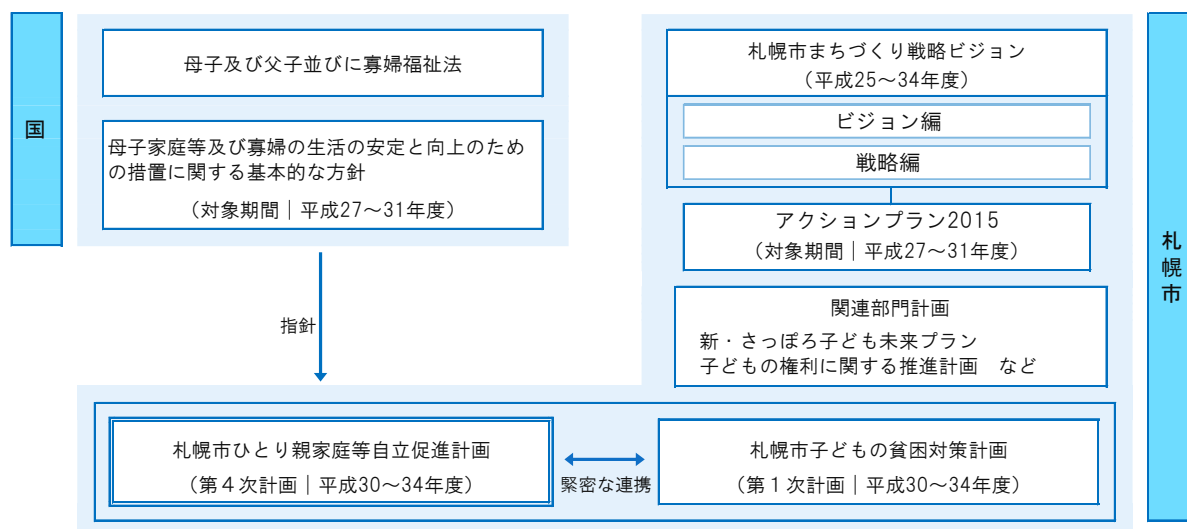
本計画は、前計画（平成 25 年度～平成 29 年度）の終了を受け、引き続き、ひとり親家庭等に対する総合的な支援施策を推進するために、母子及び父子並びに寡婦福祉法第 12 条及び国の基本方針に基づき策定するものです。

札幌市のまちづくりの総合計画である「札幌市まちづくり戦略ビジョン（平成 25 年度～平成 34 年度）」の個別計画に位置付けられるほか、札幌市の子ども施策に係る総合的な計画である「新・さっぽろ子ども未来プラン（平成 27 年度～平成 31 年度）」のほか、「札幌市子どもの権利に関する推進計画（平成 27 年度～平成 31 年度）」等と連動しながら、計画を進めていきます。

また、子どもの貧困対策の推進に関する法律や、それに基づく国の「子供の貧困対策に関する大綱」等を踏まえて策定された「札幌市子どもの貧困対策計画」とは、支援の対象者や支援策が重なる部分が多くあるため、緊密な連携を図る関係にあります。

併せて、札幌市における障がい者施策と障害福祉サービス等の更なる充実を目的として策定された「さっぽろ障がい者プラン 2018」に掲載されている取組の推進にも配慮する必要があります。

| 他計画との関連図



4 用語の定義

本計画における用語は、次のとおり定義をします。

| 用語の定義

母子家庭	離婚や死別等により配偶者のない女子が 20 歳未満の児童を扶養している家庭
父子家庭	離婚や死別等により配偶者のない男子が 20 歳未満の児童を扶養している家庭
寡婦	配偶者のない女子であって、かつて母子家庭の母として 20 歳未満の児童を扶養していたことのあるもの
母子家庭等	母子家庭及び寡婦
ひとり親家庭	母子家庭及び父子家庭
ひとり親家庭等	ひとり親家庭及び寡婦

※ ここでの児童は、母子及び父子並びに寡婦福祉法に定める児童の定義によりますが、児童扶養手当上の児童は、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までにある者又は 20 歳未満で政令で定める程度の障がいの状態にある者とされています。

| 引用している調査

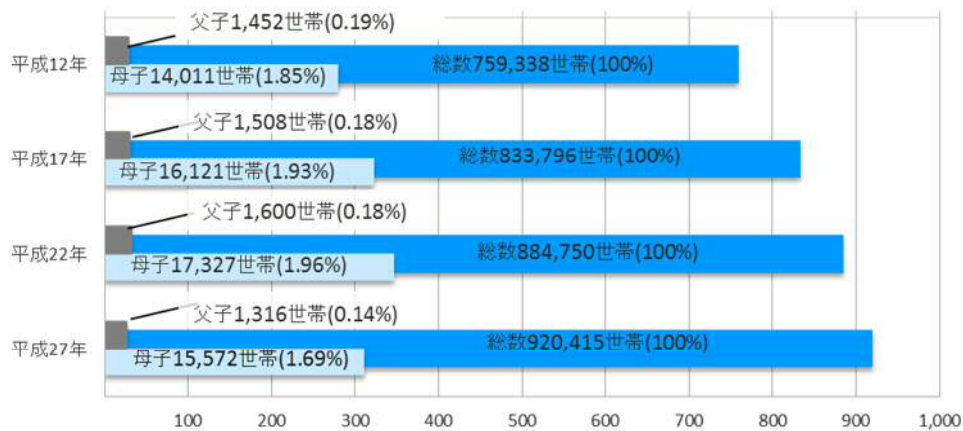
本計画中、特に注記のない統計及び図は、札幌市のアンケート調査によるものです（12 ページ参照）。

2

第2章 ひとり親家庭の動向

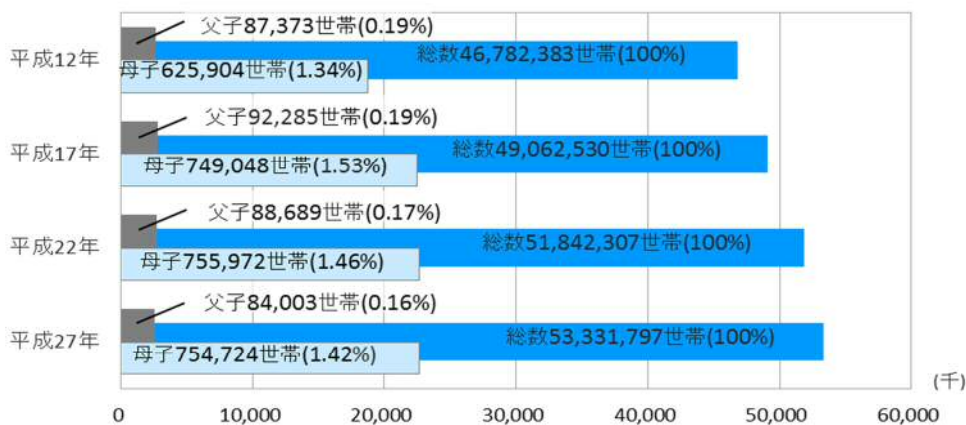
ひとり親家庭の世帯数

図 1-1 札幌市の総世帯数と母子世帯及び父子世帯の数



(資料 | 国勢調査) 母子世帯及び父子世帯は、親と未婚の20歳未満の子のみからなる世帯

図 1-2 全国の総世帯数と母子世帯及び父子世帯の数



(資料 | 国勢調査) 母子世帯及び父子世帯は、親と未婚の20歳未満の子のみからなる世帯

解説

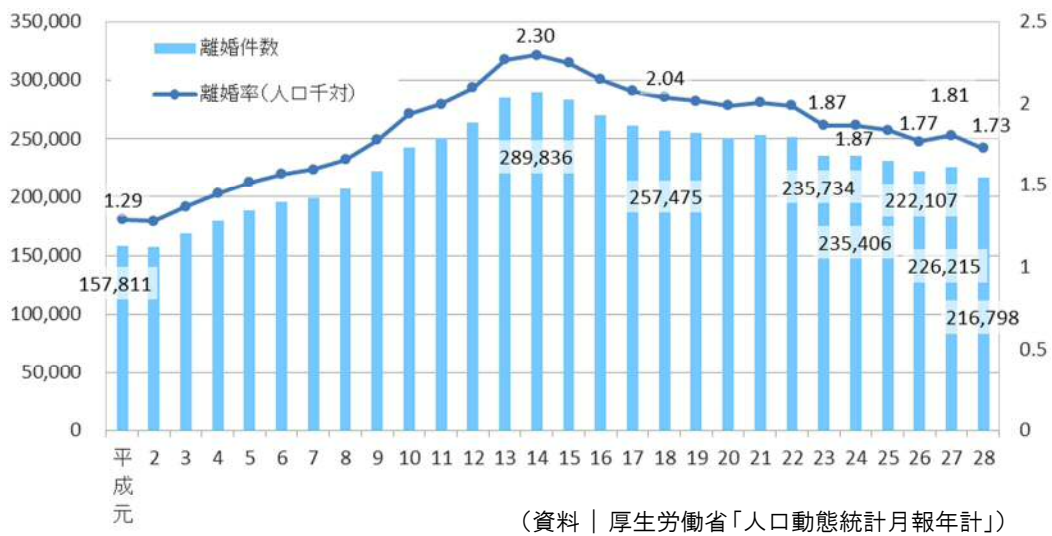
- 札幌市の母子世帯は、平成27年が15,572世帯（総世帯比1.69%）で、前回調査の平成22年と比較すると世帯数で1,755世帯、率で0.27ポイントの減となっており、父子世帯は、平成27年が1,316世帯（総世帯比0.14%）で、平成22年と比較すると世帯数で284世帯、率で0.04ポイントの減となっています。
- 全国の母子世帯は、平成27年が754,724世帯（総世帯比1.42%）で、前回調査の平成22年と比較すると世帯数で1,248世帯、率で0.04ポイントの減となっており、父子世帯は、平成27年が84,003世帯（総世帯比0.16%）で、平成22年と比較すると世帯数で4,686世帯、率で0.01ポイントの減となっています。

離婚件数及び離婚率

図 2-1 札幌市の離婚件数及び離婚率



図 2-2 全国の離婚件数及び離婚率

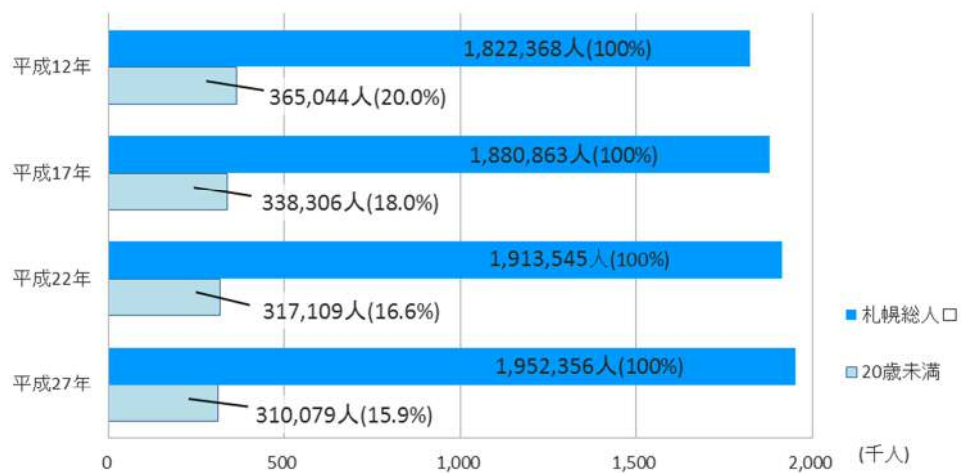


解説

- 札幌市の離婚件数及び離婚率は、平成 13 年をピークに微減又は横ばいで推移していますが、平成 28 年では 4,096 件（総人口比 2.09%）となっており、前計画策定時の平成 24 年と比較すると件数で 459 件、率で 0.27 ポイントの減となっています。
- 全国の離婚件数及び離婚率は、平成 14 年をピークに微減又は横ばいで推移していますが、平成 28 年では 216,798 件（総人口比 1.73%）となっており、前計画策定時の平成 24 年と比較すると件数で 18,608 件、率で 0.14 ポイントの減となっています。
- 例年、札幌市の離婚率は全国の離婚率を上回っており、平成 28 年では、札幌市が 2.09%であるのに対して、国は 1.73%と、0.36 ポイントの差があります。

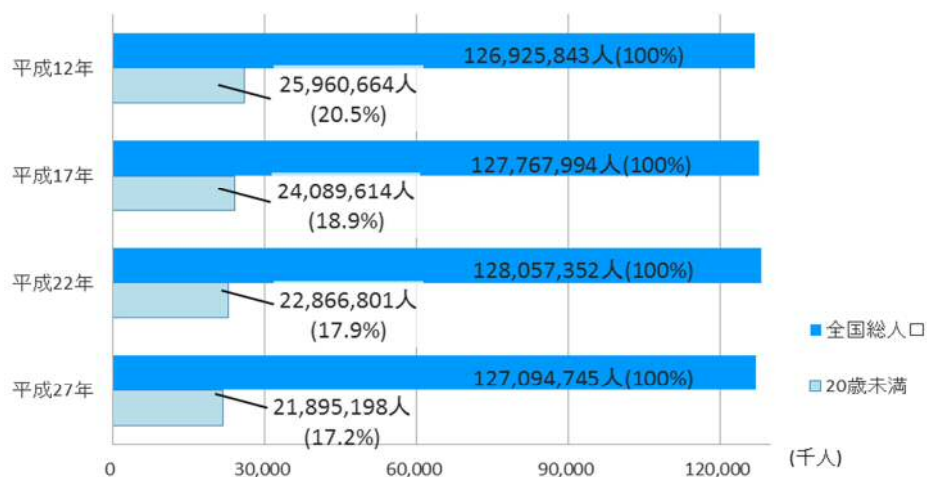
20 歳未満人口等

図 3-1 札幌市の総人口と 20 歳未満人口



(資料 | 国勢調査)

図 3-2 全国の総人口と 20 歳未満人口



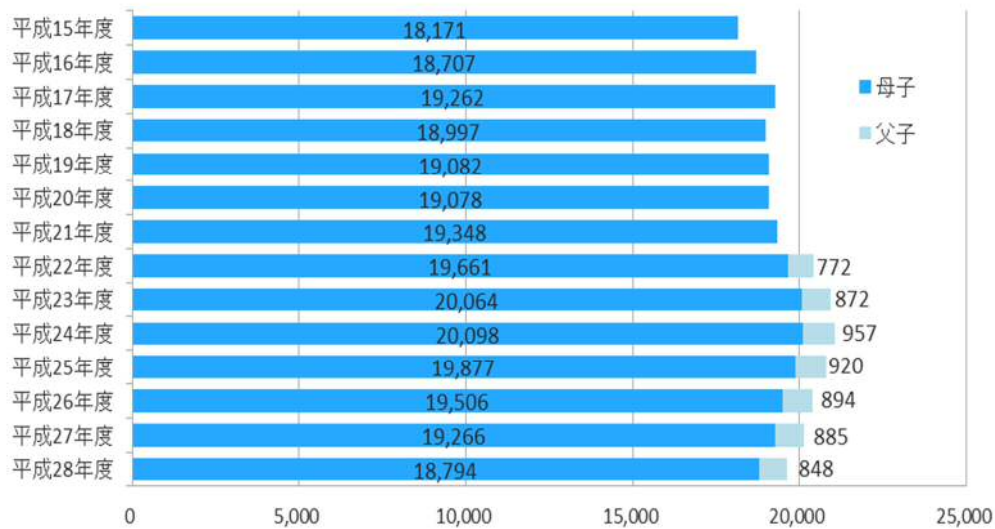
(資料 | 国勢調査)

解説

- 札幌市の 20 歳未満人口は、平成 27 年が 310,079 人（総人口比 15.9%）で、前回調査の平成 22 年と比較すると人数で 7,030 人、率で 0.7 ポイントの減となっています。
- 全国の 20 歳未満人口は、平成 27 年が 21,895,198 人（総人口比 17.2%）で、前回調査の平成 22 年と比較すると人数で 971,603 人、率で 0.7 ポイントの減となっています。
- 札幌市、全国とも減少傾向にありますが、平成 12 年からの比較を見ると減少傾向は札幌市により顕著に表れています。

児童扶養手当受給者数

図4 札幌市の児童扶養手当受給者数



(資料 | 札幌市「児童扶養手当受給者数の年度別実績調べ」)

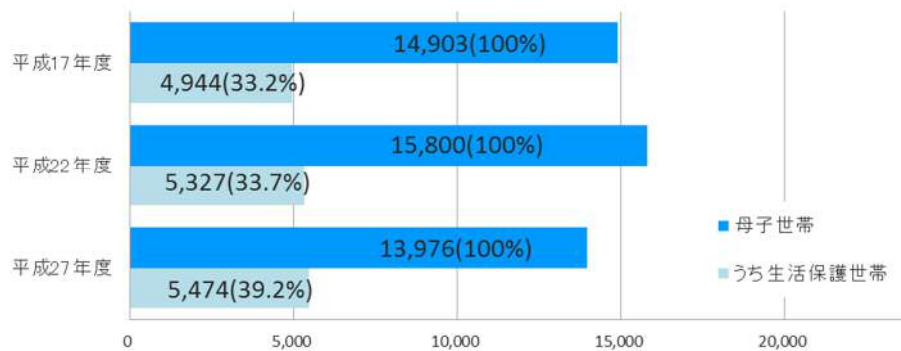
- ※ 児童扶養手当上の児童は、18歳に達する日以後最初の3月31日までにある者又は20歳未満で政令で定める程度の障がいのある者
- ※ 母父のいずれにも養育されていない場合（祖父母に養育されている場合等）は、「母子」に含む。
- ※ 平成22年度から受給対象が父子にも拡大

解説

- 児童扶養手当の受給者数は、母子世帯では、平成23年度に20,000件を超えましたが、平成24年度をピークに減少傾向に転じています。
- また、平成22年度から受給対象となった父子家庭についても、平成24年度をピークに減少傾向に転じています。
- なお、国勢調査における世帯数（図2-1）と差が生じていますが、これは国勢調査が親と子のみからなる世帯を対象としているのに対して、児童扶養手当は祖父母等の親族と同居する場合も支給対象としていることによるものです。

生活保護受給者数

図5 札幌市の生活保護を受けている母子世帯の数



(資料 | 母子世帯「国勢調査」、生活保護世帯「札幌市生活保護統計月報 (年度平均)」)

※ ここでの母子世帯は、母親と未婚の18歳未満の子のみからなる世帯

解説

- 生活保護を受けている母子世帯は、平成27年度は5,474世帯で母子世帯全体の39.2%となっています。
- 前回調査の平成22年度と比べると世帯数で147世帯、率で5.5ポイントの増となっており、世帯数、割合ともに増加しています(ただし、生活保護を受けている母子世帯の数自体は平成24年度の5,754世帯をピークに減少傾向に転じています)。

3

第3章 ひとり親家庭等の現状と課題

1 アンケート調査について

本計画の策定にあたり、札幌市におけるひとり親家庭等の生活全般の状況や意識について把握するため、市内の母子家庭、父子家庭及び寡婦を対象に「ひとり親家庭等の生活と意識に関するアンケート調査」を実施しました。

調査目的

札幌市のひとり親家庭等の生活と意識に関する現状を把握し、「札幌市ひとり親家庭等自立促進計画」の策定にかかる基礎データとする。

調査期間

平成 29 年 8 月 22 日（火）～平成 29 年 9 月 4 日（月）

調査対象世帯

札幌市内に居住するひとり親家庭等から無作為に抽出した 3,400 世帯
（母子家庭 2,500 世帯、父子家庭 500 世帯、寡婦 400 世帯）

調査方法

郵送により実施

回答状況

	調査対象	回答数	回答率
母子家庭	2,500 人	874 人	35.0%
父子家庭	500 人	154 人	30.8%
寡婦	400 人	191 人	47.8%
計	3,400 人	1,219 人	35.9%

結果概要

	母子世帯		父子世帯	
	札幌市	全国	札幌市	全国
1 世帯数	15,572 世帯 (17,327)	754,724 世帯 (755,972)	1,316 世帯 (1,600)	84,003 世帯 (88,689)
2 ひとり親になった理由	離婚 89.1% (91.3) 未婚 9.2% (7.1) 死別 0.8% (1.3)	離婚 79.5% (80.8) 未婚 8.7% (7.8) 死別 8.0% (7.5)	離婚 89.6% (77.5) 未婚 0.6% (1.8) 死別 7.8% (19.5)	離婚 75.6% (74.3) 未婚 0.5% (1.2) 死別 19.0% (16.8)
3 就労状況	83.8% (80.3)	81.8% (80.6)	85.1% (83.4)	85.4% (91.3)
内正規雇用	35.2% (36.2)	44.2% (39.4)	58.8% (54.6)	68.2% (67.2)
内自営業	3.1% (2.8)	3.4% (2.6)	16.8% (19.1)	18.2% (15.6)
内パート・アルバイト	40.4% (46.3)	43.8% (47.4)	7.6% (14.9)	6.4% (8.0)
4 平均年間収入	300 万円未満の割合 71.3% (74.2)	平均収入 348 万円 (291)	300 万円未満の割合 59.7% (53.2)	平均収入 573 万円 (455)
5 平均年間就労収入	200 万円未満の割合 62.8% (66.2)	平均収入 200 万円 (181)	200 万円未満の割合 37.0% (34.4)	平均収入 398 万円 (360)
6 親の年齢	20 歳台 7.4% 30 歳台 37.5% 40 歳台 44.1% 50 歳台 9.2%	20 歳台 7.8% 30 歳台 30.2% 40 歳台 48.0% 50 歳台 11.5%	20 歳台 1.9% 30 歳台 27.3% 40 歳台 46.8% 50 歳台 22.7%	20 歳台 3.2% 30 歳台 19.8% 40 歳台 44.0% 50 歳台 25.2%
7 世帯構成	本人と子 68.2% 本人と子と親 17.3%	本人と子 61.3% 本人と子と親 27.7%	本人と子 69.5% 本人と子と親 20.1%	本人と子 44.4% 本人と子と親 44.2%
8 子どもの数	1 人 53.3% 2 人 33.8% 3 人 10.4%	—	1 人 49.4% 2 人 33.1% 3 人 13.0%	—

※ 「1」の数値は「平成 27 年度国勢調査」()内は平成 22 年度)に基づく。

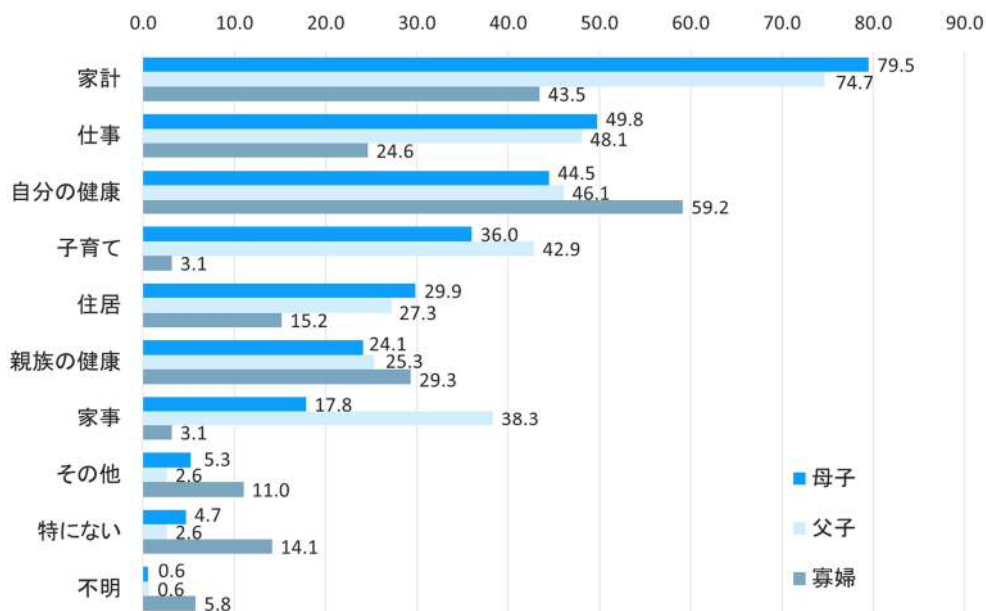
※ 「2」～「7」における全国の数値は「平成 28 年度全国母子世帯等実態調査」()内は平成 23 年度)に基づく。

※ 札幌市の数値のうち ()内は前回調査(平成 24 年度)の結果。

2 ひとり親家庭等の現状と課題

生活への不安や悩みなど

図6 現在困っていること



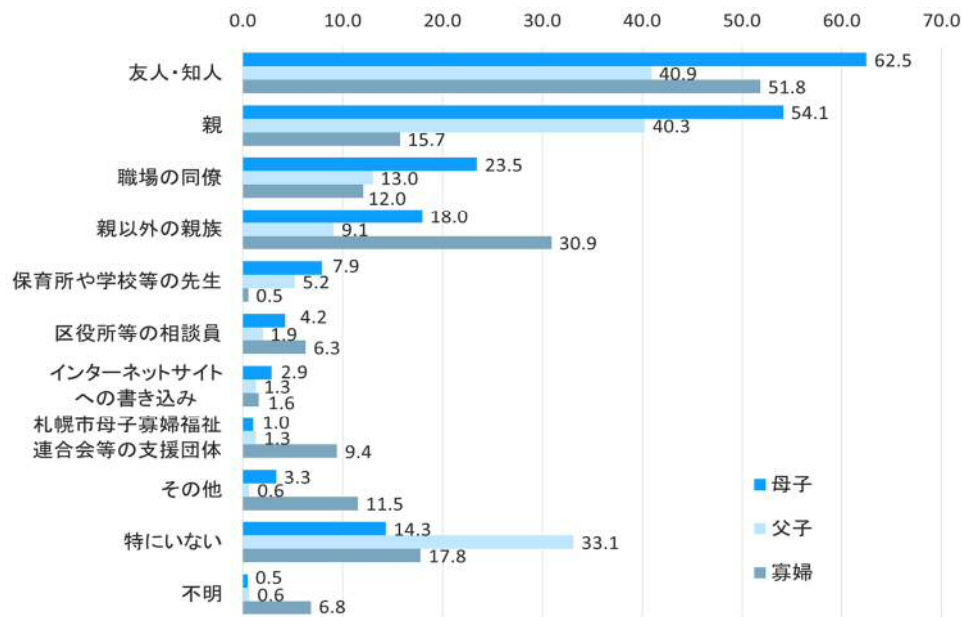
現状

- 現在困っていることについて、母子家庭及び父子家庭では、「家計」と回答した割合が最も高く、次いで「仕事」となっています。
- 寡婦では、「自分の健康」と回答した割合が最も高く、次いで「家計」となっています。
- これらは、前回調査（平成24年度）と同じ順番になっています。

前回調査比較（現在困っていることについて）

	調査	1位		2位	
		割合	項目	割合	項目
母子家庭	H24 調査	76.8%	家計	45.7%	仕事
	H29 調査	79.5%	家計	49.8%	仕事
父子家庭	H24 調査	65.2%	家計	48.2%	仕事
	H29 調査	74.7%	家計	48.1%	仕事
寡婦	H24 調査	60.5%	自分の健康	39.5%	家計
	H29 調査	59.2%	自分の健康	43.5%	家計

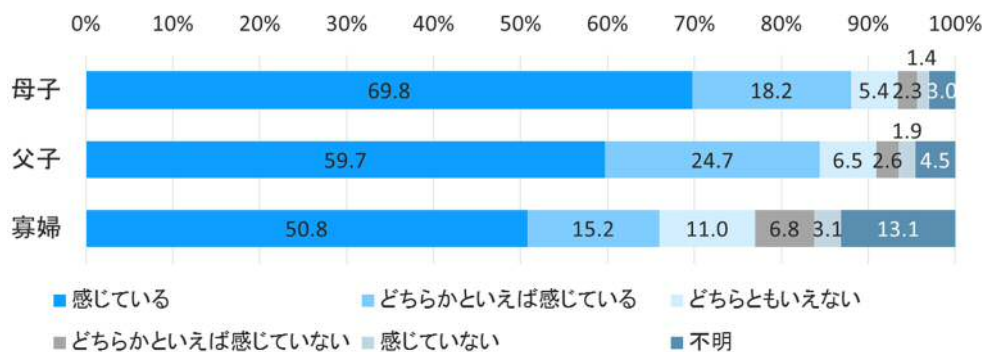
図7 困ったときや悩みの相談相手



現状

- 困ったときや悩みの相談相手について、母子家庭、父子家庭、寡婦とも「友人・知人」と回答した割合が最も高くなっています。
- 父子家庭では、「特にいない」と回答した割合が30%を超えています。
- 区役所の相談員などの公的機関を相談相手としている割合は、いずれも10%未満となっています。

図8-1 今後の生活への不安



現状

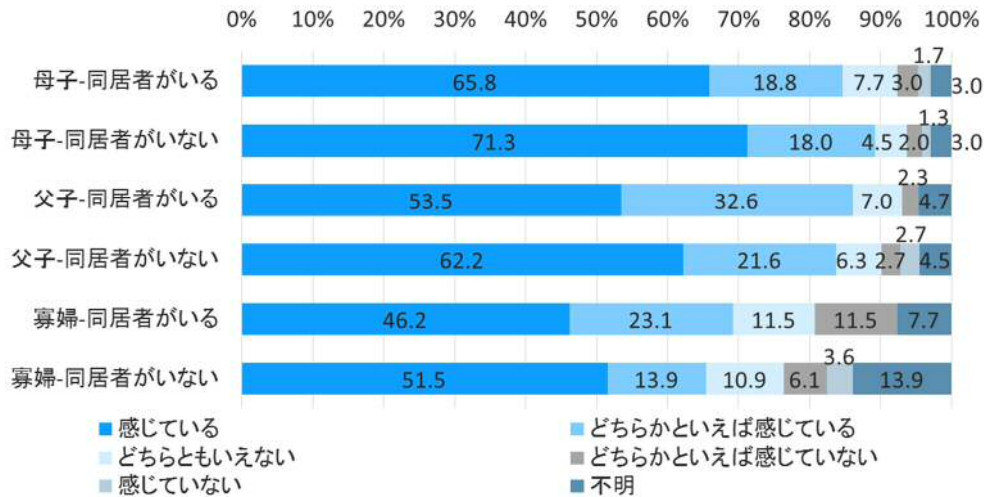
- 今後の生活への不安について、母子家庭の88.0%、父子家庭の84.4%、寡婦の66.0%が、「感じている」又は「どちらかといえば感じている」と回答しています。
- 「感じている」又は「どちらかといえば感じている」と回答した割合は、いずれも前回調査より低くなっています。

前回調査比較

(不安について「感じている」又は「どちらかといえば感じている」と答えた割合)

	H24 調査	H29 調査
母子家庭	94.0%	88.0%
父子家庭	91.2%	84.4%
寡婦	84.2%	66.0%

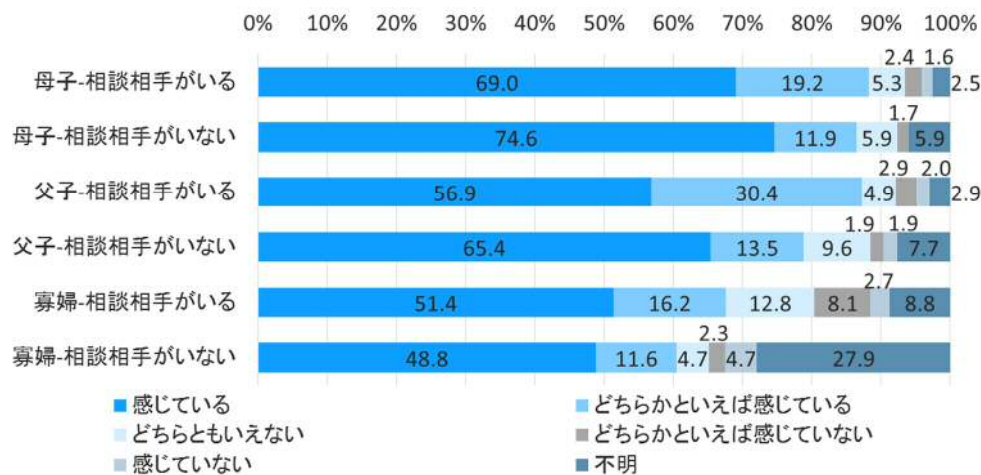
図8-2 今後の生活への不安（子以外の同居者の有無別）



現状

- 今後の生活への不安を「子以外の同居者の有無」別に見ると、同居者のいない人に「不安を感じている」と回答する割合が高い傾向にあります。

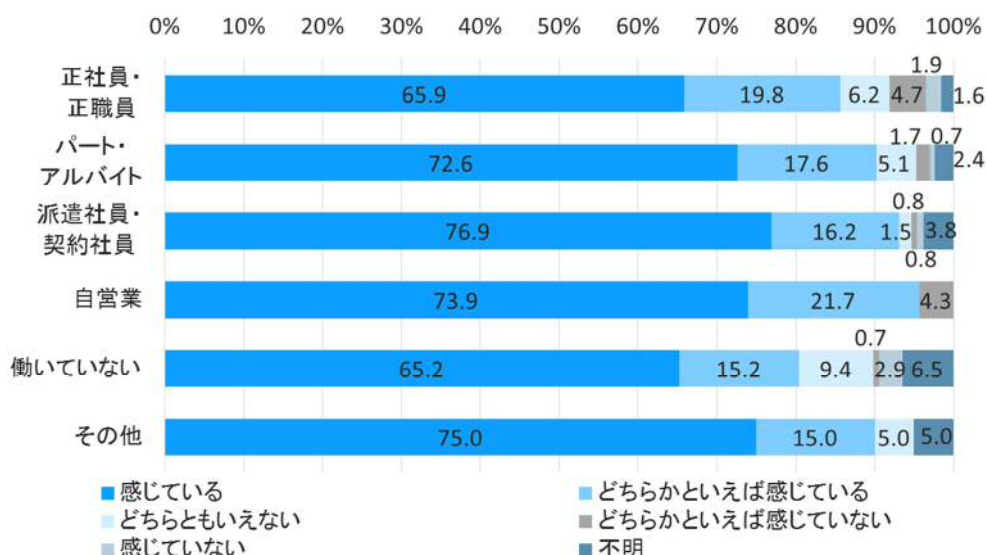
図8-3 今後の生活への不安（相談相手の有無別）



現状

- 今後の生活への不安を「相談相手の有無」別に見ると、相談相手のいない人に「不安を感じている」と回答する割合が高い傾向にあります。

図 8-4 今後の生活への不安（母子家庭 - 雇用形態別）



現状

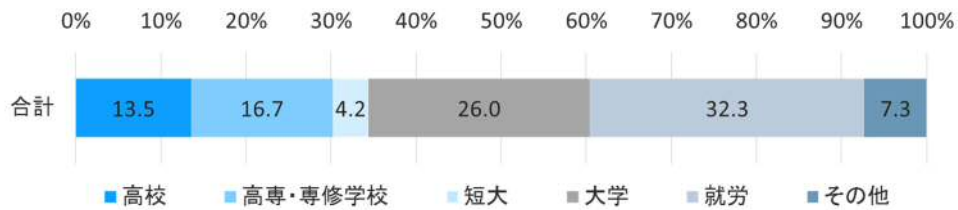
- 今後の生活への不安を母子家庭の雇用形態別に見ると、「正社員・正職員」と比較して、「パート・アルバイト」、「派遣社員・契約社員」は、「不安を感じている」と回答する割合が高い傾向にあります。
- また、図には掲載していませんが、父子家庭及び寡婦も同様の傾向となっています。

生活への不安や悩みから見た課題

- 雇用や身分の不安定さが今後の生活への不安につながっていることから、安定した職への就労支援の取組を推進する必要があります（図 8-4）。
- 現在困っていることについて、家計や仕事の割合が高いことから、就労支援のほか、各種手当や貸付金などによる経済的な支援を行う必要があります（図 6）。
- 同居者のいない人、相談相手のいない人に不安を感じる割合が高いことから、気軽に相談できる体制を充実させる必要があります（図 8-2、図 8-3）。
- 父子家庭が現在困っていることでは、子育てや家事といった男性ならではの特徴が見られることから、父子家庭が気軽に相談できる体制を充実させる必要があります（図 6）。
- 困ったときや悩みの相談相手がない割合が高い一方で、区役所の相談員や札幌市母子寡婦福祉連合会（ひとり親家庭支援センター）などの公的機関が相談相手になっている割合が低いことから、相談窓口の認知度を高める必要があります（図 7）。
- 寡婦が現在困っていることでは、健康に関することが上位にあることから、日常生活への支援や相談体制を充実させる必要があります（図 6）。

子の就学・就労の状況

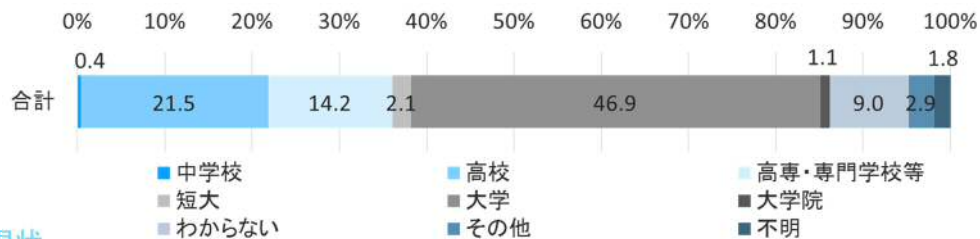
図9 就学・就労状況（18～19歳世代）



現状

- 大学の1、2年生に当たる18～19歳の就学・就労状況では、「就労」と回答した割合が最も高く、次いで「大学」、「高専・専門学校等」となっています。

図10 子に期待する最終学歴



現状

- 子に期待する最終学歴では、「大学」と回答した割合が最も高く、次いで「高校」、「高専・専門学校等」となっています。

参考（平成29年度学校基本調査）

- 平成29年度学校基本調査の結果では、一般世帯の進学割合は、大学が49.6%、短大が5.2%となっています。

図11 学習塾や家庭教師の利用（小5、中2、高2）



（資料 | 平成28年度札幌市子ども・若者生活実態調査）
※「札幌市子どもの貧困対策計画」より抜粋

現状

- 学習塾や家庭教師の利用について、ひとり親家庭は、全体と比較して、利用割合が低い傾向にあります。



子の就学・就労の状況から見えた課題

- 大学進学を期待する割合や一般世帯の大学進学率に対し、ひとり親家庭の18～19歳世代の大学進学割合は低く、期待と現実に乖離が生じています（図9、図10）。
- ひとり親家庭は、学習塾や家庭教師を利用している割合が低いことから、金銭的な事情で進学を諦めることや、学校の勉強についていけなくなることはないよう、貸付金や学習支援などによる進学のための支援が必要となります（図11）。
- 進学にあたっては、経済的な支援だけではなく、子どもの成長段階に応じた、しつけや学習支援、非行へのフォローなどが重要です（検討協議会意見）。
- 子ども自身が将来を見据えて進路を考えることができるよう、身近なモデルとなる大学生などと接する機会を創出する必要があります（検討協議会意見）。

子に関すること

図 12 子どもの日中の過ごし方

	1 位	2 位	3 位
就学前	保育施設 (69.4%)	幼稚園 (14.5%)	自宅 (12.4%)
小学校低学年	児童会館・児童クラブ (55.5%)	自宅 (28.9%)	祖父母宅 (6.6%)
小学校高学年	自宅 (67.3%)	児童会館・児童クラブ (14.5%)	祖父母宅 (5.9%)
中学生	自宅 (60.4%)	部活動 (29.9%)	習い事・塾 (3.0%)
高校生	自宅 (53.1%)	部活動 (31.9%)	習い事・塾 (2.1%)

現状

- 子どもの日中の過ごし方について、就学前では「保育施設」、小学校低学年では「児童会館・児童クラブ」、小学校高学年から高校生までは「自宅」と回答した割合が最も高くなっています。

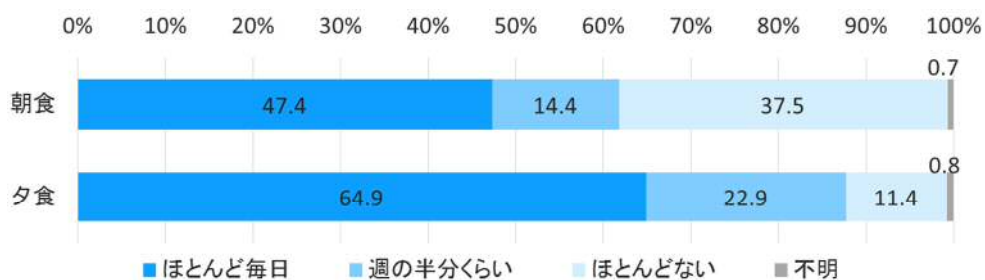
図 13 子どもに関する悩み

	1 位	2 位	3 位
就学前	しつけ (40.7%)	発達・健康 (30.4%)	特にない (29.9%)
小学校低学年	しつけ (42.0%)	教育・進路 (41.6%)	交友関係 (29.8%)
小学校高学年	教育・進路 (61.0%)	しつけ (39.0%)	発達・健康 (28.7%)
中学生	教育・進路 (80.3%)	しつけ (27.5%)	学校での生活 (23.0%)
高校生	教育・進路 (76.2%)	就職 (25.3%)	発達・健康 (18.8%)

現状

- 子どもに関する悩みについて、就学前、小学校低学年では「しつけ」、小学校高学年から高校生までは「教育・進路」と回答した割合が最も高くなっています。

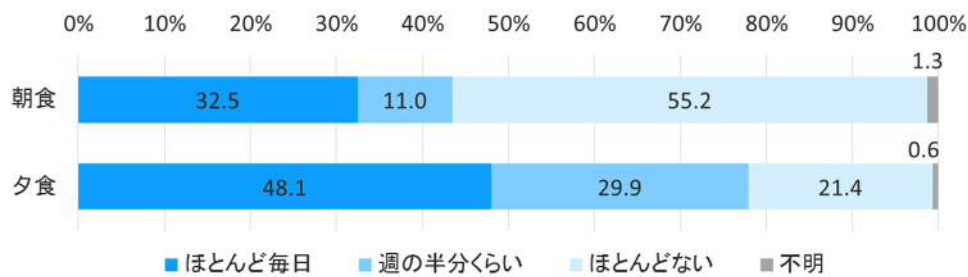
図 14-1 親子での食事の状況 (母子家庭)



現状

- 母子家庭の親子での食事の状況について、食事を一緒にとることが「ほとんどない」と回答した割合は、朝食で 37.5%、夕食で 11.4%となっています。

図 14-2 親子での食事の状況（父子家庭）



現状

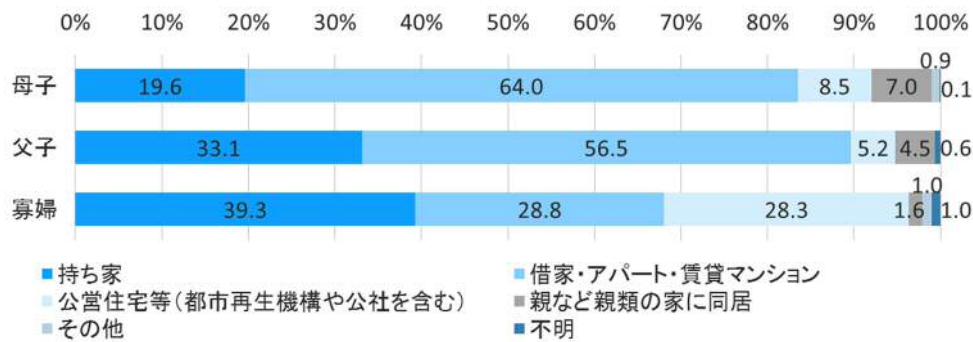
- 父子家庭の親子での食事の状況について、食事を一緒にとることが「ほとんどない」と回答した割合は、朝食で 55.2%、夕食で 21.4%となっています。

✓ 子に関することから見えた課題

- 就学前では、保育所等の保育施設を利用している割合が高いことから、就労による自立を支援するためにも、安心して子どもを預けられる場所の確保等保育サービスの環境を整えていく必要があります（図 12）。
- 小学生では、児童会館や放課後児童クラブを利用している割合が高く、また、学年が進むにつれて、自宅で過ごす割合が増える傾向にあるため、ニーズを的確に把握した放課後の居場所づくりを推進する必要があります（図 12）。
- 子どもの居場所はただ安全に過ごすだけではなく、年齢に応じた必要な経験を社会の中で提供していく場所であることが求められます（検討協議会意見）。
- 小学校高学年からは、教育や進路に関する悩みの割合が増えていることから、学習支援や進路相談の取組を充実させる必要があります（図 13）。
- 一定の傾向はあるものの、悩みの種類は多様であることから、幅広い悩みや相談に対応できる窓口や専門の窓口につなぐ体制を充実させる必要があります（図 13）。
- 特に父子家庭において、親子と一緒に食事をする割合が低いことから、仕事と子育ての両立（ワーク・ライフ・バランス）を推進する必要があります（図 14-1、図 14-2）。
- ひとり親家庭の親には、日曜日や祝日に仕事をしている人が一定割合いることから、休日に安心して子どもを預けられる場所の確保が必要となります（検討協議会意見）。

住居の状況

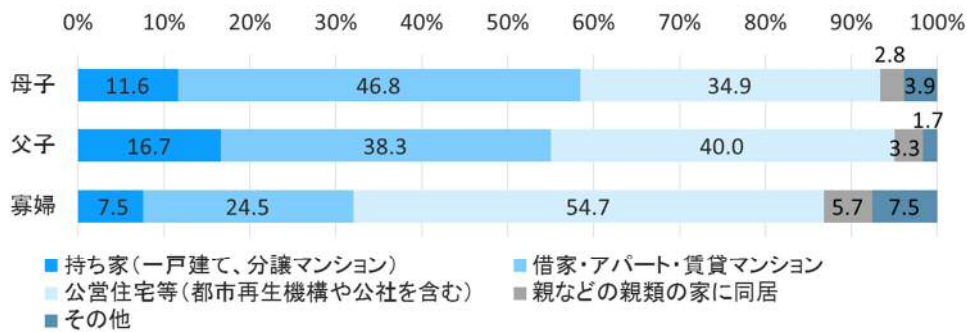
図 15-1 現在の住まいの種類



現状

- 現在の住まいの種類について、母子家庭及び父子家庭では、「借家・アパート・賃貸マンション」と回答した割合が最も高く、次いで「持ち家」となっています。
- 寡婦では、「持ち家」と回答した割合が最も高く、次いで「借家・アパート・賃貸マンション」となっています。

図 15-2 希望する住まいの種類



現状

- 希望する住まいの種類について、母子家庭では、「借家・アパート・賃貸マンション」と回答した割合が最も高く、次いで「公営住宅等」となっています。
- 父子家庭及び寡婦では、「公営住宅等」と回答した割合が最も高く、次いで「借家・アパート・賃貸マンション」となっています。

参考(平成26年国勢調査)

- 平成27年国勢調査の結果では、全世帯における住まいの種類は、持ち家が48.6%、民間借家が43.3%、公営住宅等が4.0%となっています。

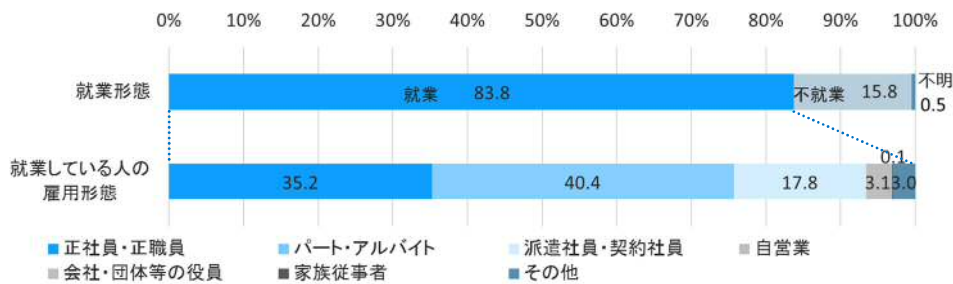


住居の状況から見えた課題

- 収入や住居等に課題を抱えている世帯には、生活の場が確保されたうえで自立への支援が行われる母子生活支援施設が有効であることから、母子生活支援施設の利用を促進する必要があります（検討協議会意見）。
- 母子生活支援施設には、住居や就労といった経済的なもののほか、しつけや心理的課題、DV 被害など、困難な事情を抱える世帯の入所が多いことから、自立支援の取組の底上げを図る必要があります（検討協議会意見）。
- 公営住宅等を希望する割合に対して、実際に公営住宅等を住まいとしている割合が低いことから、公営住宅への入所の優遇制度が有効となっています（図 15-1、図 15-2）。
- 空き家の有効利用や子育て世代と高齢者世帯の共同住宅など、新しい形の住居の在り方の検討も求められます（検討協議会意見）。

雇用状況

図 16-1 雇用形態（母子家庭）



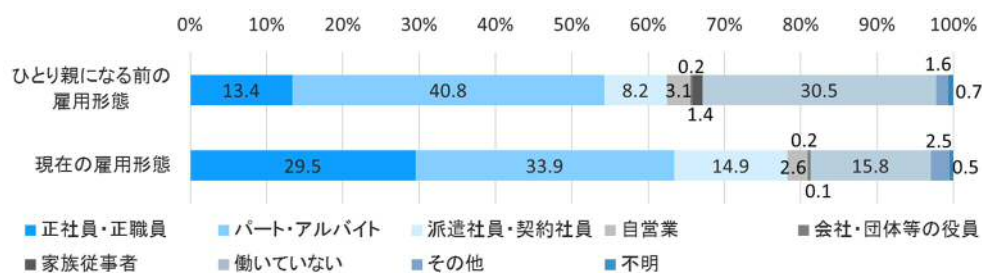
現状

- 母子家庭の現在の雇用形態について、就業していると回答した割合は 83.8%となっていますが、そのうち「正社員・正職員」と回答した割合は 35.2%となっています。
- 就業している人の雇用形態では、「パート・アルバイト」と回答した割合が最も高く、次いで「正社員・正職員」、「派遣社員・契約社員」となっています。

前回調査比較（母子家庭の雇用形態）

	就業	正社員 正職員	パート・ アルバイト	派遣社員 契約社員	自営業
H24 調査	80.3%	36.2%	46.3%	6.2%	2.8%
H29 調査	83.8%	35.2%	40.4%	17.8%	3.1%

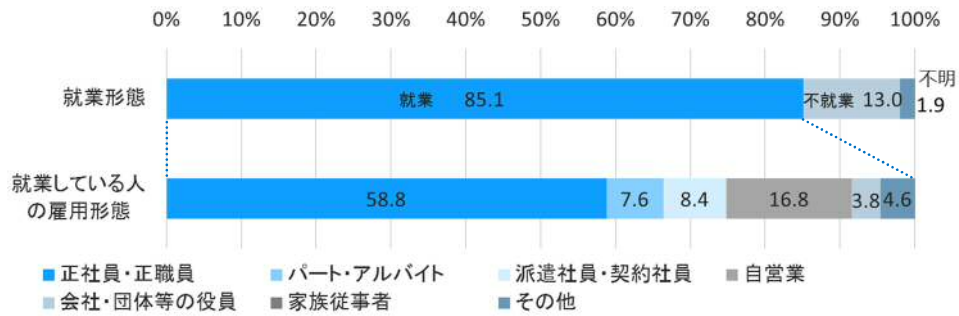
図 16-2 雇用形態（母子家庭 - ひとり親家庭になる前後比較）



現状

- ひとり親家庭になる前と後との雇用形態について、母子家庭では、ひとり親家庭になった後に、「正社員・正職員」の割合が 13.4%から 29.5%に増加し、「働いていない」の割合が 30.5%から 15.8%に減少しています。

図 16-3 雇用形態（父子家庭）



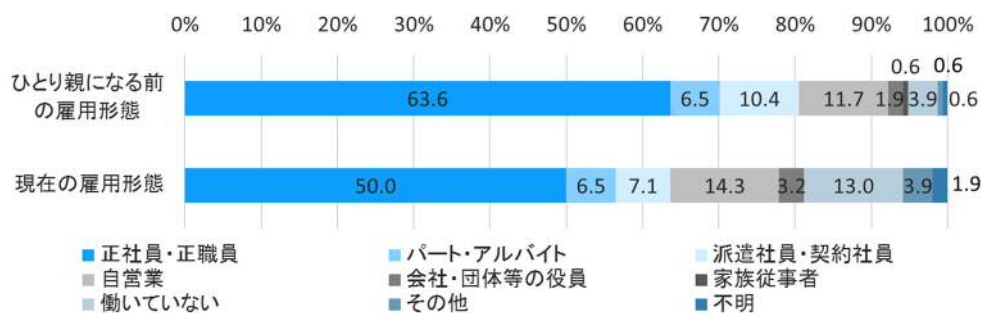
現状

- 父子家庭の現在の雇用形態について、就業していると回答した割合は 85.1% となっていますが、そのうち「正社員・正職員」と回答した割合は 58.8% となっています。
- 就業している人の雇用形態では、「正社員・正職員」と回答した割合が最も高く、次いで「自営業」、「派遣社員・契約社員」となっています。

前回調査比較（父子家庭の雇用形態）

	就業	正社員 正職員	パート・ アルバイト	派遣社員 契約社員	自営業
H24 調査	83.4%	54.6%	14.9%	3.5%	19.1%
H29 調査	85.1%	58.8%	7.6%	8.4%	16.8%

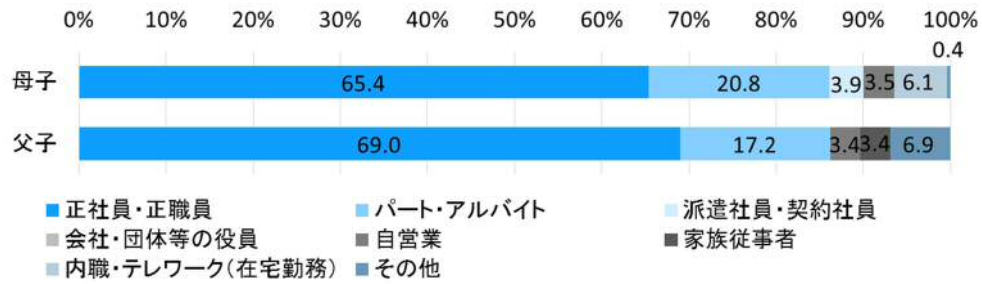
図 16-4 雇用形態（父子家庭 - ひとり親家庭になる前後比較）



現状

- ひとり親家庭になる前と後との雇用形態について、父子家庭では、ひとり親家庭になった後に、「正社員・正職員」の割合が 63.6% から 50.0% に減少し、「働いていない」の割合が 3.9% から 13.0% に増加しています。

図 17 希望する雇用形態



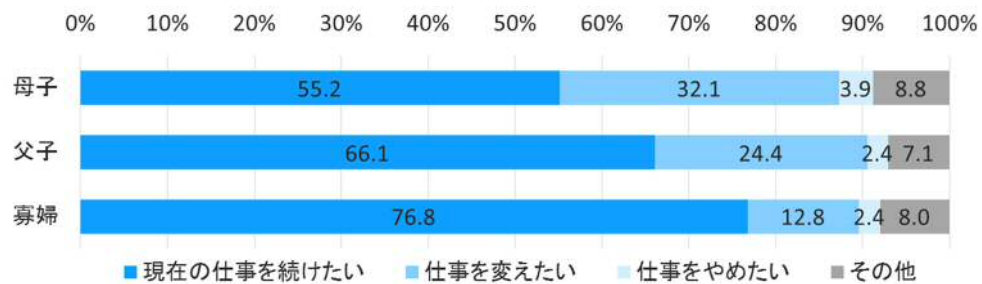
現状

- 希望する雇用形態について、母子家庭、父子家庭とも「正社員・正職員」と回答した割合が最も高く、次いで「パート・アルバイト」となっています。

参考（平成 28 年厚生労働省労働力調査）

- 平成 28 年厚生労働省労働力調査の結果では、就業している人のうち、正規雇用の割合が 62.5%、非正規雇用の割合が 37.5%となっています。

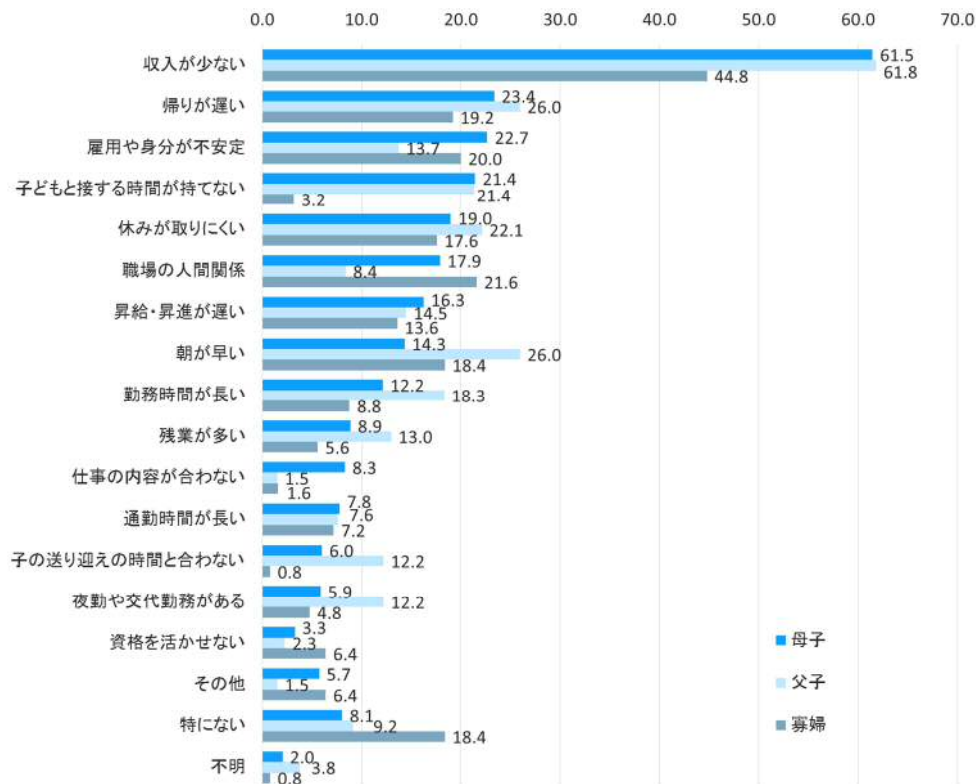
図 18 転職等の希望



現状

- 転職等の希望について、「仕事を变えたい」と回答した割合は、母子家庭で 32.1%、父子家庭で 24.4%、寡婦で 12.8%となっています。

図19 仕事の悩みや不安



現状

- 仕事の悩みや不安では、母子家庭、父子家庭、寡婦とも「収入が少ない」と回答した割合が最も高くなっています。
- 母子家庭は、父子家庭と比較して、「雇用や身分が不安定」と回答した割合が高くなっています。
- 父子家庭は、「朝が早い」、「帰りが遅い」、「勤務時間が長い」などの時間的な悩みの割合が高くなっています。
- 母子家庭、父子家庭とも「子どもと接する時間が持てない」と回答した割合が高くなっています。

図 20-1 資格保有数別の雇用形態（母子家庭）

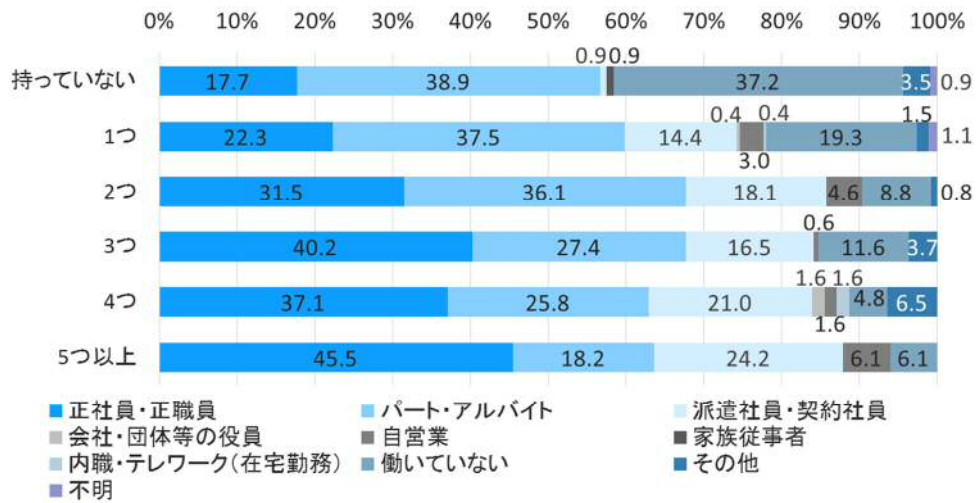


図 20-2 資格保有数別の雇用形態（父子家庭）

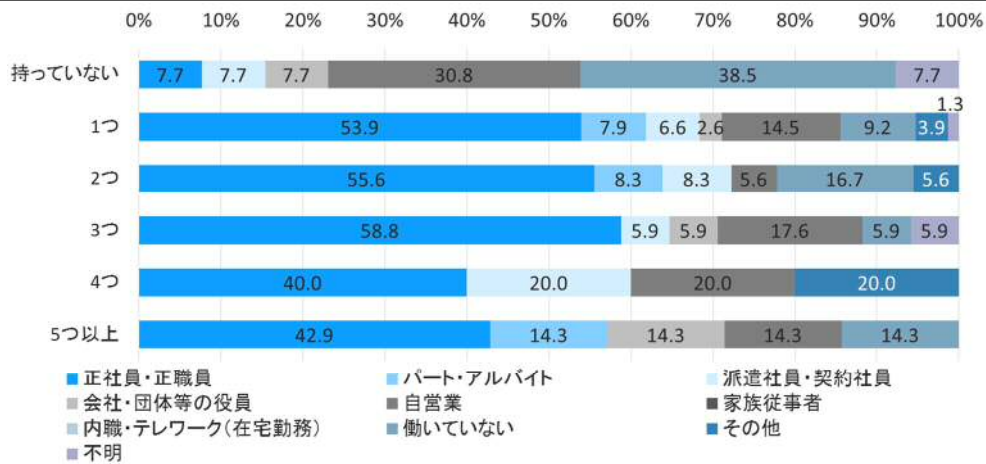
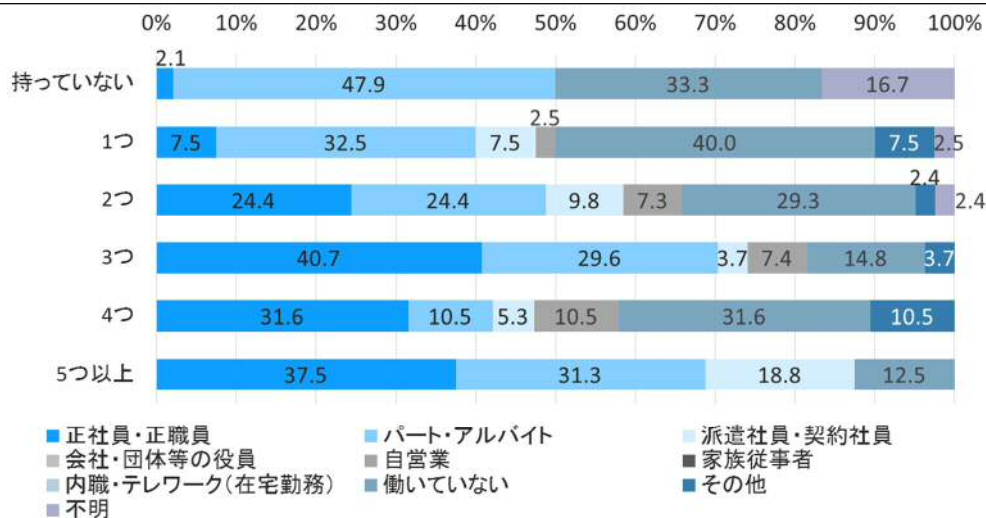


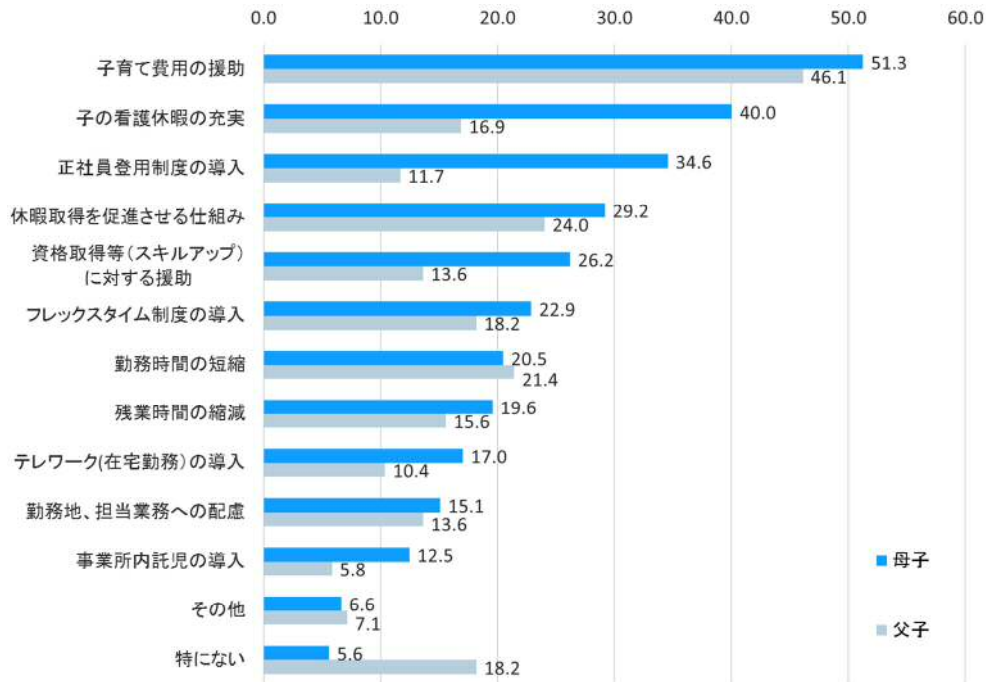
図 20-3 資格保有数別の雇用形態（寡婦）



現状

- 資格保有数別の雇用形態について、母子家庭、父子家庭、寡婦とも「資格を持っていない人」と比較して、「資格を持っている人」は「正社員・正職員」と回答した割合が高くなっています。
- 特に、母子家庭及び寡婦は、資格保有数が多いほど、「正社員・正職員」の割合が高くなる傾向にあります。

図 21 子育てをしながら働くために会社に望むこと



現状

- 子育てをしながら働くために会社に望むことについて、母子家庭では、「子育て費用の援助」と回答した割合が最も高く、次いで「子の看護休暇の充実」、「正社員登用制度の導入」となっています。
- 父子家庭では、「子育て費用の援助」と回答した割合が最も高く、次いで「休暇取得を促進させる仕組み」、「勤務時間の短縮」となっています。

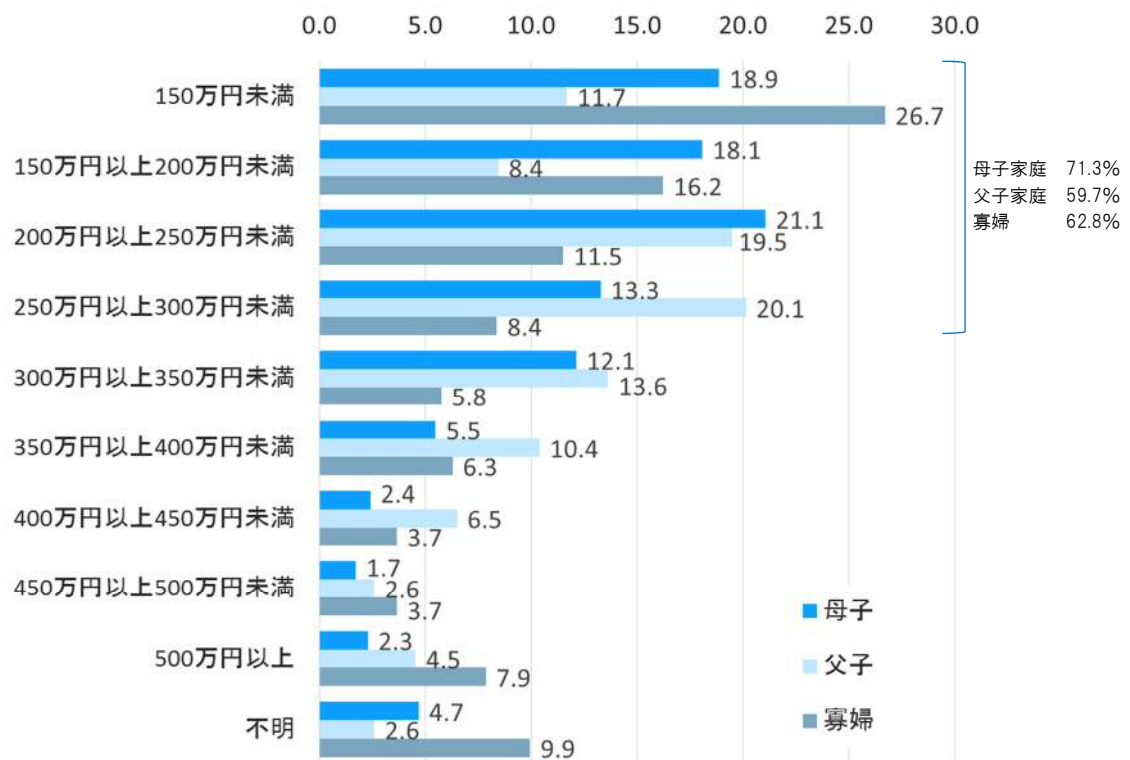


雇用状況から見えた課題

- 母子家庭では、前回調査より就業している割合が増えているものの、正社員・正職員の割合がやや減少しており、前回同様 30%台に留まっています（図 16-1）。
- 母子家庭は、ひとり親家庭になったことにより、家計を支えるため、就業割合とりわけ正社員・正職員の割合が増加しています（図 16-2）。
- 母子家庭の仕事の悩みや不安では、「収入が少ない」、「帰りが遅い」に次いで「雇用や身分が不安定」と回答した割合が高いことから、就労を軸にした自立を目指すためにも、安定した職への就労支援の取組を推進する必要があります（図 19）。
- 父子家庭は、ひとり親家庭になったことにより、子育てのための時間を確保するため、就業割合とりわけ正社員・正職員の割合が減少しています（図 16-4）。
- 父子家庭の仕事の悩みや不安では、勤務時間に関する悩みを抱えている割合が高く、このことが、親子と一緒に食事をとることができないことにもつながっています（図 14-1、図 14-2、図 19）。
- 会社に望むこととして、母子家庭では、「子の看護休暇の充実」、父子家庭では、「休暇取得を促進させる仕組み」と回答した割合が高くなっていることから、会社の理解が進み、望まない転職をすることがないように、仕事と子育ての両立（ワーク・ライフ・バランス）を推進する必要があります（図 21）。
- 雇用や身分が安定している正社員・正職員による雇用で、かつ、子育てのための時間が確保できるような働き方の改革が求められます（検討協議会意見）。
- 転職等の希望について、「仕事を変えたい」と回答した割合が一定割合いることから、就業に関する相談体制の充実や就業機会を創出する取組が必要となります（図 18）。
- 「資格を持っている人」と比較して、「資格を持っていない人」の正社員・正職員の割合が極めて低く、特に母子家庭及び寡婦においては、資格の数が多いほど、正社員・正職員の割合が高くなる傾向にあることから、希望する資格と就職に有利な資格を精査し、より効果的な資格取得や技能習得のための支援を推進する必要があります（図 20-1～図 20-3）。
- 「預けるところがないから働けない」という状況を作らないよう、日曜・祝日を含め、安心して子どもを預けられる場所の確保が必要となります（検討協議会意見）。

収入等の状況

図 22-1 世帯の年間総収入



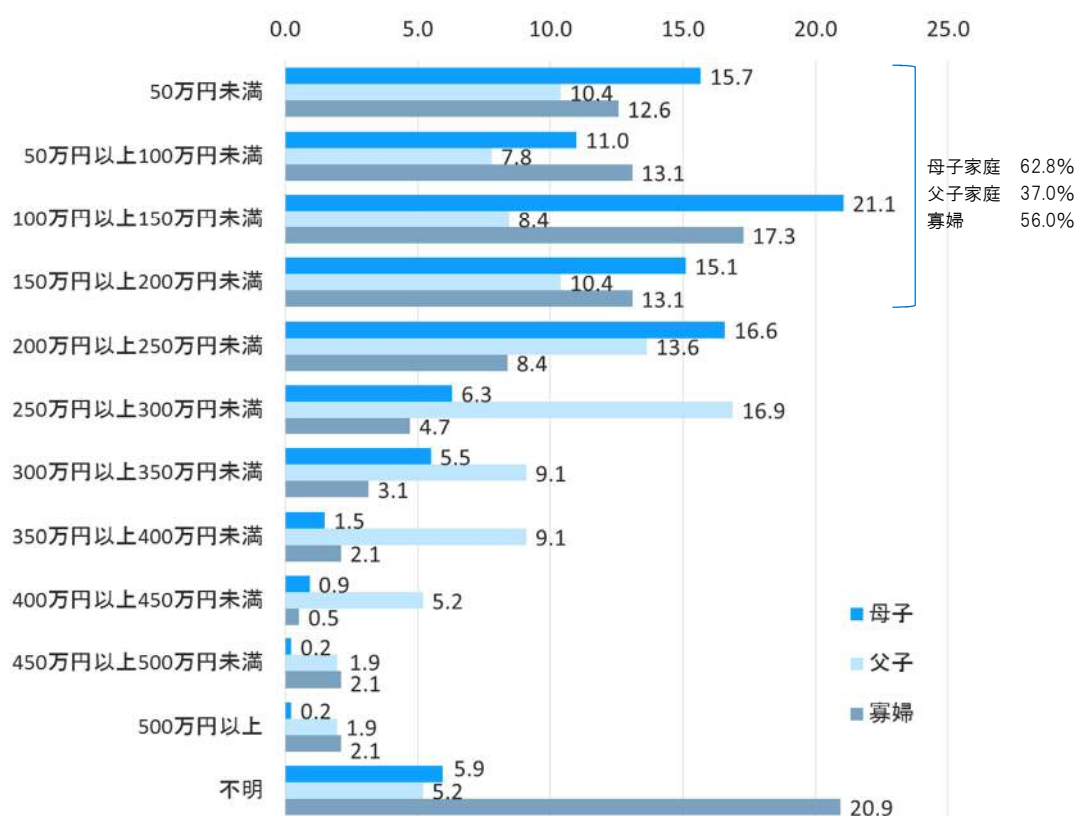
現状

- 児童扶養手当や生活保護費などを含む世帯の年間総収入について、母子家庭では、「300万円未満」と回答した割合が71.3%となっています。
- 父子家庭では、「300万円未満」と回答した割合が59.7%となっています。
- 寡婦では、「300万円未満」と回答した割合が62.8%となっています。

前回調査比較（年間総収入が300万円未満の世帯）

	母子家庭	父子家庭	寡婦
H24 調査	74.2%	53.2%	69.1%
H29 調査	71.3%	59.7%	62.8%

図 22-2 ひとり親家庭等の親の年間就労収入



現状

- ひとり親家庭等の親の年間就労収入について、母子家庭では、「200万円未満」と回答した割合が62.8%となっています。
- 父子家庭では、「200万円未満」と回答した割合が37.0%となっています。
- 寡婦では、「200万円未満」と回答した割合が56.0%となっています。

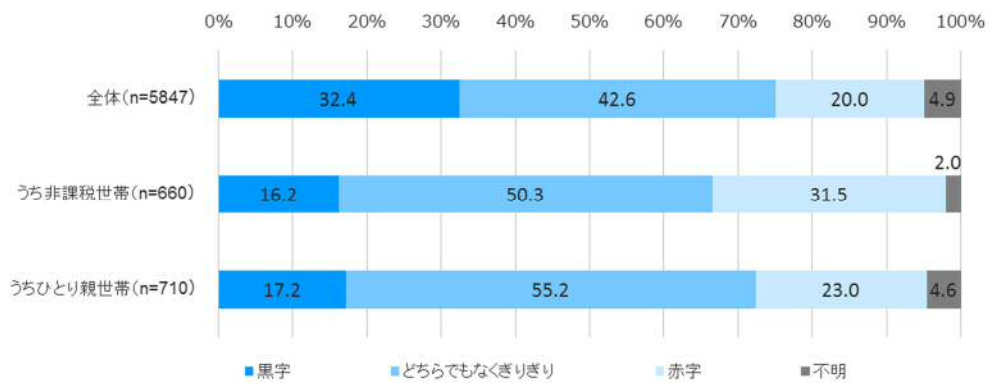
前回調査比較（ひとり親家庭の親の年間就労収入が200万円未満の世帯）

	母子家庭	父子家庭	寡婦
H24 調査	66.2%	34.4%	50.0%
H29 調査	62.8%	37.0%	56.0%

参考（平成27年厚生労働省毎月勤労統計調査）

- 平成27年厚生労働省毎月勤労統計調査では、札幌市の年間平均賃金は、男性が538万円、女性が298万円となっています。

図 23 家計の状況

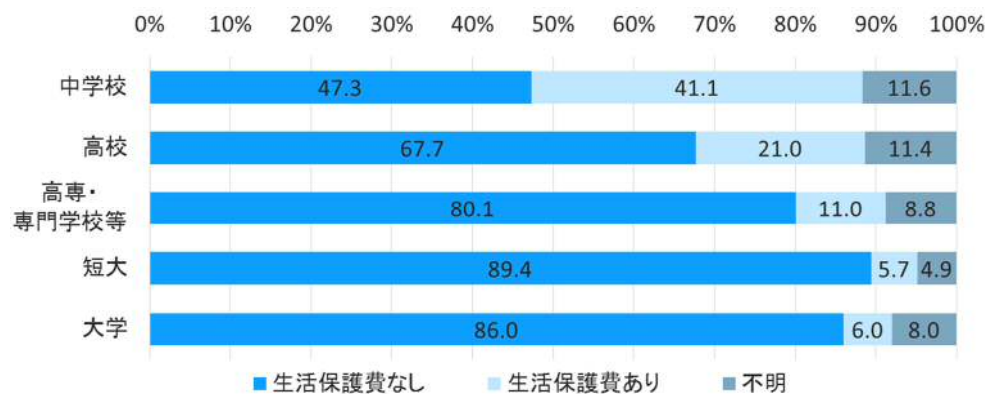


(資料 | 平成 28 年度札幌市子ども・若者生活実態調査)
 ※「札幌市子どもの貧困対策計画」より抜粋

現状

- 家計の状況について、「赤字」又は「どちらでもなくぎりぎり」と回答した割合は、ひとり親家庭は、全体と比較して、高い傾向にあります。

図 24 主な収入に生活保護費を含んでいる世帯の割合（母子家庭 - 最終学歴別）



現状

- 主な収入を 3 つまで選択する中に生活保護費を含んでいる割合について、最終学歴が中学校と回答した方の割合は 41.1%であったのに対し、大学の方の割合は 6.0%となっています。

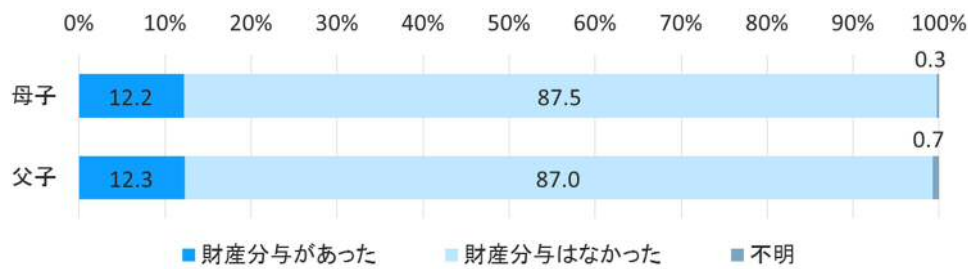


収入等の状況から見えた課題

- 世帯の年間総収入が「300万円未満」と回答した割合、年間就労収入が「200万円未満」と回答した割合ともに、母子家庭及び寡婦は前回調査より減少していますが、父子家庭では増加しています（図 22-1、図 22-2）。
- ひとり親家庭等全体では、依然として収入が低いことから、安定した職への就労支援のほか、各種手当や貸付金などによる経済的な支援を行う必要があります（図 22-1、図 22-2、図 23）。
- 最終学歴が上がるにつれ、生活保護を受けている割合が減少する傾向にあり、中でも最終学歴が中学校の人は生活保護を受給している割合が極めて高いことから、親に対して、高卒認定や資格取得のための支援を推進する必要があるとともに、子に対しても、学習支援や貸付金などによる進学のための支援を推進する必要があります（図 24）。
- 札幌市の母子家庭は、生活保護を受けている割合が非常に高いため、生活保護を受けている家庭の子が連鎖的に生活保護を受けることにならないよう、学習面を含めたサポートが必要となります（図 5、検討協議会意見）。

養育費及び面会交流の状況

図 25 財産分与の状況



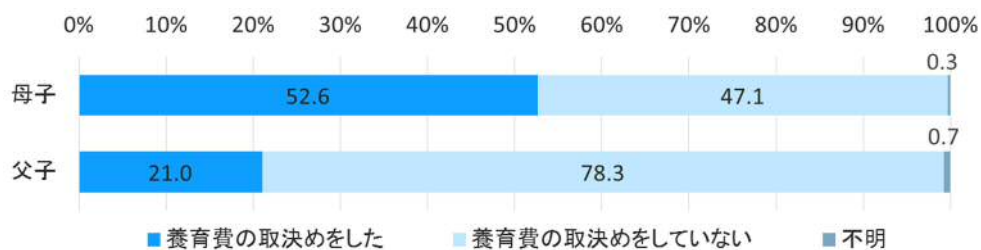
現状

- 財産分与の状況について、財産分与があったと回答した割合は、母子家庭で 12.2%、父子家庭で 12.3%となっています。

前回調査比較（財産分与の状況について）

		財産分与があった	財産分与がなかった
母子家庭	H24 調査	9.6%	89.8%
	H29 調査	12.2%	87.5%
父子家庭	H24 調査	4.6%	95.4%
	H29 調査	12.3%	87.0%

図 26-1 養育費の取決め状況



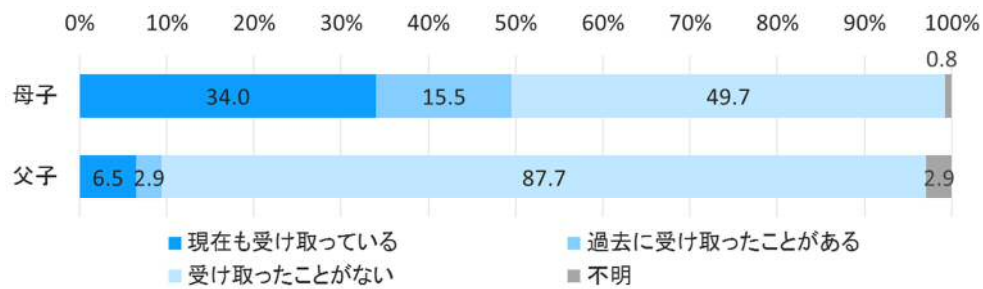
現状

- 養育費の取決め状況について、「取決めがあった」と回答した割合は、母子家庭で 52.6%、父子家庭で 21.0%となっています。

前回調査比較（養育費の取決め状況について）

		取決めをした	取決めをしなかった
母子家庭	H24 調査	47.9%	51.1%
	H29 調査	52.6%	47.1%
父子家庭	H24 調査	17.6%	81.7%
	H29 調査	21.0%	78.3%

図 26-2 養育費の受取状況



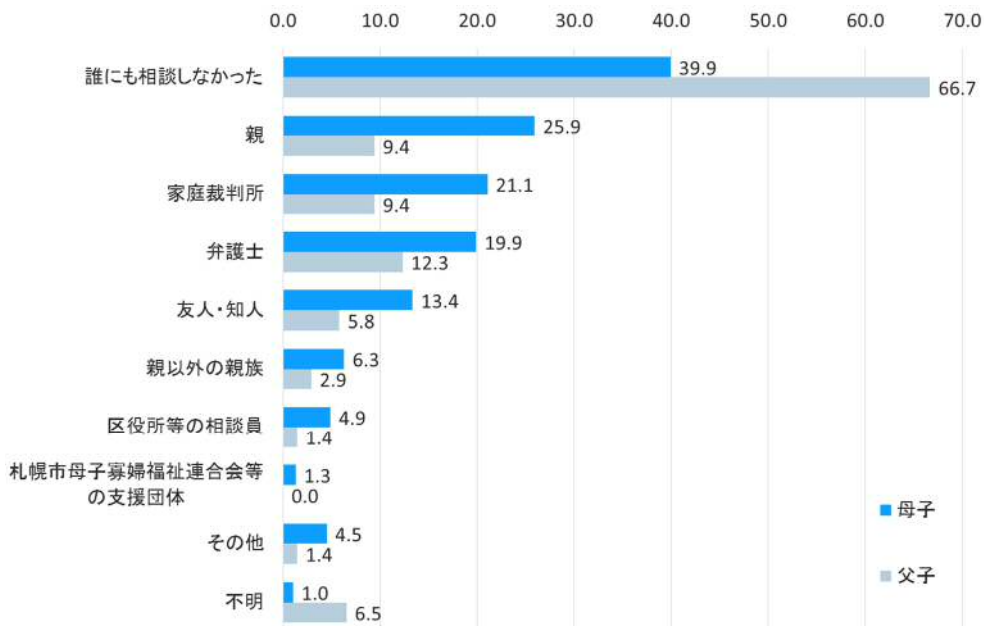
現状

- 養育費の受取状況について、「現在も受け取っている」と回答した割合は、母子家庭で 34.0%、父子家庭で 6.5%となっています。

前回調査比較（養育費の受取状況について）

		現在も受け取っている	受け取ったことがある	受け取ったことがない
母子家庭	H24 調査	25.6%	16.5%	51.7%
	H29 調査	34.0%	15.5%	49.7%
父子家庭	H24 調査	3.1%	3.8%	87.8%
	H29 調査	6.5%	2.9%	87.7%

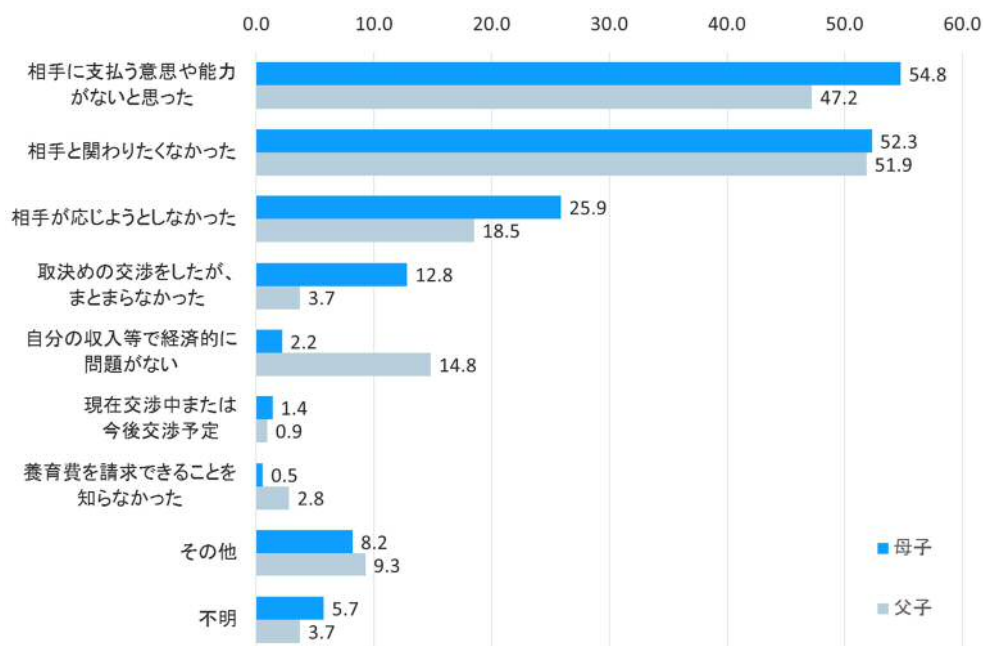
図 26-3 養育費の相談



現状

- 養育費の相談について、母子家庭、父子家庭とも「誰にも相談しなかった」と回答した割合が最も高くなっています。
- 区役所の相談員などの公的機関で相談している割合は、いずれも 10%未満となっています。

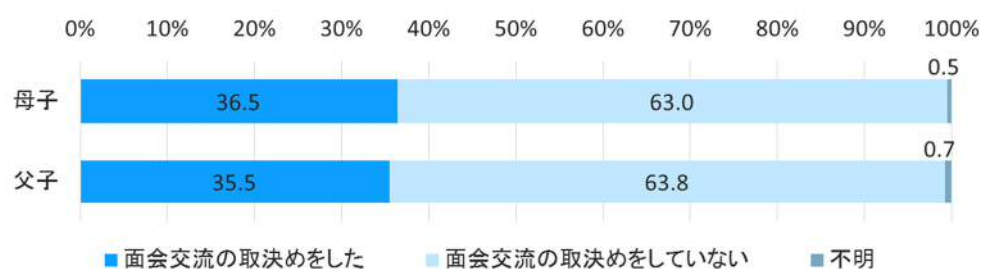
図 26-4 養育費の取決めをしていない理由



現状

- 養育費の取決めをしていない理由について、母子家庭では、「相手に支払う意思や能力がないと思った」と回答した割合が最も高く、次いで「相手と関わりたくなかった」となっています。
- 父子家庭では、「相手と関わりたくなかった」と回答した割合が最も高く、次いで「相手に支払う意思や能力がないと思った」となっています。

図 27-1 面会交流の取決状況



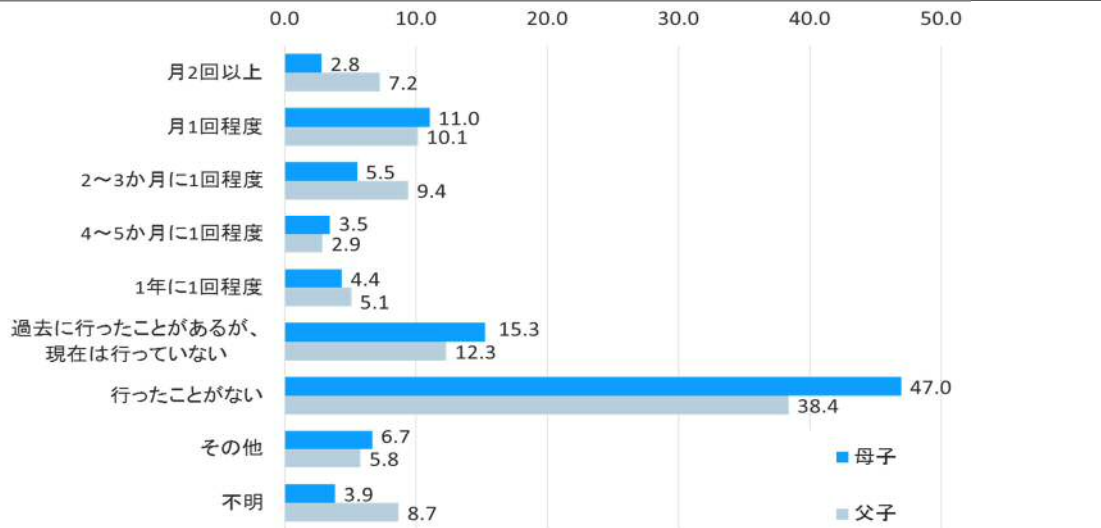
現状

- 面会交流の取決状況について、「取決めがあった」と回答した割合は、母子家庭で 36.5%、父子家庭で 35.5%となっています。

前回調査比較（面会交流の取決状況について）

		取決めをした	取決めをしなかった
母子家庭	H24 調査	24.3%	74.0%
	H29 調査	36.5%	63.0%
父子家庭	H24 調査	23.7%	72.5%
	H29 調査	35.5%	63.8%

図 27-2 面会交流の実施状況



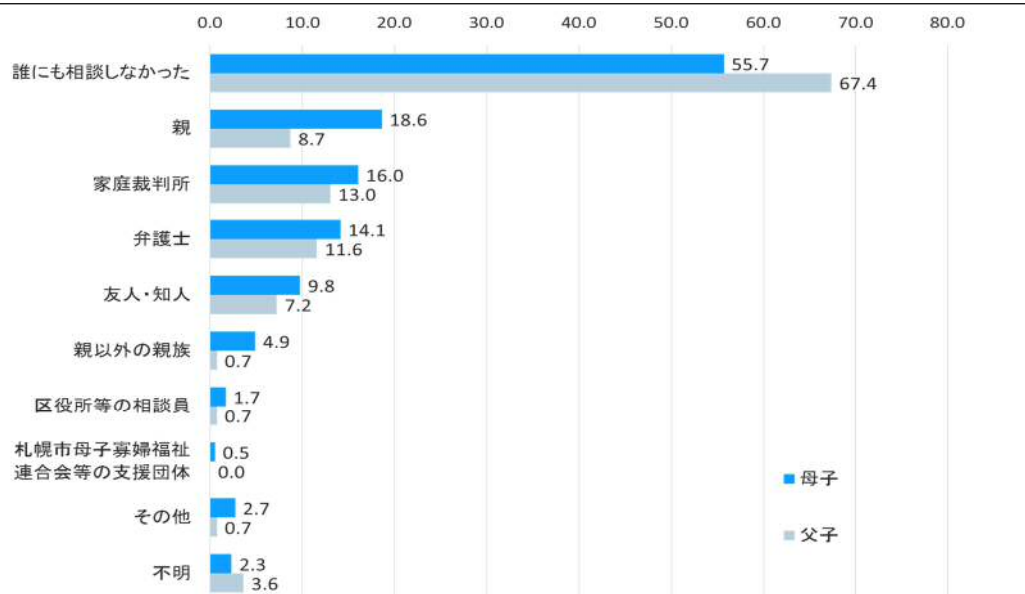
現状

- 面会交流の実施状況について、母子家庭、父子家庭とも「行ったことがない」と回答した割合が最も高く、次いで「過去に行ったことがあるが現在は行っていない」となっています。

前回調査比較（面会交流の実施状況について）

	調査	過去に行ったことがあるが 現在は行っていない	行ったことがない
		母子家庭	H24 調査
	H29 調査	15.3%	47.0%
父子家庭	H24 調査	13.7%	40.5%
	H29 調査	12.3%	38.4%

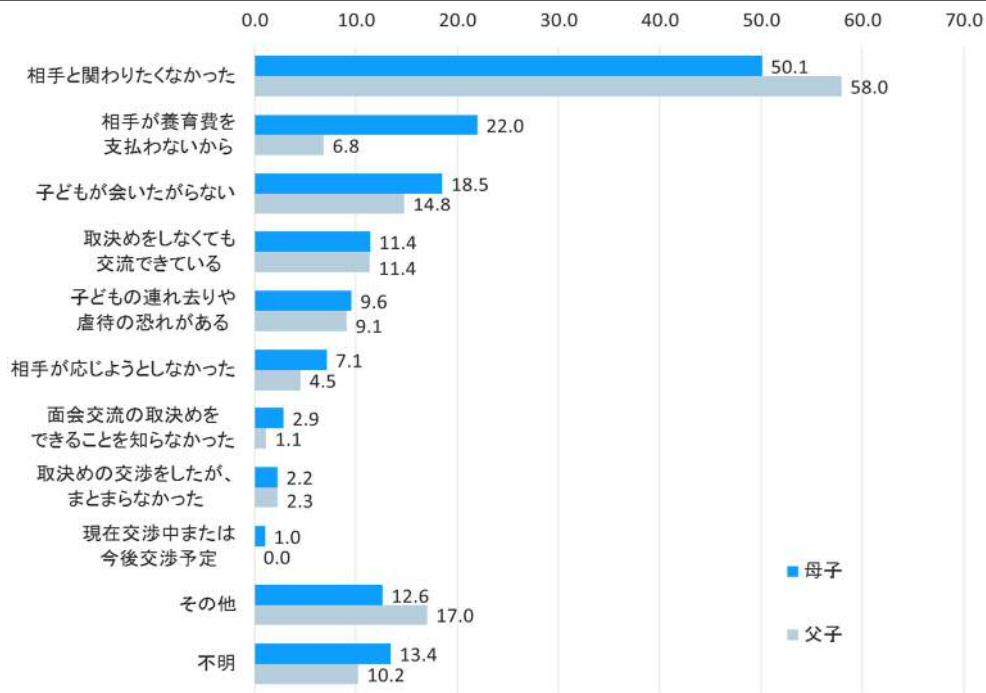
図 27-3 面会交流の相談



現状

- 面会交流の相談について、母子家庭、父子家庭とも「誰にも相談しなかった」と回答した割合が最も高くなっています。
- 区役所の相談員などの公的機関で相談している割合は、いずれも 10%未満となっています。

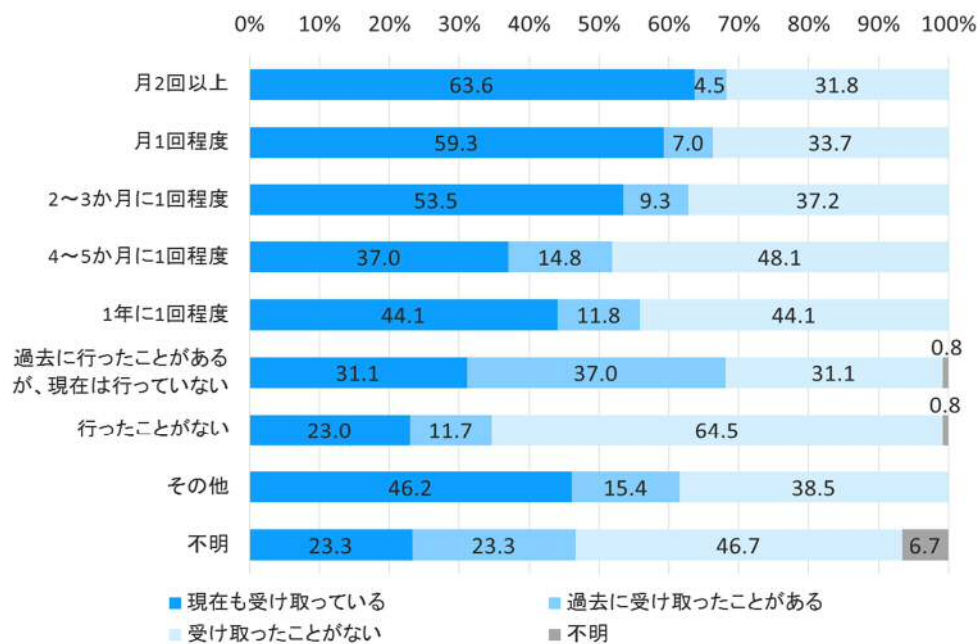
図 27-4 面会交流の取決めをしていない理由



現状

- 面会交流の取決めをしていない理由について、母子家庭では、「相手と関わりたくなかった」と回答した割合が最も高く、次いで「相手が養育費を支払わないから」、「子どもが会いたがらない」となっています。
- 父子家庭では、「相手と関わりたくなかった」と回答した割合が最も高く、次いで「子どもが会いたがらない」、「取決めをしなくても交流できている」となっています。

図 28 面会交流実施状況別の養育費の受取状況（母子家庭）



現状

- 養育費の受取状況を面会交流の実施状況別に見ると、面会交流の実施頻度が高いほど、養育費を受け取っている割合が高くなる傾向にあります。

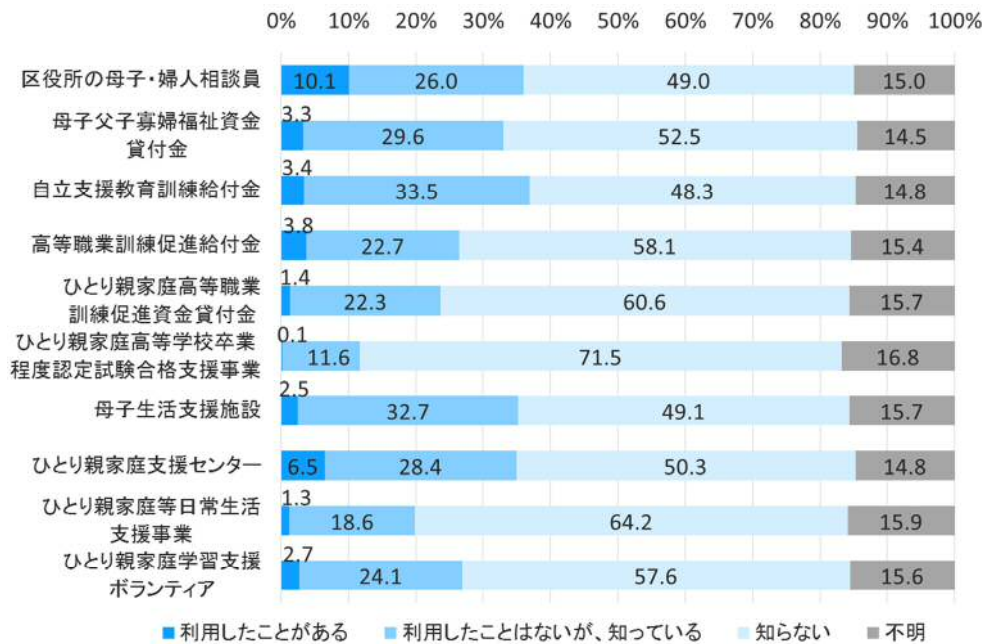


養育費及び面会交流から見えた課題

- 「財産分与があった」と回答した人の割合は前回調査よりも増加しているが、母子家庭、父子家庭とも 10%台となっていることから、離婚後まもなくの生活の安定を図るためにも、相談窓口の周知や離婚前後の相談体制の充実などが必要となります（図 25）。
- 養育費と面会交流の取決状況は、前回調査よりも改善が見られるものの、依然として低いことから、離婚後の生活の安定を図るためにも、相談窓口の周知や離婚前後の相談体制の充実、養育費や面会交流に対する意識向上の啓発が必要となります（図 26-1、図 27-1）。
- 養育費の受取状況についても改善が見られるが、取決めに対して受取りの割合が低いため、相談体制の充実や周知が必要となります（図 26-1、図 26-2）。
- 養育費及び面会交流の相談について、母子家庭、父子家庭とも「誰にも相談しなかった」と回答した割合が極めて高く、一方で、区役所の相談員などの公的機関が相談相手になっている割合が低いことから、相談窓口の周知が必要となります（図 26-3、図 27-3）。
- 養育費及び面会交流の「取決めをしていない理由」について、母子家庭、父子家庭とも「相手と関わりたくなかった」と回答した割合が 50%を超えていることから、離婚の理由・事情が複雑化していることがうかがえます（図 26-4、図 27-4）。
- 面会交流の実現頻度が高いほど、養育費を受け取っている割合が高くなる傾向にあることから、面会交流を行うことができる良好な関係の構築が求められます（図 28）。
- 「面会交流の取決めをしていない理由」に「子どもの連れ去りや虐待の恐れがある」、「子どもが会いたがらない」と回答した割合も一定割合いることから、面会交流への支援については、慎重に行う必要があります（図 27-4）。

支援制度等

図 29-1 支援制度の利用率・認知度（母子家庭）



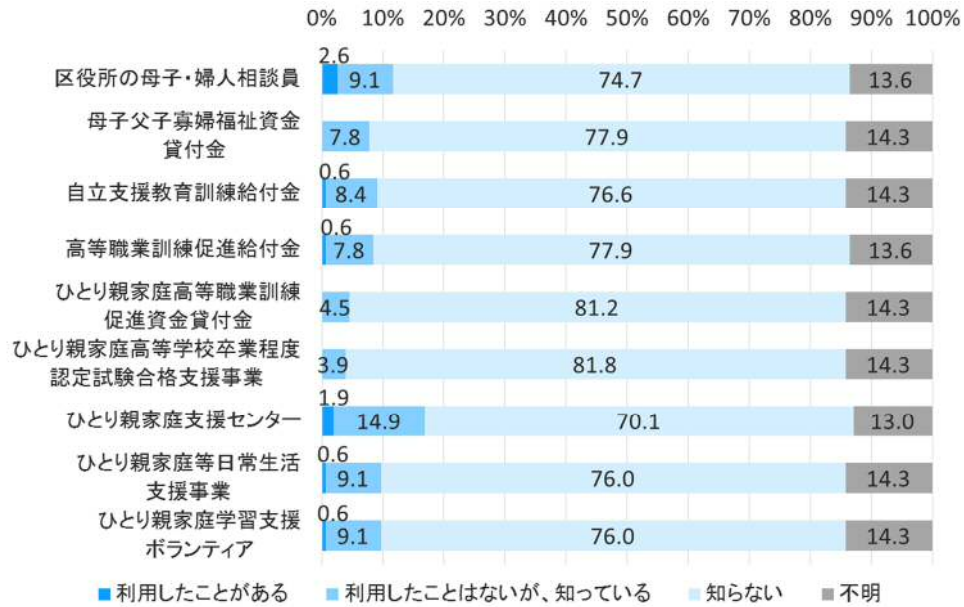
現状

- 支援制度の認知度について、母子家庭では、全ての事業において、「知らない」と回答した割合が「利用したことがある」又は「利用したことはないが知っている」と回答した割合を上回っています。
- 「自立支援教育訓練給付金」を除く全ての事業において、前回調査よりも「知らない」と回答した割合が増えています。
- 前回調査よりも「利用したことがある」と回答した割合が増えている事業は、「高等職業訓練促進給付金」のみとなっています。

前回調査比較（支援制度の利用率・認知度（母子家庭））

		利用したことがある	利用したことはないが、知っている	知らない
区役所の 母子・婦人相談員	H24 調査	15.8%	27.6%	40.0%
	H29 調査	10.1%	26.0%	49.0%
母子・父子・寡婦 福祉資金貸付金	H24 調査	4.5%	33.2%	46.6%
	H29 調査	3.3%	29.6%	52.5%
自立支援教育 訓練給付金	H24 調査	2.6%	29.3%	52.4%
	H29 調査	3.4%	33.5%	48.3%
高等職業訓練 促進給付金	H24 調査	3.4%	35.0%	46.6%
	H29 調査	3.8%	22.7%	58.1%
ひとり親家庭 支援センター	H24 調査	14.2%	30.6%	40.1%
	H29 調査	6.5%	28.4%	50.3%
ひとり親家庭等 日常生活支援事業	H24 調査	2.0%	28.3%	53.7%
	H29 調査	1.3%	18.6%	64.2%

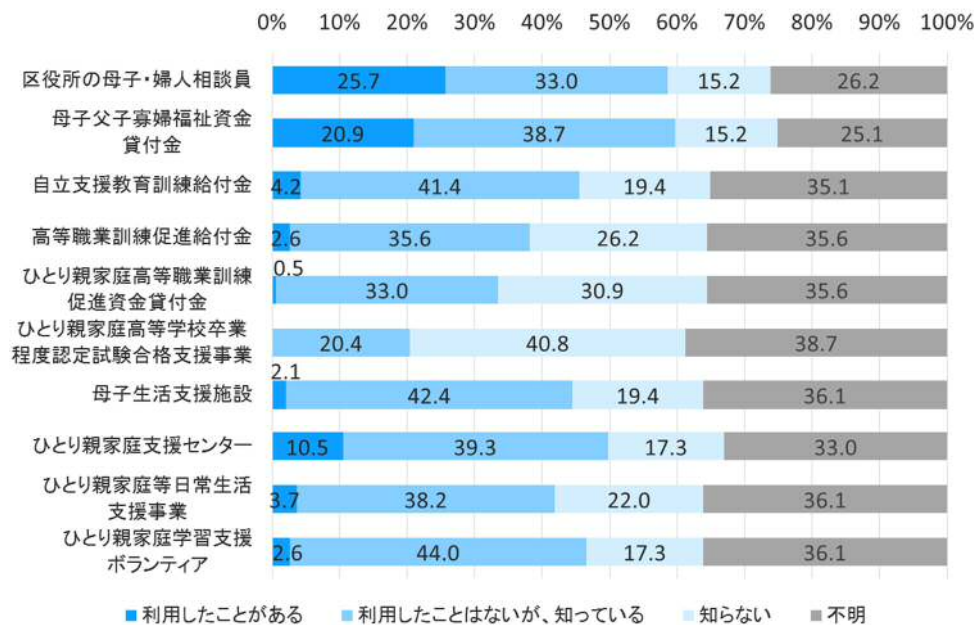
図 29-2 支援制度の利用率・認知度（父子家庭）



現状

- 支援制度の認知度について、父子家庭では、全ての事業において、「知らない」と回答した割合が7割を超えています。

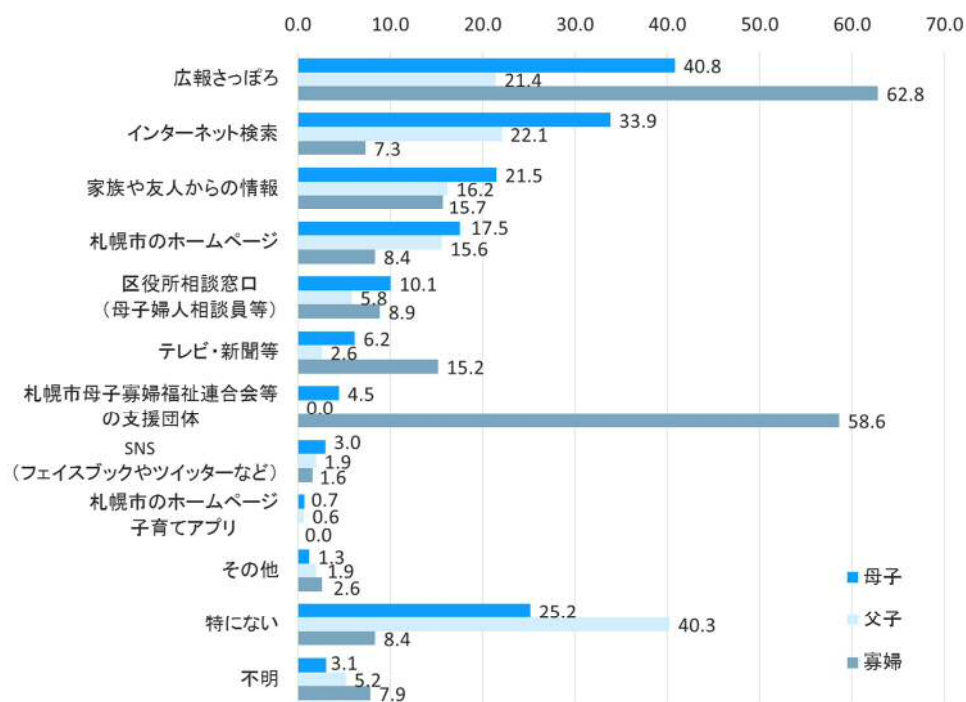
図 29-3 支援制度の利用率・認知度（寡婦）



現状

- 支援制度の認知度について、寡婦は、母子家庭及び父子家庭と比較して、「知らない」と回答した割合が低い傾向にあります。

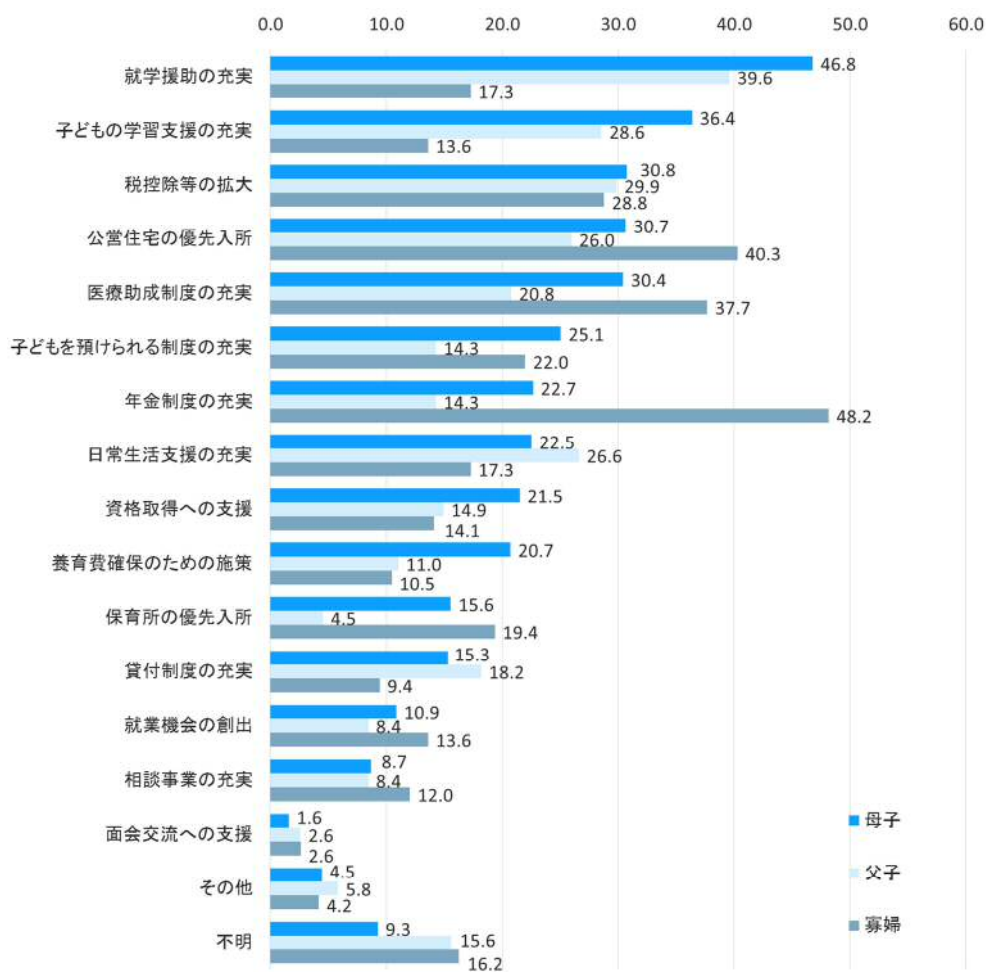
図 30 支援制度等の情報収集の手段



現状

- 支援制度等の情報収集の手段について、母子家庭では、「広報さっぽろ」と回答した割合が最も高く、次いで「インターネット検索」、「特にない」となっています。
- 父子家庭では、「特にない」と回答した割合が最も高く、次いで「インターネット検索」、「広報さっぽろ」となっています。
- 寡婦では、「広報さっぽろ」と回答した割合が最も高く、次いで「札幌市母子寡婦福祉連合会等の支援団体」となっています。

図 31 充実を望む支援施策



現状

- 充実を望む支援施策について、母子家庭では、「就学援助の充実」と回答した割合が最も高く、次いで「子どもの学習支援の充実」、「税控除等の拡大」となっています。
- 父子家庭では、「就学援助の充実」と回答した割合が最も高く、次いで「税控除等の拡大」、「子どもの学習支援の充実」となっている。
- 寡婦では、「年金制度の充実」と回答した割合が最も高く、次いで「公営住宅の優先入所」、「医療助成制度の充実」となっている。



支援制度等から見えた課題

- 支援制度の認知度では、多くの事業において、前回調査よりも「知らない」と回答した割合が増えていることから、制度の周知を図る取組が急務となっています（図 29-1～図 29-3）。
- ひとり親家庭の親はダブルワーク、トリプルワークと仕事を掛け持ちしている方も多く、情報に接触する機会が少ないことも認知度が低い理由として挙げられます（検討協議会意見）。
- 情報収集の手段では、「特にない」と回答した割合が一定割合あり、特に、父子家庭では 40%を超えていることから、情報を得やすく、必要としている方に確実に届くような広報を行う必要があります（図 29-1～図 29-3、図 30）。
- 充実を望む支援施策では、母子家庭及び父子家庭は、「就学援助の充実」や「子どもの学習支援の充実」を望む割合が高く、寡婦では、「年金制度の充実」や「医療助成制度の拡充」を望む割合が高くなっています（図 31）。
- 相談する人がたらい回しにされないよう、離婚届を提出した方がそのまま情報を入手でき、相談ができる仕組みが求められます（検討協議会意見）。

4

第4章 前計画の実施状況

1 前計画の概要

前計画である（第3次）札幌市ひとり親家庭等自立促進計画（平成25年度～平成29年度）では、「ひとり親家庭等の生活の安定と子どもの健やかな成長」を基本理念に、「子育て・生活支援の充実」、「就業支援の充実」、「養育費確保の推進」、「経済的支援の推進」の4つの基本目標を定め、ひとり親家庭等を巡る様々な状況や、国の基本方針などを踏まえ、ひとり親家庭の子どもへの学習支援や支援対象の父子家庭への拡大など、新たな施策を加えながら、ひとり親家庭等への支援の充実に取り組んできました。

また、同計画は札幌市のまちづくりの総合計画である「札幌市まちづくり戦略ビジョン（平成25年度～平成34年度）」の個別計画と位置付けられ、その中期実施計画である「第3次札幌新まちづくり計画（平成23年度～平成26年度）」や「アクションプラン2015（平成27年度～平成31年度）」、関連する計画である「さっぽろ子ども未来プラン（後期計画）（平成22年度～平成26年度）」や「新・さっぽろ子ども未来プラン（平成27年度～平成31年度）」において、具体的な目標が設定されている施策については、その達成に向けて取組を進めてきました。

2 各基本目標の主な成果

前計画の計画期間のうち、平成25年度～平成28年度に実施した施策の主な成果は次のとおりです。資料6「前計画の施策の実施状況」に全ての事業の実施状況を掲載しています。

基本目標1 子育て・生活支援の充実

● 区保育・子育て支援センターの拡充

ひとり親家庭を含む全ての子育て家庭に対する子育て支援の充実を図るため、保育機能に加え、親子の交流の場である常設の子育てサロン、子育て相談等の様々な子育て支援機能を持つ区保育・子育て支援センター（ちあふる）を設置。

（整備実績）

平成26年度 7か所

平成27年度 8か所（平成27年4月に南区に開設）

平成28年度 8か所（9か所目（厚別区）の設置に向け、平成28～29年度に基本設計、実施設計を実施）

● 保育サービスの充実

保護者の就労形態の多様化等に対応するため、時間外保育、一時保育、病後児保育、休日保育、家庭的保育及び小規模保育を推進。

（実績）

平成25年度 時間外保育216施設、一時保育139施設、病後児保育4か所、休日保育5施設

平成26年度 時間外保育233施設、一時保育161施設、病後児保育5か所、休日保育5施設

平成27年度 時間外保育265施設、一時保育170施設、病後児保育5か所、休日保育5施設

平成28年度 時間外保育347施設、一時保育178施設、病後児保育6か所、休日保育5施設

- 放課後の居場所づくりの充実

放課後の居場所づくりの充実を図るため、児童会館等の設置を推進。

(整備実績)

平成 25 年度	ミニ児童会館 7 か所、放課後子ども館 2 か所を新規整備
平成 26 年度	ミニ児童会館 8 か所、放課後子ども館 2 か所を新規整備
平成 27 年度	ミニ児童会館 3 か所、放課後子ども館 1 か所を新規整備
平成 28 年度	ミニ児童会館 1 か所を新規整備

- 学習支援ボランティア事業の実施

学習習慣を身に付けさせ基礎的な学力の向上を図るとともに、進学や進路等の相談を通じひとり親家庭の不安感を解消し、ひとり親家庭の自立を促進するため、ひとり親家庭の児童に対する学習支援を実施。

(参加延児童数)

平成 25 年度 2,343 人、平成 26 年度 5,262 人、平成 27 年度 5,850 人、平成 28 年度 5,216 人
※ 平成 25 年 10 月から 5 区で実施、平成 26 年 6 月から 10 区で実施。

| 基本目標 2 就業支援の充実

- 自立支援教育訓練給付金事業の充実

就業を効果的に促進するために、教育訓練講座を受講した母子家庭の母及び父子家庭の父に対し、講座終了後に入学料及び受講料の一部について給付金を支給。

(制度拡充)

平成 25 年度	対象を父子家庭に拡大
平成 28 年度	支給額を受講費用の 2 割相当から 6 割相当に拡大
平成 29 年度	雇用保険制度の受給資格者を支給対象に追加

- 高等職業訓練促進給付金事業の充実

保育士や看護師などの就職に有利な資格取得を容易にすることを目的に、養成機関で修業している期間の生活の負担軽減を図るため、給付金を支給。

(制度拡充)

平成 25 年度	対象を父子家庭に拡大
平成 28 年度	支給期間上限を 2 年から 3 年に延長、対象資格に 3 資格を追加
平成 29 年度	対象資格に 2 資格を追加

(実績)

平成 25 年度～平成 28 年度 (4 年間) 修了：328 人、資格取得：303 人、就職 257 人

- 就業機会創出事業の実施

ひとり親家庭への理解を示す企業を開拓し、就職の機会を提供する合同就職説明会を開催。

(実績)

平成 26 年度	参加企業 20 社、参加者数 229 人
平成 27 年度	参加企業 19 社、参加者数 69 人
平成 28 年度	参加企業 25 社、参加者数 201 人

※ 平成 26 年度事業開始

| 基本目標3 養育費確保の推進

● 養育費相談の推進

各区の母子・婦人相談員のほか、ひとり親家庭支援センターでの一般相談、弁護士等による特別相談など養育費に係る相談を実施。

(ひとり親家庭支援センターによる養育費相談件数)

平成25年度：386件、平成26年度：300件、平成27年度：244件、平成28年度：244件

| 基本目標4 経済的支援の推進

● 児童扶養手当制度の情報提供と手当の支給

ホームページや広報さっぽろ、各種パンフレット等により児童扶養手当制度に関する情報提供を推進し、適切な手当の支給を実施。

(児童扶養手当受給者数(3月末時点))

平成25年度 20,803人 (児童数30,146人)

平成26年度 20,400人 (児童数29,620人)

平成27年度 21,606人 (児童数31,753人)

平成28年度 21,107人 (児童数30,999人)

● ひとり親家庭等医療費の助成

ひとり親家庭の健康の向上に寄与し、福祉の増進を図るため、一定の要件を満たす母又は父及びその児童に係る医療費の一部助成を実施。

(月平均受給者数)

平成25年度 親19,169人 児童27,444人

平成26年度 親18,994人 児童27,130人

平成27年度 親18,860人 児童26,952人

平成28年度 親18,822人 児童26,855人

3 成果指標に対する達成度

計画では、計画期間中の成果を把握するため、あらかじめ成果指標を設定しています。

成果指標は、計画全体及び基本目標別に設定し、次の計画を策定する際に行うアンケート調査の結果を基に点検を行うこととしています。

本計画では、前計画を策定した平成 24 年度時点の現状値及び目標値と平成 29 年度のアンケート調査による実績値を比較しています。

計画全体の成果指標

● 今後の生活（経済的・子育て等）に不安のある方の割合

	現状値（H24 年度）	目標値（H29 年度）	実績値（H29 年度）
母子家庭	94.0%	80.0%	88.0%
父子家庭	91.2%	80.0%	84.4%
寡婦	84.2%	70.0%	66.0%

基本目標 1（子育て・生活支援）の成果指標

● 子どもに対して悩みを持っている方の割合

	現状値（H24 年度）	目標値（H29 年度）	実績値（H29 年度）
母子家庭	84.9%	70.0%	80.9%
父子家庭	80.4%	70.0%	79.9%

● 区役所の母子・婦人相談員を知っている方の割合

	現状値（H24 年度）	目標値（H29 年度）	実績値（H29 年度）
ひとり親家庭等	38.6%	50.0%	36.5%

● ひとり親家庭支援センターを知っている方の割合

	現状値（H24 年度）	目標値（H29 年度）	実績値（H29 年度）
ひとり親家庭等	38.9%	50.0%	34.9%

基本目標 2（就業支援の充実）の成果指標

● 仕事に悩みを持っている方の割合

	現状値（H24 年度）	目標値（H29 年度）	実績値（H29 年度）
母子家庭	91.2%	80.0%	91.9%
父子家庭	88.7%	80.0%	90.8%
寡婦	84.4%	70.0%	81.6%

● ひとり親家庭支援センターを知っている方の割合

	現状値（H24 年度）	目標値（H29 年度）	実績値（H29 年度）
ひとり親家庭等	47.1%	60.0%	34.9%

基本目標 3（養育費確保の推進）の成果指標

● 養育費の取決めをしている方の割合

	現状値（H24 年度）	目標値（H29 年度）	実績値（H29 年度）
母子家庭	47.9%	60.0%	52.6%
父子家庭	17.6%	30.0%	21.0%

● 面会交流の取決めをしている方の割合

	現状値（H24 年度）	目標値（H29 年度）	実績値（H29 年度）
母子家庭	24.3%	40.0%	36.5%
父子家庭	23.7%	40.0%	35.5%

基本目標 4（経済的支援）の成果指標

● 母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度を知っている方の割合

	現状値（H24 年度）	目標値（H29 年度）	実績値（H29 年度）
ひとり親家庭等	37.8%	50.0%	34.0%

4 前計画の総括

前計画では、「子育て・生活支援の充実」、「就業支援の充実」、「養育費確保の推進」、「経済的支援の推進」を基本目標に、中でも「就業支援の充実」に力を入れて、様々な施策を展開してきました。

計画全体の成果指標である「今後の生活（経済的・子育て等）に不安のある方の割合」では、寡婦は目標を達成し、母子家庭及び父子家庭では目標値には達しなかったものの前計画策定時点の数値から大幅な改善が見られたほか、基本目標1の成果指標である「子どもに対して悩みを持っている方の割合」、基本目標3の成果指標である「養育費の取決めをしている方の割合」及び「面会交流の取決めをしている方の割合」についても改善が見られています。

就業支援の取組では、例えば、資格の取得を支援する「高等職業訓練促進給付金事業」では、平成25年度から平成28年度の4年間で、修了者328人のうち、303人の方が資格を取得し、257人の方が就職に結び付くなど、前計画に基づく就業支援策は、一定の成果を上げています。

また、アンケート調査の結果からは、雇用や身分の不安定さが「今後の生活への不安」につながっていることや資格の取得が就職とりわけ正規雇用に有利に働いていることが分かり、就業支援を中心とした前計画の取組の必要性を再認識しました。

しかしながら、基本目標2の成果指標である「仕事に悩みを持っている方の割合」では、母子家庭、父子家庭とも前計画策定時点の数値から改善が見られませんでした。

このことから、「高等職業訓練促進給付金事業」や合同就職説明会の開催により就業の機会を提供する「ひとり親家庭就業機会創出事業」の拡充などにより、就業支援へのより積極的な取組が必要とされるところです。

一方で、基本目標1の成果指標である「区役所の母子・婦人相談員を知っている方の割合」や「ひとり親家庭支援センターを知っている方の割合」、基本目標4の成果指標である「母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度を知っている方の割合」といった支援制度の認知度に関する指標が、前計画策定時点の数値を下回るという結果になっており、また、アンケート調査の結果から、そのほか多くの支援制度について、認知度が下がっていることが分かりました。

支援を必要とする方に情報が届き、利用されなければ、どのような施策も意味を持たないことから、広報の必要性が課題として明確になったところです。

課題である広報に重点的に取り組み、併せて、就業支援を中心とした各種支援制度の更なる充実に取り組むことが、各種支援制度の認知度の向上、制度利用者の増加、多くのひとり親家庭の自立促進へとつながるものと考えます。

5

第5章 施策の展開

1 基本的な方向性

札幌市では、「札幌市母子家庭等自立促進計画」を、平成17年度（第1次・計画期間：平成17年度～平成19年度）及び平成20年度（第2次・計画期間：平成20年度～平成24年度）に策定し、その後、国における支援対象が父子家庭にも拡大されたことなどに伴い、名称を「札幌市ひとり親家庭等自立促進計画」に改め、平成25年度からの第3次計画（計画期間：平成25年度～平成29年度）を策定し、各施策の推進を図ってきました。

就業状況に目を向けると、子育てと就業との両立が困難であるひとり親家庭の就業を支援し、福祉を図ることを目的として平成25年3月に施行された「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」に基づき、札幌市においても、就業支援を中心とした各種支援策を拡充し、計画に掲げた施策を着実に推進してきたところですが、国民生活基礎調査の結果では、ひとり親家庭の相対的貧困率は50%を超えており、札幌市における母子家庭が生活保護を受けている割合も40%に迫ろうとしています。

平成29年8月に行った「ひとり親家庭等の生活と意識に関するアンケート調査」の結果（12ページ参照）では、ひとり親家庭の困っていることの上位が家計と仕事であることや、雇用や身分の不安定さが今後の生活への不安につながっていること、資格の取得が就業とりわけ正規雇用により働いていることなどから、就業支援を中心としたこれまでの取組の方向性は間違っていないことが分かりましたが、同アンケート調査の結果では、平成24年度の前回調査と比較して、母子家庭の就業率は上がっているものの正規雇用の割合がやや減少していたことから、取組の一層の充実が必要とされることです。

また、アンケート調査から見えた課題としては、支援制度の認知度について、多くの事業において、前回調査よりも「知らない」と回答した人の割合が増えていたことから、支援を必要としている方に情報を届け、認知度の向上を図る取組をしっかりと行い、制度利用者の増加、就業率の増加、経済的な自立へとつなげていく必要があります。

計画に定める基本理念については、これまでの計画では、「ひとり親家庭等の生活の安定と子どもの健やかな成長」としていましたが、安定はもちろんのこと、ステップアップを望む方には、その機会を提供することができるよう、本計画では、「ひとり親家庭等の生活の安定と向上、その子どもの健やかな成長」としています。

また、これまでは、「子育て・生活支援の充実」、「就業支援の充実」、「養育費の確保の推進」、「経済的支援の推進」としていた4つの基本目標を、アンケート調査等から明確になった支援制度の認知度という課題に対応するため、本計画では、「利用者目線に立った広報の展開」を加えた5つの基本目標により各施策の推進を図っていきます。

継承すべきところは継承し、支援の継続性を大切にしながら、新たな基本理念と基本目標の下、ひとり親家庭等への支援を充実させていきます。

2 基本理念

| ひとり親家庭等の生活の安定と向上、 その子どもたちの健やかな成長 |

母子及び父子並びに寡婦福祉法には、ひとり親家庭等の生活の安定と向上のために必要な措置を講じること、児童が置かれている環境にかかわらず心身ともに健やかに育成されることが規定されています。

日々の生活や子育てに大きな不安を抱いているひとり親家庭等が安心して生活を送ることができるように、また、ひとり親家庭の子どもたちが、どのような環境に生まれ育っても、健やかに成長できるように、行政、地域の福祉団体、NPO 法人、民間企業、そして身近な地域住民などが一体となり、ひとり親家庭等を支える社会を実現していくという思いを込めて、本計画においても基本理念を定めています。

3 基本目標

本計画では、基本理念を実現するため、次の5つの基本目標を設定し、各施策を展開していきます。

基本目標 1 | 子育て・生活支援の充実

ひとり親家庭等が安心して子育てと就業や就業のための訓練との両立を図り、安定した生活を送ることができるよう、子育てや生活面での支援体制や相談体制を充実します。

基本目標 2 | 就業支援の充実

ひとり親家庭等が十分な収入を得られ、経済的に自立した生活を送ることができるよう、資格の取得や職業能力向上のための訓練、就業機会の創出等の支援を充実します。

基本目標 3 | 養育費の確保及び適切な面会交流の推進

ひとり親家庭の生活を支え、子どもたちの健やかな成長を図るためにも、子どもが養育費を受け取ることができ、適切な面会交流が行われるよう、養育費及び面会交流に関する社会的機運の醸成や取決めを促進するための支援を推進します。

基本目標 4 | 経済的支援の推進

経済的に困難な状況にあるひとり親家庭等に対して、各種手当や給付金、貸付金による経済的な支援を推進します。

基本目標 5 | 利用者目線に立った広報の展開

情報に接触することが少ないひとり親家庭等に対して、情報を得やすく、必要にしている方に確実に届くような広報を展開します。

4 施策の体系

基本理念

ひとり親家庭等の生活の安定と向上、その子どもたちの健やかな成長

基本目標

基本施策

基本目標 1

子育て・生活支援の充実 (26)	1	子育て支援の推進	(9)
	2	生活支援の推進	(8)
	3	子どもの育ちと学びへの支援の推進	(9)

基本目標 2

就業支援の充実 (20)	1	就業相談・就業機会創出等の推進	(4)
	2	資格・技能習得等の支援の推進	(4)
	3	女性のための就業支援の推進	(5)
	4	働きやすい環境づくりの推進	(7)

基本目標 3

養育費の確保及び適切な面会交流の推進 (3)	1	養育費及び面会交流に関する相談体制の強化	(2)
	2	養育費及び面会交流に関する広報・啓発活動の推進	(1)

基本目標 4

経済的支援の推進 (14)	1	給付型支援の実施	(9)
	2	経済的負担の軽減	(3)
	3	貸付金による支援の推進	(2)

基本目標 5

利用者目線に立った広報の展開 (6)	1	利用者目線に立った広報の展開	(6)
--------------------	---	----------------	-----

※ () 内は事業数
 ※ 再掲分を除き計 52 事業

5 施策の展開

(凡例)

- | ★ | ひとり親家庭等のための事業
- | 新規 | これから開始する事業又は前計画の策定以降に開始した事業
- | 拡充 | 既存の事業のうち、規模の拡大や内容の充実を進める事業
- | 追加 | 既存の事業のうち、本計画に新たに追加する事業

基本目標 1 子育て・生活支援の充実 (26 事業)

ひとり親家庭の親は、子育てと生計という二人分の役割を担わなければならない、子育て、家事、仕事等の生活全般で様々な困難を抱えています。

また、アンケート調査の結果からは、現在困っていることの上位が家計や仕事となっていること、今後の生活への不安を感じている割合が高い一方で相談相手がいない割合も高いこと、大学への進学率が一般世帯と比較して極めて低いことなどが課題として明らかになっています。

これらのことから、ひとり親家庭等が安心して子育てと就業や就業のための訓練との両立を図り、安定した生活を送ることができるよう、子育てや生活面での支援体制や相談体制を充実させるため、次の各事業に取り組みます。

基本施策 1 子育て支援の推進 (9 事業)

子育てサロン

全ての子育て中の親子が気軽に集い、親子同士の自由な交流や情報交換ができ、遊び等を通じた地域の人たちとふれあいの中で、子育ての悩みや不安を解消する場です。地域主体の子育てサロンに加え、平成 28 年度に都心部に開設した「まちなかキッズサロン（愛称：おどりんこ）」をはじめとする常設子育てサロンの設置を推進します。また、サロンの利用の促進を図るため、ホームページやパンフレット等により幅広く周知を図ります。

| 拡充 |

| 母子 | 父子 |

区保育・子育て支援センター（ちあふる）

全ての子育て家庭に対する子育て支援の充実を図るため、保育機能に加え、常設子育てサロンなどの様々な機能を持つ、区保育・子育て支援センター（ちあふる）の拡充を図ります。

| 拡充 |

| 母子 | 父子 |

子育て支援総合センター

地域社会全体による子育て支援を推進するため、全市の子育て支援事業の拠点施設である子育て支援総合センターによる支援を推進します。年末年始以外の毎日開館し、親子の交流の場である常設の子育てサロンや子育て講座の開催、安心して子育てができる情報の提供など、ひとり親家庭を含む全ての子育て家庭を対象とした支援の充実を図ります。

| 母子 | 父子 |

<p>子育て情報室</p> <p style="text-align: right;"> 追加 </p>	<p>各区の子育て情報室では、子育て世帯の悩みを解決する子育て相談のほか、必要な支援を円滑に利用できるよう、地域の子育て支援事業や教育・保育施設、子どもに関する各種制度等の情報提供を行います。</p> <p style="text-align: right;"> 母子 父子 </p>
<p>保育所の優先入所</p> <p style="text-align: right;"> ★ </p>	<p>ひとり親家庭の仕事と子育ての両立を支援することを目的として、就職活動中や就職後における保育所入所の優遇制度を引き続き実施します。</p> <p style="text-align: right;"> 母子 父子 </p>
<p>ニーズに応じた保育施設等の整備</p> <p style="text-align: right;"> 追加 拡充 </p>	<p>保育ニーズを踏まえた保育定員の確保を図るため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園からの幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園への移行の促進 ・新築・改築や賃貸物件を活用した保育所の整備 ・小規模保育事業を整備 <p>などを行います。</p> <p style="text-align: right;"> 母子 父子 </p>
<p>保育サービスの充実</p>	<p><時間外保育> 保護者の就労形態の多様化等に対応するため、夕刻 1 時間又は 2 時間の時間外保育を推進します。</p> <p><一時保育> 保護者が短時間労働や冠婚葬祭等のため児童を保育できない場合に児童を一時的に預かる一時保育を推進します。</p> <p><病後児保育> 病気回復期にあり集団保育ができない児童を医療機関に付設した専用施設で一時的に保育する病後児保育を推進します。</p> <p><休日保育> 現に認可保育所等に入所している児童について、日曜・祝日に常態的に勤務する保護者のために、休日保育を推進します。</p> <p><夜間保育> 午前 0 時（一部施設は午後 10 時）までの保育を実施します。</p> <p style="text-align: right;"> 母子 父子 </p>
<p>ファミリー・サポート・センター事業</p>	<p>札幌市ファミリー・サポート・センター事業は、子育ての支援を受けたい人と援助したい人とで会員組織を作り、子育て家庭を支援する仕組みです。保育所等への送迎やその後の預かりなど日常的な預かりに対応する「さっぽろ子育てサポートセンター事業」と、緊急時や病児・病後児の預かりに対応する「札幌市こども緊急サポートネットワーク事業」を推進します。併せて、病児・病後児預かり時の負担を軽減するための補助制度を実施します。</p> <p style="text-align: right;"> 母子 父子 </p>
<p>子育て短期支援事業（子どもショートステイ）</p>	<p>ひとり親家庭を含めた子育て家庭の保護者が病気や出産、出張等により一時的に養育できなくなった場合に、児童養護施設等において児童を預かる子育て短期支援事業（子どもショートステイ）を推進します。</p> <p style="text-align: right;"> 母子 父子 </p>

基本施策2 生活支援の推進 (8事業)

母子・婦人相談員	ひとり親家庭等の相談に応じるため、各区に母子・婦人相談員を配置しています。母子・婦人相談員が、ひとり親家庭等の抱える様々な課題に対して、きめ細やかに相談に応じられるよう、業務内容や市民対応等に関する研修の充実を図ります。また、相談の利用促進を図るため、相談窓口についてホームページやパンフレット等により幅広く周知を行います。	母子 父子 寡婦
★ 困難を抱える子ども・世帯を早期に把握し必要な支援に結びつける体制の強化	困難を抱えていても必要な支援に結びついていない子どもやその世帯を、地域や関係機関との連携により早期に把握し、対象となる世帯に寄り添いながら必要な支援に結びつける体制を、より強化するための仕組みを構築します。	母子 父子
拡充 ひとり親家庭支援センター	ひとり親家庭支援センターでは、ひとり親家庭等の生活一般に関する相談や弁護士による法律相談、臨床心理士による診療相談を行っており、ひとり親家庭等が比較的時間に余裕のある夜間、休日の相談業務も行っています。また、平成26年度からは、父子家庭専門相談窓口を開設し、面接相談のほか、電話による相談も行っています。ひとり親家庭の様々な課題に応えるため、ひとり親家庭支援センターの相談業務を推進するとともに、相談の利用促進を図るため、相談窓口についてホームページやパンフレット等により幅広く周知を行います。また、新たな取組として、ホームページの改修などを検討します。	母子 父子 寡婦
★ ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等が、就職・修学等の自立に必要な事由や疾病、冠婚葬祭等により、一時的に生活援助や保育サービスが必要な場合や、母子家庭、父子家庭になって間がなく、日常生活を営むのに支障が生じている場合などに、ひとり親家庭等の生活の安定を目的として、家庭生活支援員を派遣し、食事の世話等の日常生活の支援を行う日常生活支援事業を推進します。また、制度の認知度向上を図るため、ホームページやリーフレット等による制度の周知に努めます。	母子 父子 寡婦
★ 母子生活支援施設	生活や住宅、就職などの困難な問題により児童の福祉に欠ける場合に母子を保護し、母子家庭の自立促進のためにその生活を支援することを目的とする母子生活支援施設（市内6施設）において、入所者の抱える様々な課題に応じた、きめ細やかな支援や相談、指導を行うことで自立の促進を図ります。	母子
★ 市営住宅入居の優遇措置	ひとり親家庭の市営住宅への入居申込みに際して、抽選時の当選確率を高めるなどの優遇措置を引き続き実施します。また、一部市営住宅において、ひとり親家庭を含めた子育て家庭に配慮した募集を行います。	母子 父子

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業	住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育している者、その他住宅の確保に特に配慮を要する者）の円滑な入居を促進するための賃貸住宅について、登録制度の運用及び情報提供を進めます（平成 29 年度より実施）。
新規	母子 父子
ワーク・ライフ・バランス plus 企業認証制度	男女が共に働きやすい社会の実現を目的として、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）や女性活躍の推進に積極的に取り組む企業を、札幌市独自の基準により認証し、支援（助成金の支給、契約上の優遇等）を行います。
	母子 父子 寡婦

| 基本施策 3 子どもの育ちと学びへの支援の推進（9 事業）

地域における子どもの居場所づくりの推進に向けた取組	子ども食堂など、地域における子どもの居場所の運営状況や地域ニーズの調査に基づき作成したガイドブックを活用して、利用や開設に向けた活動紹介や情報提供を進めるとともに、広く利用や参加、支援の機運醸成を図ります。また、地域における子どもの居場所づくりへの効果的な支援策を検討します。
新規	母子 父子
放課後の居場所づくりの推進	児童会館やミニ児童会館では、児童・父母がともに参加できる親子工作会、スポーツ大会などの各種つどいやクラブ・サークル活動、野外活動、自主活動などの事業等を実施するほか、児童クラブに登録している子どもも一般利用の子どもも分け隔てなく、積極的な交流を通じて、健全育成を図っています。今後は既存の児童会館及びミニ児童会館を、小学校等と併設した児童会館として再整備を進めていくほか、放課後子ども教室や民間児童育成会への支援を通じて、子どもの放課後の居場所づくりの充実を図ります。
拡充	母子 父子
ひとり親家庭学習支援ボランティア事業	ひとり親家庭の児童（小学校 3 年生～中学校 3 年生）に対して、大学生等のボランティアによる学習支援を行い、学習習慣を身に付けさせ基礎的な学力の向上を図るとともに、進学や進路等の相談を通じ、ひとり親家庭の不安感を解消すること、また、身近なモデルとなる大学生と接することで子ども自身が将来を見据えて進路を考えるきっかけとなることを目的として学習支援ボランティア事業（市内 10 区の会場で実施）を推進します。また、制度の認知度向上を図るため、ホームページやリーフレット等による制度の周知に努めます。
★	母子 父子

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	高等学校を卒業していないひとり親家庭の親と子の学び直しを支援し、よりよい条件で就職や転職ができるよう、高卒認定試験合格のための講座（通信講座を含む。）を受け、これを修了したとき及び合格したときに受講費用の一部を支給するひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業を推進します（平成28年度より実施）。
★ 新規	母子 父子
児童手当	次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、ひとり親家庭を含む全ての児童（満15歳に到達した日以後の最初の年度末まで）に児童手当を支給します。また、幅広く制度に関する周知を行い、適切な支給を実施します。
追加	母子 父子
児童扶養手当	ひとり親家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として、父母が婚姻を解消した児童を養育する父又は母等を対象として、原則として、児童が満18歳に到達した日以後の最初の年度末まで児童扶養手当を支給します。また、全部支給に係る所得制限限度額の引上げや支給回数の見直し（年3回から年6回）について検討します。
★ 拡充	母子 父子
就学援助	小・中学生がおり、児童扶養手当を受給している世帯等や収入が一定額以下となるような世帯に対し、学用品費、修学旅行費、給食費等学校教育にかかる費用の一部を助成します。また、支給費目の追加など制度の充実に取り組みます。
追加 拡充	母子 父子
札幌市奨学金	能力があるにもかかわらず経済的理由によって修学困難な大学生、高校生等に返還義務のない奨学金を支給します。
追加	母子 父子
札幌市特別奨学金	技能の習得を目的として、普通科以外の職業学科を有する高等学校等に学ぶ、経済的に困窮している世帯の高校生等に返還義務のない特別奨学金を支給します。
追加	母子 父子

基本目標 2 就業支援の充実（20 事業）

ひとり親家庭（特に母子家庭）の親には、就業率は高いものの正規雇用の割合が低いという特徴があります。

また、アンケート調査の結果からは、雇用や身分の不安定さが今後の生活の不安につながっていること、子育てのため時間の確保が困難であること、資格を持っていない方の正規雇用の割合が極めて低いことなどが課題として明らかになっています。

これらのことから、ひとり親家庭等が十分な収入を得られ、経済的に自立した生活を送ることができるよう、資格の取得や職業能力向上のための訓練、就業機会の創出等の支援を充実させるため、次の各事業に取り組みます。

基本施策 1 就業相談・就業機会創出等の推進（4 事業）

ひとり親家庭等就業支援センター

ひとり親家庭等就業支援センターの各事業を推進し、ひとり親家庭等の就労による自立の促進を図ります。

<就業相談・職業紹介>

就労に関する悩み事などの相談に応じるとともに、ハローワークと連携して就業経験や適性などに応じた求人情報を提供する職業紹介業務を推進します。

<就業支援講習会>

就職に有利な資格取得や能力開発を目的とする就業支援講習会や、就職等に必要な知識、心構えなどを身に付けるための就職準備・離転職セミナー等、就業のための講座の充実を図ります。

<母子・父子自立支援プログラム>

個々のひとり親家庭の実情に応じた、きめ細かな就業等の支援を行う母子・父子自立支援プログラム策定事業を推進します。

<企業への訪問活動>

ひとり親家庭等の就業を促進するため、企業への訪問を積極的に行い、雇用への理解と協力を求めます。

<関係機関との連携>

ハローワーク、札幌市就業サポートセンター、母子・婦人相談員等と日常的に連携を図り、ひとり親家庭等の就業への支援を推進します。

<広報>

ひとり親家庭等就業支援センターで行っている支援業務について、ホームページやパンフレット等により幅広く周知を図ります。

| ★ |

| 母子 | 父子 | 寡婦 |

職業紹介業務の推進

ハローワークと民間職業紹介業者が共同窓口を設置し、無料の職業紹介や求職者を対象としたセミナー、カウンセリング、職場体験などを行う「就業サポートセンター」、ハローワークによる無料職業相談、相談員による職業相談やカウンセリングなどを行う「あいワーク」において、職業紹介業務等を推進します。

| 母子 | 父子 | 寡婦 |

ひとり親家庭就業機会創出事業

ひとり親家庭は、就業と子育てを両立するための様々な課題を抱えていることから、個々の状況に応じた就業先が見つかるよう、ひとり親家庭に理解がある企業を開拓し、その採用に意欲のある企業とのマッチングの場を提供する合同就職説明会を開催します。また、合同就職説明会の開催回数を増やすなど、就業機会の拡充を図るとともに、幅広く制度の周知を行い利用の促進を図ります（平成26年度から実施）。

| ★ | 拡充 |

| 母子 | 父子 | 寡婦 |

母子・父子福祉団体への支援

公的施設内における自動販売機・売店等の設置や清掃事業の委託等の優先的な事業発注により、母子・父子福祉団体の基盤拡充に向けた支援を行います。また、ひとり親家庭等の交流の場となっている母子・父子福祉団体の会員拡大への支援を行います。

| 母子 | 父子 | 寡婦 |

| 基本施策2 資格・技能習得等の支援の推進（4事業）

自立支援教育訓練給付金事業

ひとり親家庭の就業をより効果的に促進することを目的として、自ら就業を目指して職業能力の開発を推進するため雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座を受講したひとり親家庭に対し、教育訓練終了後に、入学料及び受講料の一部を給付金として支給する自立支援教育訓練給付金事業を推進します。

| ★ |

| 母子 | 父子 |

高等職業訓練促進給付金事業

保育士や看護師等の資格は、就職とりわけ正規雇用に有利であるが、資格取得を目的とする養成機関は、昼間の受講が多く資格取得と就業を両立させることが困難であることから、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的に、1年制以上の養成機関で受講する期間の給付金を支給する高等職業訓練促進給付金事業を推進するとともに、対象資格の追加などにより、利用の促進を図ります。

| ★ | 拡充 |

| 母子 | 父子 |

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業（再掲）

高等学校を卒業していないひとり親家庭の親と子の学び直しを支援し、よりよい条件で就職や転職ができるよう、高卒認定試験合格のための講座（通信講座を含む。）を受け、これを修了したとき及び合格したときに受講費用の一部を支給するひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業を推進します（平成28年度より実施）。

| ★ | 新規 |

| 母子 | 父子 |

就業サポートセンター事業

求職者の早期就労実現のため、就業サポートセンターにおいて、資格取得や職場実習を通じた就職の支援を推進します。

| 母子 | 父子 | 寡婦 |

| 基本施策3 女性のための就業支援の推進 (5 事業)

女性の再就職への支援	就職を希望する子育て中の女性を対象とした各区でのセミナーや市内企業での職場体験により、個々のニーズに合った就職に向けた支援を実施します。また、就業サポートセンターにおいて、女性の再就職に向けた知識習得のためのセミナーや、個々の状況に応じた相談を実施します。 <p style="text-align: right;"> 母子 寡婦 </p>
女性の活躍サポートの推進	女性の起業や就業支援のため、講演会、起業講座、相談会等の実施及び情報収集・交換等の場の提供を行い、女性の活躍をサポートする取組を充実させます。 <p style="text-align: right;"> 母子 寡婦 </p>
女性起業家の育成事業	女性の起業のための託児付き起業セミナーを開催するほか、女性中小企業診断士による経営相談窓口を開設するなど、女性起業家を育成する事業を実施します。 <p style="text-align: right;"> 母子 寡婦 </p>
女性社員が活躍しつづけるための支援事業	産休前研修や職場復帰前研修を行い、働き続けたい女性が出産や育児を機に仕事を辞めてしまうことがないよう、キャリアプランを立てるための支援事業を実施します。 <p style="text-align: right;"> 母子 寡婦 </p>
働くことへの不安解消への支援	働くことに対して漠然とした悩みを持つ女性に対して就労や保育などの様々な面における不安解消をサポートし、個々の希望に合った働き方を実現できるよう、一人ひとりの状況に応じた相談支援を実施します。 <p style="text-align: right;"> 母子 寡婦 </p>
新規	

基本施策4 働きやすい環境づくりの推進（7事業）

保育所の優先入所（再掲）	ひとり親家庭の仕事と子育ての両立を支援することを目的として、就職活動中や就職後における保育所入所の優遇制度を引き続き実施します。	母子 父子
★		
保育サービスの充実（再掲）	<p><時間外保育> 保護者の就労形態の多様化等に対応するため、夕刻1時間又は2時間の時間外保育を推進します。</p> <p><一時保育> 保護者が短時間労働や冠婚葬祭等のため児童を保育できない場合に児童を一時的に預かる一時保育を推進します。</p> <p><病後児保育> 病気回復期にあり集団保育ができない児童を医療機関に付設した専用施設で一時的に保育する病後児保育を推進します。</p> <p><休日保育> 現に認可保育所等に入所している児童について、日曜・祝日に常態的に勤務する保護者のために、休日保育を推進します。</p> <p><夜間保育> 午前0時（一部施設は午後10時）までの保育を実施します。</p>	母子 父子
ファミリー・サポート・センター事業（再掲）	札幌市ファミリー・サポート・センター事業は、子育ての支援を受けたい人と援助したい人とで会員組織を作り、子育て家庭を支援する仕組みです。保育所等への送迎やその後の預かりなど日常的な預かりに対応する「さっぽろ子育てサポートセンター事業」と、緊急時や病児・病後児の預かりに対応する「札幌市こども緊急サポートネットワーク事業」を推進します。併せて、病児・病後児預かり時の負担を軽減するための補助制度を実施します。	母子 父子
子育て短期支援事業（子どもショートステイ）（再掲）	ひとり親家庭を含めた子育て家庭の保護者が病気や出産、出張等により一時的に養育できなくなった場合に、児童養護施設等において児童を預かる子育て短期支援事業（子どもショートステイ）を推進します。	母子 父子
ひとり親家庭等日常生活支援事業（再掲）	ひとり親家庭等が、就職・修学等の自立に必要な事由や疾病、冠婚葬祭等により、一時的に生活援助や保育サービスが必要な場合や、母子家庭、父子家庭になって間がなく、日常生活を営むのに支障が生じている場合などに、ひとり親家庭等の生活の安定を目的として、家庭生活支援員を派遣し、食事の世話等の日常生活の支援を行う日常生活支援事業を推進します。	母子 父子 寡婦
★		
ワーク・ライフ・バランス plus 企業認証制度（再掲）	男女が共に働きやすい社会の実現を目的として、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）や女性活躍の推進に積極的に取り組む企業を、札幌市独自の基準により認証し、支援（助成金の支給、契約上の優遇等）を行います。	母子 父子 寡婦

放課後の居場所づくりの推進
(再掲)

児童会館やミニ児童会館では、児童・父母がともに参加できる親子工作会、スポーツ大会などの各種つどいやクラブ・サークル活動、野外活動、自主活動などの事業等を実施するほか、児童クラブに登録している子どもも一般利用の子どもも分け隔てなく、積極的な交流を通じて、健全育成を図っています。今後は既存の児童会館及びミニ児童会館を、小学校等と併設した児童会館として再整備を進めていくほか、放課後子ども教室や民間児童育成会への支援を通じて、子どもの放課後の居場所づくりの充実を図ります。

| 拡充 |

| 母子 | 父子 |

基本目標 3 養育費の確保及び適切な面会交流の推進（3事業）

離婚を原因とするひとり親家庭では、養育費を受け取ることが子どもの権利であるにもかかわらず、その確保が進んでいないのが実態です。

また、アンケート調査の結果からは、養育費及び面会交流の取決状況は改善されているものの依然として低い割合であること、離婚時に養育費や面会交流について誰にも相談していない方が多くいることなどが課題として明らかになっています。

これらのことから、ひとり親家庭の生活を支え、子どもたちの健やかな成長を図るためにも、子どもが養育費を受け取ることができ、適切な面会交流が行われるよう、養育費及び面会交流に関する社会的機運の醸成や取決めを促進するための支援を推進するため、次の各事業に取り組みます。

なお、面会交流には、DV等の危険が伴う場合もあるため、その支援は慎重である必要があります。面会交流は養育費と関連付けて議論されることが多くありますが、養育費を受け取るためには面会交流を行わなければならないとの受け止めにならないよう、配慮が必要と考えます。

基本施策 1 養育費及び面会交流に関する相談体制の強化（2事業）

母子・婦人相談員による養育費及び面会交流の相談

ひとり親家庭の生活を支え、子どもの健やかな成長を図るためには養育費の確保が重要であることから、各区の母子・婦人相談員は、養育費や面会交流の相談や専門機関への橋渡し等を行っています。養育費相談支援センター等の研修に参加することで、知識・理解を深め、相談体制の充実を図るとともに、養育費や面会交流に対する意識向上の啓発に努めます。

| ★ |

| 母子 | 父子 |

ひとり親家庭支援センターによる養育費及び面会交流の相談

ひとり親家庭支援センターでは、生活一般に関する相談のほか、弁護士による特別相談により、養育費や面会交流に関する相談を実施しています。弁護士等による研修を実施することで、制度への知識・理解を深め、相談体制の充実を図るとともに、養育費や面会交流に対する意識向上の啓発に努めます。

| ★ |

| 母子 | 父子 |

基本施策 2 養育費及び面会交流に関する広報・啓発活動の推進（1事業）

養育費・面会交流に関する広報・啓発の推進

養育費・面会交流に関する専門機関や母子・父子福祉団体、関係部局等と連携しながら、ホームページやパンフレット等の媒体を用いて、養育費や面会交流に関する広報・啓発活動を推進します。また、離婚届を受取りに来た方にパンフレットを交付することで、養育費や面会交流に対する意識向上の啓発に努めます。

| ★ |

| 母子 | 父子 |

基本目標 4 経済的支援の推進（14 事業）

平成 28 年国民生活基礎調査では、ひとり親家庭の相対的貧困率が 50.8% という結果となっており、ひとり親家庭の多くが経済的に困難な状況にあります。

また、アンケート調査の結果からは、ひとり親家庭は年間総収入、年間就労収入とも低い傾向にあること、主な収入を生活保護費としている方が多くいることなどが課題として明らかになっています。

これらのことから、経済的に困難な状況にあるひとり親家庭等に対して、各種手当や給付金、貸付金による経済的な支援を推進するため、次の各事業に取り組みます。

基本施策 1 給付型支援の実施（9 事業）

児童手当（再掲）	次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、ひとり親家庭を含む全ての児童（満 15 歳に到達した日以後の最初の年度末まで）に児童手当を支給します。また、幅広く制度に関する周知を行い、適切な支給を実施します。
追加	母子 父子
児童扶養手当（再掲）	ひとり親家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として、父母が婚姻を解消した児童を養育する父又は母等を対象として、原則として、児童が満 18 歳に到達した日以後の最初の年度末まで児童扶養手当を支給します。また、全部支給に係る所得制限限度額の引上げや支給回数の見直し（年 3 回から年 6 回）について検討します。
★ 拡充	母子 父子
自立支援教育訓練給付金事業（再掲）	ひとり親家庭の就業をより効果的に促進することを目的として、自ら就業を目指して職業能力の開発を推進するため雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座を受講したひとり親家庭に対し、教育訓練終了後に、入学料及び受講料の一部を給付金として支給する自立支援教育訓練給付金事業を推進します。
★	母子 父子
高等職業訓練促進給付金事業（再掲）	保育士や看護師等の資格は、就職とりわけ正規雇用に有利であるが、資格取得を目的とする養成機関は、昼間の受講が多く資格取得と就業を両立させることが困難であることから、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的に、1 年制以上の養成機関で受講する期間の給付金を支給する高等職業訓練促進給付金事業を推進するとともに、対象資格の追加などにより、利用の促進を図ります。
★ 拡充	母子 父子
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業（再掲）	高等学校を卒業していないひとり親家庭の親と子の学び直しを支援し、よりよい条件で就職や転職ができるよう、高卒認定試験合格のための講座（通信講座を含む。）を受け、これを修了したとき及び合格したときに受講費用の一部を支給するひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業を推進します（平成 28 年度より実施）。
★ 新規	母子 父子

災害遺児手当及び入学等支度資金	災害による遺児に将来への希望を与え、健全な育成を助長するとともに、福祉の増進を図ることを目的として、災害による遺児を扶養している保護者に対し、災害遺児手当及び入学等支度資金を支給します。	追加	母子 父子
就学援助（再掲）	経済的理由により、就学困難な小・中学生がいる世帯への支援を目的に、児童扶養手当を受給している世帯等に対し、学用品費、修学旅行費、給食費等学校教育にかかる費用の一部を助成します。また、支給費目の追加など制度の充実に取り組みます。	追加 拡充	母子 父子
札幌市奨学金（再掲）	能力があるにもかかわらず経済的理由によって修学困難な大学生、高校生等に返還義務のない奨学金を支給します。	追加	母子 父子
札幌市特別奨学金（再掲）	技能の習得を目的として、普通科以外の職業学科を有する高等学校等に学ぶ、経済的に困窮している世帯の高校生等に返還義務のない特別奨学金を支給します。	追加	母子 父子

| 基本施策2 経済的負担の軽減 (3事業)

保育料の負担軽減措置	最も保育料の高い3歳未満児童を対象として、第3子に加え、第2子についても保育料を無料化することで、子育て世代の経済的負担を軽減するとともに、ひとり親家庭の保育料の負担を軽減します。	★ 追加	母子 父子
ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭の健康の向上に寄与し、福祉の増進を図るため、ひとり親家庭の母又は父及びその児童に係る医療費の一部を助成します（子は入院及び通院、親は入院のみ対象）。	★	母子 父子
JR 通勤定期の特別割引制度	児童扶養手当を受給しているひとり親家庭を対象に、JR 通勤定期の料金が割引となる特定者用定期乗車券購入証明書を発行します。	★ 追加	母子 父子

| 基本施策3 貸付金による支援の推進 (2 事業)

母子・父子・寡婦福祉資金貸付
制度

ひとり親家庭等の経済的自立と生活意欲の向上を図るため、各世帯の様々な状況に応じて、事業開始資金や技能習得資金等 12 種類の資金の貸付けを行う母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度を適切に実施するとともに、幅広く制度の周知を行います。また、貸付けの種類追加についても検討します。

| ★ | 拡充 |

| 母子 | 父子 | 寡婦 |

ひとり親家庭等高等職業訓練促
進資金貸付制度

就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、修学を容易にすることにより資格取得を促進するため、入学準備金と就職準備金の貸付けを行います (平成 28 年度より実施)。

| ★ | 新規 |

| 母子 | 父子 |

基本目標5 利用者目線に立った広報の展開（6事業）

アンケート調査の結果から、多くの支援制度について、前回調査よりも認知度が下がっており、支援を必要としている方がいるにもかかわらず、必要な情報が届いていないことが課題として明らかになっています。

これらのことから、情報に接触することが少ないひとり親家庭等に対して、情報を得やすく、必要にしている方に確実に届くような広報を展開するため、次の各事業に取り組みます。

基本施策1 利用者目線に立った広報の展開（6事業）

<p>必要な支援につなげるためのパンフレット等の作成</p> <p style="text-align: right;"> ★ 新規 </p>	<p>利用者の利便性に配慮し、各種支援制度や手続などの必要な情報が必要なときに得られるよう、利用者の目的に合った広報に取り組みます。具体的には、「ひとり親家庭になったばかりの方」をターゲットにしたパンフレットを作成し、離婚届を提出された際に配布することなどを検討します。</p> <p style="text-align: right;"> 母子 父子 </p>
<p>必要とされる情報を確実に届ける広報の展開</p> <p style="text-align: right;"> ★ 新規 </p>	<p>各種支援制度の認知度の向上のため、情報と接する機会の少ない方にも必要としている情報を確実に届けられるよう、幅広い広報に取り組みます。具体的には、児童扶養手当の現況届の際に対象となる全世帯に制度案内を送付することなどを検討します。</p> <p style="text-align: right;"> 母子 父子 </p>
<p>関係機関との情報連携の推進</p> <p style="text-align: right;"> ★ 新規 </p>	<p>北海道労働局やハローワーク等、ひとり親家庭等の支援に関係する機関・団体等との情報連携を行います。</p> <p style="text-align: right;"> 母子 父子 寡婦 </p>
<p>子どもと関わる関係者への啓発等を通じた理解の促進</p> <p style="text-align: right;"> 新規 </p>	<p>日頃から子どもと接する関係職員などへの研修や、地域や支援機関への啓発などを通じて、子どもの貧困への理解を深め、困難を抱えている世帯を把握し必要な支援に結びつけるための体制の推進に向けて取り組みます（平成30年度実施予定）。</p> <p style="text-align: right;"> 母子 父子 </p>
<p>子育て情報サイト及びアプリ</p> <p style="text-align: right;"> 新規 </p>	<p>全ての子育て家庭が必要な情報を入手し、自分に合ったサービスを利用できるよう、子育て情報に特化したウェブサイト及びスマートフォンアプリにて、子育て情報を提供します。</p> <p style="text-align: right;"> 母子 父子 </p>
<p>子育て情報室（再掲）</p> <p style="text-align: right;"> 追加 </p>	<p>各区の子育て情報室では、子育て世帯の悩みを解決する子育て相談のほか、必要な支援を円滑に利用できるよう、地域の子育て支援事業や教育・保育施設、子どもに関する各種制度等の情報提供を行います。</p> <p style="text-align: right;"> 母子 父子 </p>

6 成果指標

計画では、個別の事業の進捗状況の確認に加え、成果指標を設定し、点検・評価を行うことで各施策の改善につなげていきます。

成果指標は、計画全体及び基本目標別に設定し、計画期間中の成果を把握するため、次の計画を策定する際に行うアンケート調査の結果等を基に点検を行うこととしています。

計画全体の成果指標

● 今後の生活（経済的・子育て等）に不安のある方の割合

	前回値（H24 年度）	現状値（H29 年度）	目標値（H34 年度）
母子家庭	94.0%	88.0%	80.0%
父子家庭	91.2%	84.4%	80.0%
寡婦	84.2%	66.0%	60.0%

※ 母子家庭及び父子家庭は、前計画で目標値に達していなかったため、前計画と同じ目標値とし、寡婦は目標値に達していたことから、前計画の目標値（70.0%）からさらに 10 ポイントの改善を見込んだ数値を目標値としています。

基本目標 1（子育て・生活支援の充実）の成果指標

● 子どもに対して悩みを持っている方の割合

	前回値（H24 年度）	現状値（H29 年度）	目標値（H34 年度）
母子家庭	84.9%	80.9%	70.0%
父子家庭	80.4%	79.9%	70.0%

※ 母子家庭、父子家庭とも、前計画で目標値に達していなかったため、前計画と同じ目標値としています。

● 18～19 歳世代の大学進学割合

	前回値（H24 年度）	現状値（H29 年度）	目標値（H34 年度）
ひとり親家庭	—	26.0%	38.0%

※ 20 ページの図 10「子に期待する最終学歴」の大学進学割合（46.9%）の 8 割相当の数値を目標値としています。

基本目標 2（就業支援の充実）の成果指標

● 仕事に対して悩みを持っている方の割合

	前回値（H24 年度）	現状値（H29 年度）	目標値（H34 年度）
母子家庭	91.2%	91.9%	80.0%
父子家庭	88.7%	90.8%	80.0%
寡婦	84.4%	81.6%	70.0%

※ 母子家庭、父子家庭、寡婦とも、前計画で目標値に達していなかったため、前計画と同じ目標値としています。

● 就業している方のうちの正社員・正職員の割合

	前回値 (H24 年度)	現状値 (H29 年度)	目標値 (H34 年度)
母子家庭	36.2%	35.2%	45.0%
父子家庭	54.6%	58.8%	62.0%

※ 28 ページの図 17「希望する雇用形態」の正社員・正職員の割合（母子家庭 65.4%、父子家庭 69.0%）から、母子家庭は 7 割相当（現状値から 10 ポイント増）、父子家庭は 9 割相当の数値を目標値としています。

基本目標 3（養育費の確保及び適切な面会交流の推進）の成果指標

● 養育費の取決めをしている方の割合

	前回値 (H24 年度)	現状値 (H29 年度)	目標値 (H34 年度)
母子家庭	47.9%	52.6%	60.0%
父子家庭	17.6%	21.0%	30.0%

※ 母子家庭、父子家庭とも、前計画で目標値に達していなかったため、前計画と同じ目標値としています。

● 面会交流の取決めをしている方の割合

	前回値 (H24 年度)	現状値 (H29 年度)	目標値 (H34 年度)
母子家庭	24.3%	36.5%	40.0%
父子家庭	23.7%	35.5%	40.0%

※ 母子家庭、父子家庭とも、前計画で目標値に達していなかったため、前計画と同じ目標値としています。

基本目標 4（経済的支援の推進）の成果指標

● 家計の状況がぎりぎり又は赤字である世帯の割合

	前回値 (H24 年度)	現状値 (H28 年度)	目標値 (H34 年度)
ひとり親家庭	—	78.2%	65.0%

※ 33 ページの図 23「家計の状況」のひとり親家庭の割合（ぎりぎり 55.2%、赤字 23.0%、計 78.2）から、8 割相当の数値を目標値としています。

基本目標 5（市民目線の広報の展開）の成果指標

● 支援制度の認知度（母子家庭）

	前回値 (H24 年度)	現状値 (H29 年度)	目標値 (H34 年度)
母子・婦人相談員	43.4%	36.0%	46.0%
母子・父子・寡婦 福祉資金貸付金	37.7%	33.0%	43.0%
自立支援教育 訓練給付金	31.9%	37.0%	47.0%
高等職業訓練 促進給付金	38.4%	26.4%	38.4%

高等職業訓練 促進資金貸付金	—	23.7%	33.7%
高等学校卒業程度認 定試験合格支援事業	—	11.7%	21.7%
母子生活支援施設	—	35.2%	45.2%
ひとり親家庭 支援センター	44.8%	34.9%	44.9%
ひとり親家庭等 日常生活支援事業	30.3%	19.9%	30.3%
学習支援 ボランティア	—	26.9%	36.9%

※ 全ての事業において、現状値から10ポイントの改善を見込んだ数値を目標値とし、その数値が前回値を下回っている事業については、前回値を目標値としています。

● 支援制度の認知度（父子家庭）

	前回値（H24年度）	現状値（H29年度）	目標値（H34年度）
母子・婦人相談員	17.0%	11.7%	21.7%
母子・父子・寡婦 福祉資金貸付金	—	7.8%	17.8%
自立支援教育 訓練給付金	—	9.1%	19.1%
高等職業訓練 促進給付金	—	8.4%	18.4%
高等職業訓練 促進資金貸付金	—	4.5%	14.5%
高等学校卒業程度認 定試験合格支援事業	—	3.9%	13.9%
ひとり親家庭 支援センター	12.5%	16.9%	26.9%
ひとり親家庭等 日常生活支援事業	26.9%	9.7%	26.9%
学習支援 ボランティア	—	9.7%	19.7%

※ 全ての事業において、現状値から10ポイントの改善を見込んだ数値を目標値とし、その数値が前回値を下回っている事業については、前回値を目標値としています。

● 支援制度の認知度（寡婦）

	前回値（H24年度）	現状値（H29年度）	目標値（H34年度）
母子・婦人相談員	59.8%	58.6%	68.6%
母子・父子・寡婦 福祉資金貸付金	61.5%	59.7%	69.7%
ひとり親家庭 支援センター	63.0%	49.7%	63.0%
ひとり親家庭等 日常生活支援事業	49.5%	41.9%	51.9%

※ 全ての事業において、現状値から10ポイントの改善を見込んだ数値を目標値とし、その数値が前回値を下回っている事業については、前回値を目標値としています。

6

第6章 計画の推進体制

1 関係機関・団体との連携

ひとり親家庭等の生活の安定及び向上並びに子どもの健やかな成長を図るためには、生活全般にわたるきめ細やかで総合的な支援体制が必要です。

このことから、本計画に基づく施策の実施にあたっては、国、北海道、札幌市等の関係機関が緊密に連携するとともに、母子・父子福祉団体をはじめとした地域の福祉団体、NPO 法人、民間企業等の理解と協力のもとで施策を推進していきます。

札幌市だけでは実現が困難な課題に対しても、広報や意見の表明により、社会全体でひとり親家庭等を支援する意識の醸成に努めていきます。

2 実施状況の公表

本計画に掲げた施策については、その実施状況を市民に対してホームページ等で公表するとともに、関係機関に対しても、施策の進捗状況や国のひとり親家庭等に関する施策の動向など、事業推進に必要な情報を提供し情報の共有を図ります。

3 計画の運用

母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき策定された国の基本方針は、対象期間が平成 31 年度までとされており、平成 28 年度には、全国ひとり親世帯等調査が実施されていることから、今後その結果に基づき、基本方針が改正されることも予定されます。

このことから、本計画では、国の動向などを踏まえながら、弾力的かつ効果的な運用を図るとともに、計画期間中であっても必要に応じ見直しを行うものとします。

4 計画の評価と検証

本計画では、基本理念の実現を目指し、各施策の取組の成果を把握していくため、第 5 章に成果指標を設定しています。

今後は、成果指標に基づきながら、各施策の進捗や達成状況を把握し、施策の立案や見直しなどに活かすことにより、効果的・効率的にひとり親家庭等の自立の促進を図っていきます。

7

第 7 章 資料

第7章 資料

- 1 札幌市ひとり親家庭等自立促進計画策定経過
- 2 札幌市ひとり親家庭等自立促進計画検討協議会設置要綱
- 3 札幌市ひとり親家庭等自立促進計画検討協議会委員名簿
- 4 ひとり親家庭等の制度の変遷
- 5 ひとり親家庭等の生活と意識に関するアンケート（母子家庭調査票）
- 6 前計画の施策の実施状況
- 7 計画案に対する市民意見（パブリックコメント）

札幌市ひとり親家庭等自立促進計画策定経過

年月	会議等	事項
平成 29 年 5 月	策定方針決定	
8 月	第 1 回札幌市ひとり親家庭等自立促進計画検討協議会	①計画の策定について、②ひとり親家庭等の現状について、③アンケート調査の内容について
同月	アンケート調査（8/22～9/4）	ひとり親家庭等の生活と意識に関するアンケート調査
9 月	第 1 回札幌市子ども・子育て会議	計画策定の報告
10 月	第 2 回札幌市ひとり親家庭等自立促進計画検討協議会	①現行計画の実施状況について、②アンケート調査結果について
11 月	第 3 回札幌市ひとり親家庭等自立促進計画検討協議会	計画素案について
同月	子どもの権利総合推進本部関係課長会議	計画案について
同月	子どもの権利総合本部兼企画調整会議幹事会（部長会議）	計画案について
12 月	子どもの権利総合本部企画調整会議（局長会議）	計画案について
平成 30 年 1 月	第 2 回札幌市子ども・子育て会議	計画案の報告
2 月	パブリックコメントの実施（2/7～3/8）	計画案の公表
3 月	第 4 回札幌市ひとり親家庭等自立促進計画検討協議会	パブリックコメント報告
3 月	計画公表	

札幌市ひとり親家庭等自立促進計画検討協議会設置要綱

平成 29 年 5 月 22 日
子ども未来局長決裁

(設置目的)

第1条 母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく「ひとり親家庭等自立促進計画」を札幌市のひとり親家庭等に対する福祉増進施策の一環として策定するにあたり、学識経験者、母子父子福祉団体及びその他関係団体等から幅広く意見を聴取するため札幌市ひとり親家庭等自立促進計画検討協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 協議会は10名以内の委員で構成する。

- 委員は、市民、学識経験者、母子父子福祉団体及びその他関係団体等のうちから市長が委嘱する。なお、市民委員は1名とし、公募により行う。
- 協議会には、委員の互選により議長及び副議長を置く。

(運営)

第3条 協議会は、議長が招集する。

- 会議は、議長が主宰する。
- 議長に事故あるときは、副議長がその職務を代行する。
- 協議会は、必要に応じ関係職員等の出席を求め、その意見を求めることができる。
- 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、開催することができない。

(任期)

第4条 委員の任期は、平成30年3月31日までとする。ただし、特別な事情があるときはこの限りではない。

- 委員に補欠が生じた場合は、必要に応じて委員を補充できることとし、その任期は前任者の残任期間とする。
- 委員への謝礼は、会議1回に対して12,500円（税込み）を支給するものとする。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、子ども未来局子育て支援部子育て支援課において行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、協議会において定める。

附則

この要綱は、平成29年5月22日から施行する。

札幌市ひとり親家庭等自立促進計画検討協議会 委員名簿

所 属 (略称)	職名等	氏 名 (五十音順・敬称略)
母子生活支援施設もいわ荘	施設長	い 猪 ^{がり} 狩 ^{ふみの}
北海道労働局職業安定課	課長補佐	かま 鎌 ^だ 田 ^{まさ} 正 ^し 志
市民委員	市民	ささ 笹 ^や 谷 ^{あけ} 明 ^み 美
札幌国際大学	教授	しな 品 ^{がわ} 川 ^{ひろみ}
札幌市社会福祉協議会	地域福祉部長	ば 馬 ^ば 場 ^{しん} 伸 ^や 哉
札幌市中央区保健福祉部	母子・婦人相談員	まえ 前 ^{ゆみこ} 優美子
札幌市母子寡婦福祉連合会	理事長	や 箭 ^{はら} 原 ^{きょう} 恭 ^こ 子
札幌弁護士会	弁護士	よし 吉 ^だ 田 ^{あき} 玲 ^{ひで} 英

母子父子寡婦福祉制度の変遷

昭和 39 年	<p>「母子福祉法」制定</p> <p>母子家庭の生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、母子家庭の福祉を図ることを目的として制定</p>
昭和 56 年	<p>「母子福祉法」改正（題名改正：「母子及び寡婦福祉法」）</p> <p>対象を寡婦に拡大</p>
平成 14 年 11 月	<p>「母子及び寡婦福祉法」改正</p> <p>「子育て・生活支援」、「就業支援」、「養育費の確保」、「経済的支援」を柱とする総合的な支援施策を推進することとされ、国による基本方針の策定、都道府県等による自立促進計画の策定が明示された。</p>
平成 15 年 3 月	<p>「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」策定</p> <p>国や地方公共団体が講ずべき措置や、地方公共団体の策定する母子家庭及び寡婦自立促進計画に関する指針が示された。（対象期間：平成 15 年度～平成 19 年度）</p>
平成 15 年 8 月	<p>「母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法」施行</p> <p>母子家庭の母の就業支援に関する特別の立法措置</p>
平成 16 年 2 月	<p>「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」一部改正</p> <p>「母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法」を踏まえた改正</p>
平成 20 年 4 月	<p>「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」改正</p> <p>国や地方公共団体が講ずべき措置や、地方公共団体の策定する母子家庭等及び寡婦自立促進計画の指針が示された。（対象期間：平成 20 年度～平成 24 年度）</p>
平成 22 年 6 月	<p>「児童扶養手当法」改正</p> <p>平成 22 年 8 月から支給対象を父子家庭に拡大</p>
平成 25 年 3 月	<p>「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」施行</p> <p>母子家庭の母及び父子家庭の父の就業支援について特別の立法措置</p>
同月	<p>「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」一部改正</p> <p>「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」を踏まえた改正。また、対象期間が 2 年間延長され、平成 26 年度までとされた。</p>
平成 26 年 6 月	<p>「児童扶養手当法」改正</p> <p>児童扶養手当と公的年金等との併給制限が見直され、平成 26 年 12 月から公的年金等との差額を支給</p>
平成 26 年 10 月	<p>「母子及び寡婦福祉法」改正（題名改正：「母子及び父子並びに寡婦福祉法」）</p> <p>対象を父子家庭へ拡大するとともに、支援体制の充実・強化が図られた。</p>
平成 27 年 10 月	<p>「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」改正</p> <p>国や地方公共団体が講ずべき措置や、地方公共団体の策定する母子家庭等及び寡婦自立促進計画の指針が示された。（対象期間：平成 27 年度～平成 31 年度）</p>
平成 28 年 5 月	<p>「児童扶養手当法」改正</p> <p>平成 28 年 8 月から第 2 子以降の加算額を増額</p>

※ 父子家庭には同様の内容の、寡婦には同様の内容から子どもに関する設問を除いた調査票によりアンケート調査を実施しました。

(札幌市)

ひとり親家庭等の生活と意識に関するアンケート（母子家庭）

日頃から、札幌市政にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

札幌市では、ひとり親家庭等の方を対象に、これからの札幌市におけるひとり親家庭等への支援策の参考とさせていただくため、「ひとり親家庭等の生活と意識に関するアンケート調査」を実施することにいたしました。

突然のお願いで、誠に恐れ入りますが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

1 お願いしたいこと

この「ひとり親家庭等の生活と意識に関するアンケート（母子家庭）」をご記入していただき、同封の返信用封筒に入れて返送してください。

2 今回お送りしたもの

- このアンケート
- 返信用封筒

3 調査対象者

今回のアンケート調査は、札幌市内の母子家庭、父子家庭、寡婦のひとり親家庭等の方を対象にしております。

このうち、母子家庭の方は、無作為抽出（くじ引きのような方法）により、2,500人の方を選定させていただきました。

4 個人情報の保護について

このアンケートは無記名でご回答いただくものであり、回答結果は統計的に処理し「こういうご意見が○%」というように表にまとめますので、個人の情報が公表されることはありません。

5 ご記入にあたって

- このアンケートは、平成29年8月1日現在の状況で記入してください。
- ご使用いただく筆記用具はどのようなものでも構いません。
- 郵送にあたり、切手の必要はありません。氏名や住所の記入も必要ありません。

6 ご回答の期限

ご記入いただいたアンケートは、同封の返信用封筒に入れ、切手を貼らずに、**平成29年9月4日（月）までに**投函してください。

● 問合せ先

札幌市 子ども未来局 子育て支援部 子育て支援課 子育て家庭係

担当 | ^{よこた}横田・^{かしわお}柏尾 | 電話 | 011-211-2988

1 あなたとご家族の状況について

質問1 あなたのお子さんの生年月を記入し、性別、同居の別、就学・就労状況欄のあてはまるもの1つに○をつけてください。

生年月	性別	同居の別	就学・就労状況	
平成 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月生	1. 男 2. 女	1. 同居 2. 別居	1. 未就園 3. 幼稚園 5. 中学校 7. 高専・専門学校等 9. 大学 11. 就労	2. 保育所 4. 小学校 6. 高校 8. 短大 10. 大学院 12. その他 ()
平成 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月生	1. 男 2. 女	1. 同居 2. 別居	1. 未就園 3. 幼稚園 5. 中学校 7. 高専・専門学校等 9. 大学 11. 就労	2. 保育所 4. 小学校 6. 高校 8. 短大 10. 大学院 12. その他 ()
平成 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月生	1. 男 2. 女	1. 同居 2. 別居	1. 未就園 3. 幼稚園 5. 中学校 7. 高専・専門学校等 9. 大学 11. 就労	2. 保育所 4. 小学校 6. 高校 8. 短大 10. 大学院 12. その他 ()
平成 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月生	1. 男 2. 女	1. 同居 2. 別居	1. 未就園 3. 幼稚園 5. 中学校 7. 高専・専門学校等 9. 大学 11. 就労	2. 保育所 4. 小学校 6. 高校 8. 短大 10. 大学院 12. その他 ()
平成 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月生	1. 男 2. 女	1. 同居 2. 別居	1. 未就園 3. 幼稚園 5. 中学校 7. 高専・専門学校等 9. 大学 11. 就労	2. 保育所 4. 小学校 6. 高校 8. 短大 10. 大学院 12. その他 ()

質問2 あなたは、今後の生活（家計や子育て等）に不安を感じていますか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

1. 感じている
2. どちらかといえば感じている
3. どちらともいえない
4. どちらかといえば感じていない
5. 感じていない

質問3 現在、あなたが困っていることについて、あてはまるものすべてに○をつけてください。

- | | | |
|----------|------------|----------|
| 1. 住居 | 2. 家計 | 3. 仕事 |
| 4. 子育て | 5. 家事 | 6. 自分の健康 |
| 7. 親族の健康 | 8. その他 () | 9. 特にない |

質問4 あなたの困ったときや悩みの相談相手について、あてはまるものすべてに○をつけてください。

- | | |
|-----------------------|---------------------|
| 1. 親 | 2. 親以外の親族 |
| 3. 友人・知人 | 4. 職場の同僚 |
| 5. 保育所や学校等の先生 | 6. 区役所等の相談員 |
| 7. 札幌市母子寡婦福祉連合会等の支援団体 | 8. インターネットサイトへの書き込み |
| 9. その他 () | 10. 特にない |

<この質問は、小学校入学前のお子さんがいる方におたずねします>

質問5 あなたの小学校入学前のお子さんは、日中、どこで過ごされていますか。主なもの1つに○をつけてください。

- | | | |
|----------------|-----------------|-----------------|
| 1. 自宅 | 2. あなたの親の家 | 3. あなたの親以外の親族の家 |
| 4. あなたの友人・知人の家 | 5. お子さんの友人・知人の家 | 6. 保育所等の保育施設 |
| 7. 幼稚園 | 8. その他 () | |

<同じく、小学校入学前のお子さんがいる方におたずねします>

質問6 あなたの小学校入学前のお子さんに関する悩みについて、あてはまるものすべてに○をつけてください。

- | | | |
|-------------|----------|-------------------|
| 1. 発達・健康 | 2. 教育・進路 | 3. しつけ |
| 4. 保育所等での生活 | 5. 交友関係 | 6. 希望した保育所に預けられない |
| 7. その他 () | 8. 特にない | |

<この質問は、小学校低学年（1～3年生）のお子さんがいる方におたずねします>

質問7 あなたの小学校低学年のお子さんは、放課後、どこで過ごされていますか。主なもの1つに○をつけてください。

- | | | |
|----------------|------------------|--------------------------------|
| 1. 自宅 | 2. あなたの親の家 | 3. あなたの親以外の親族の家 |
| 4. あなたの友人・知人の家 | 5. お子さんの友人・知人の家 | 6. クラブ活動 |
| 7. 習い事・塾 | 8. 児童会館・放課後児童クラブ | 9. その他（ ） |

<同じく、小学校低学年（1～3年生）のお子さんがいる方におたずねします>

質問8 あなたの小学校低学年のお子さんに関する悩みについて、あてはまるものすべてに○をつけてください。

- | | | |
|---------------------------------|----------|--------------|
| 1. 発達・健康 | 2. 教育・進路 | 3. しつけ |
| 4. 学校での生活 | 5. 交友関係 | 6. 非行・不良行為 |
| 7. 会話の時間が持てない | 8. 親子関係 | 9. 不登校・ひきこもり |
| 10. その他（ ） | 11. 特にない | |

<この質問は、小学校高学年（4～6年生）のお子さんがいる方におたずねします>

質問9 あなたの小学校高学年のお子さんは、放課後、どこで過ごされていますか。主なもの1つに○をつけてください。

- | | | |
|----------------|------------------|--------------------------------|
| 1. 自宅 | 2. あなたの親の家 | 3. あなたの親以外の親族の家 |
| 4. あなたの友人・知人の家 | 5. お子さんの友人・知人の家 | 6. クラブ活動 |
| 7. 習い事・塾 | 8. 児童会館・放課後児童クラブ | 9. その他（ ） |
| 10. わからない | | |

<同じく、小学校高学年（4～6年生）のお子さんがいる方におたずねします>

質問10 あなたの小学校高学年のお子さんに関する悩みについて、あてはまるものすべてに○をつけてください。

- | | | |
|---------------------------------|----------|--------------|
| 1. 発達・健康 | 2. 教育・進路 | 3. しつけ |
| 4. 学校での生活 | 5. 交友関係 | 6. 非行・不良行為 |
| 7. 会話の時間が持てない | 8. 親子関係 | 9. 不登校・ひきこもり |
| 10. その他（ ） | 11. 特にない | |

<この質問は、中学生のお子さんがいる方におたずねします>

質問 11 あなたの中学生のお子さんは、放課後、どこで過ごされていますか。主なもの1つに○をつけてください。

- | | | |
|----------------|-----------------|-----------------|
| 1. 自宅 | 2. あなたの親の家 | 3. あなたの親以外の親族の家 |
| 4. あなたの友人・知人の家 | 5. お子さんの友人・知人の家 | 6. 部活動 |
| 7. 習い事・塾 | 8. 児童会館 | 9. その他 () |
| 10. わからない | | |

<同じく、中学生のお子さんがいる方におたずねします>

質問 12 あなたの中学生のお子さんに関する悩みについて、あてはまるものすべてに○をつけてください。

- | | | |
|---------------|-------------|--------------|
| 1. 発達・健康 | 2. 教育・進路 | 3. しつけ |
| 4. 学校での生活 | 5. 交友関係 | 6. 非行・不良行為 |
| 7. 会話の時間が持てない | 8. 親子関係 | 9. 不登校・ひきこもり |
| 10. 就職 | 11. その他 () | 12. 特にない |

<この質問は、高校生のお子さんがいる方におたずねします>

質問 13 あなたの高校生のお子さんは、放課後、どこで過ごされていますか。主なもの1つに○をつけてください。

- | | | |
|----------------|-----------------|-----------------|
| 1. 自宅 | 2. あなたの親の家 | 3. あなたの親以外の親族の家 |
| 4. あなたの友人・知人の家 | 5. お子さんの友人・知人の家 | 6. 部活動 |
| 7. 習い事・塾 | 8. 児童会館 | 9. その他 () |
| 10. わからない | | |

<同じく、高校生のお子さんがいる方におたずねします>

質問 14 あなたの高校生のお子さんに関する悩みについて、あてはまるものすべてに○をつけてください。

- | | | |
|---------------|-------------|--------------|
| 1. 発達・健康 | 2. 教育・進路 | 3. しつけ |
| 4. 学校での生活 | 5. 交友関係 | 6. 非行・不良行為 |
| 7. 会話の時間が持てない | 8. 親子関係 | 9. 不登校・ひきこもり |
| 10. 就職 | 11. その他 () | 12. 特にない |

<ここからは、皆さまにおたずねします>

質問 15 あなたが、お子さんと一緒に朝食をとるのは、週のうち何日くらいですか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

1. ほとんど毎日 2. 週の半分くらい 3. ほとんどない

質問 16 あなたが、お子さんと一緒に夕食をとるのは、週のうち何日くらいですか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

1. ほとんど毎日 2. 週の半分くらい 3. ほとんどない

質問 17 あなたが病気等のとき、お子さんやあなたの身の回りの世話をどなたに頼みますか。主なもの1つに○をつけてください。

- | | |
|---|---------------------|
| 1. あなたの親（同居） | 2. あなたの親（別居） |
| 3. 親以外の親族 | 4. 友人・知人 |
| 5. 職場の同僚 | 6. 札幌市母子寡婦福祉連合会の支援員 |
| 7. ホームヘルパー | 8. さっぽろ子育てサポートセンター |
| 9. こども緊急サポートネットワーク | 10. 児童施設などの一時入所 |
| 11. その他（ ） | 12. 特にない |

質問 18 あなたが、お子さんに期待する最終学歴について、あてはまるもの1つに○をつけてください。

- | | | | |
|--------|--------|-------------|--|
| 1. 中学校 | 2. 高校 | 3. 高専・専門学校等 | 4. 短大 |
| 5. 大学 | 6. 大学院 | 7. わからない | 8. その他（ ） |

2 住居の状況について

質問 19 あなたの現在のお住まいについて、あてはまるもの1つに○をつけてください。

- | | |
|--------------------|--------------------------------|
| 1. 持ち家（あなた名義） | 2. 持ち家（あなた名義以外） |
| 3. 借家・アパート・賃貸マンション | 4. 公営住宅等（都市再生機構や公社を含む） |
| 5. 親など親類の家に同居 | 6. その他（ <input type="text"/> ） |

質問 20 あなたは、お住まいを決めるうえで、何を重要視しますか。主なもの1つに○をつけてください。

- | | | |
|--------------------------------|--------------|----------|
| 1. 家賃 | 2. 子どもの通園・通学 | 3. 通勤 |
| 4. 部屋の広さ・間取り | 5. 建物の新しさ | 6. 周囲の環境 |
| 7. その他（ <input type="text"/> ） | | |

＜この質問は、転居を検討されている方におたずねします＞

質問 21 あなたの希望する転居先について、主なもの1つに○をつけてください。

- | | |
|--------------------------------|--------------------|
| 1. 持ち家（一戸建、分譲マンション） | 2. 借家・アパート・賃貸マンション |
| 3. 公営住宅等（都市再生機構や公社を含む） | 4. 親など親類の家に同居 |
| 5. その他（ <input type="text"/> ） | |

3 仕事の状況について

質問 22 あなたのひとり親家庭になる前の雇用形態について、主なもの1つに○をつけてください。

- | | |
|--------------------------------|--------------|
| 1. 正社員・正職員 | 2. パート・アルバイト |
| 3. 派遣社員・契約社員 | 4. 会社・団体等の役員 |
| 5. 自営業 | 6. 家族従事者 |
| 7. 内職・テレワーク（在宅勤務） | 8. 働いていない |
| 9. その他（ ） | |

質問 23 あなたの現在の雇用形態について、主なもの1つに○をつけてください。

- | | |
|--------------------------------|--------------|
| 1. 正社員・正職員 | 2. パート・アルバイト |
| 3. 派遣社員・契約社員 | 4. 会社・団体等の役員 |
| 5. 自営業 | 6. 家族従事者 |
| 7. 内職・テレワーク（在宅勤務） | 8. 働いていない |
| 9. その他（ ） | |

<この質問は、現在働いている方におたずねします>

質問 24 あなたの現在の仕事への悩みや不安について、あてはまるものすべてに○をつけてください。

- | | | |
|---------------------------------|--------------------|----------------|
| 1. 朝が早い | 2. 帰りが遅い | 3. 通勤時間が長い |
| 4. 勤務時間が長い | 5. 子の送り迎えの時間と合わない | 6. 残業が多い |
| 7. 夜勤や交代勤務がある | 8. 収入が少ない | 9. 資格を活かせない |
| 10. 雇用や身分が不安定 | 11. 昇給・昇進が遅い | 12. 仕事の内容が合わない |
| 13. 職場の人間関係 | 14. 子どもと接する時間が持てない | 15. 休みが取りにくい |
| 16. その他（ ） | 17. 特にない | |

<同じく、現在働いている方におたずねします>

質問 25 あなたは、現在の仕事について、どのように考えていますか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

- | | |
|---------------|--------------------------------|
| 1. 現在の仕事を続けたい | 2. 仕事を変えたい |
| 3. 仕事をやめたい | 4. その他（ ） |

<この質問は、現在働いていない方におたずねします>

質問 26 あなたが仕事に就いていない理由について、あてはまるものすべてに○をつけてください。

- | | |
|---------------------|-------------------|
| 1. 子どもの預け先が見つからない | 2. 病気や怪我 |
| 3. 親族の世話・介護 | 4. 条件の合う仕事が見つからない |
| 5. 資格取得等のため学校に通っている | 6. 働かなくても生活できている |
| 7. その他 () | |

<この質問は、現在求職中の方と転職を考えている方におたずねします>

質問 27 あなたは、どのような雇用形態の仕事に就きたいと考えていますか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

- | | |
|-------------------|--------------|
| 1. 正社員・正職員 | 2. パート・アルバイト |
| 3. 派遣社員・契約社員 | 4. 会社・団体等の役員 |
| 5. 自営業 | 6. 家族従事者 |
| 7. 内職・テレワーク（在宅勤務） | 8. その他 () |

<ここからは、皆さまにおたずねします>

質問 28 下の表のア～モの資格について、「持っているもの」「現在の仕事に役立っているもの」「今後取得したいもの」それぞれ、あてはまるものすべてに○をつけてください。

資格・免許	持っているもの	現在の仕事に役立っているもの	今後取得したいもの
キ. 介護福祉士	○	○	
ク. 保育士			
ケ. 理学療法士・作業療法士			○
ア. 自動車一種免許（普通）			
イ. 自動車二種免許（大型・小型）			
ウ. 教員			
エ. 幼稚園教諭			
オ. 看護師			
カ. 准看護師			
キ. 介護福祉士			
ク. 保育士			
ケ. 理学療法士・作業療法士			
コ. 言語聴覚士			

資格・免許	持っているもの	現在の仕事に 役立っているもの	今後取得したいもの
サ. 歯科衛生士・歯科技工士			
シ. はり師・きゅう師			
ス. 柔道整復師			
セ. 臨床検査技師・臨床工学技師			
ソ. 診療放射線技師			
タ. 視能訓練士			
チ. 義肢装具士			
ツ. 自動車整備士			
テ. 美容師・理容師			
ト. 調理師・製菓衛生師			
ナ. 保健師・助産師			
ニ. 栄養士			
ヌ. 社会福祉士			
ネ. 精神保健福祉士			
ノ. あん摩マッサージ師			
ハ. 医療事務			
ヒ. ホームヘルパー			
フ. 簿記・珠算・速記			
ヘ. パソコン・ワープロ			
ホ. その他（ ）			
マ. その他（ ）			
ミ. その他（ ）			
ム. その他（ ）			
メ. その他（ ）			
モ. その他（ ）			

質問 29 あなたが、子育てをしながら働きやすくなるために、会社に望むことすべてに○をつけてください。

- | | |
|--------------------------|------------------|
| 1. 勤務時間の短縮 | 2. 残業時間の縮減 |
| 3. フレックスタイム制度※1の導入 | 4. 休暇取得を促進させる仕組み |
| 5. 子の看護休暇※2の充実 | 6. 子育て費用の援助 |
| 7. 資格取得等(スキルアップ※3)に対する援助 | 8. 正社員登用制度※4の導入 |
| 9. テレワーク(在宅勤務)の導入 | 10. 勤務地、担当業務への配慮 |
| 11. 事業所内託児の導入 | 12. その他() |

※1 自分で労働時間や始業時間等を設定できる制度

※2 病気やけがをした子どもの世話をするための休暇

※3 仕事を行う上での能力の向上

※4 派遣社員や契約社員、パート、アルバイトなどから正社員になることができる制度

4 収入等の状況について

質問 30 あなたの世帯（同居のご家族全員）の昨年1年間の総収入について、あてはまるもの1つに○をつけてください。

収入には、給与や年金のほか、児童手当、児童扶養手当、^{よういくひ}養育費※、生活保護費などを含みます。給与は税金や保険料などが引かれる前の金額で計算してください。1年間の金額が分からない場合は、1か月分の金額を12倍するなどして計算してください。

- | | |
|--------------------|--------------------|
| 1. 150万円未満 | 2. 150万円以上 200万円未満 |
| 3. 200万円以上 250万円未満 | 4. 250万円以上 300万円未満 |
| 5. 300万円以上 350万円未満 | 6. 350万円以上 400万円未満 |
| 7. 400万円以上 450万円未満 | 8. 450万円以上 500万円未満 |
| 9. 500万円以上 | |

※ 離婚後、子どもの衣食住・教育などのために子どもと離れている親が支払う費用

質問 31 あなたご自身の昨年1年間の就労収入について、あてはまるもの1つに○をつけてください。

就労収入には、年金や児童手当、児童扶養手当、養育費、生活保護費などを含みません。税金や保険料などが引かれる前の金額で計算してください。

- | | |
|--------------------|---------------------|
| 1. 50万円未満 | 2. 50万円以上 100万円未満 |
| 3. 100万円以上 150万円未満 | 4. 150万円以上 200万円未満 |
| 5. 200万円以上 250万円未満 | 6. 250万円以上 300万円未満 |
| 7. 300万円以上 350万円未満 | 8. 350万円以上 400万円未満 |
| 9. 400万円以上 450万円未満 | 10. 450万円以上 500万円未満 |
| 11. 500万円以上 | |

質問 32 あなたの世帯（同居のご家族全員）の収入の種類について、主なものから順に3つまで番号を記入してください。

- | | | |
|--------------|----------|--------------------------------|
| 1. 給与収入 | 2. 年金 | 3. 家賃・利子などの収入 |
| 4. 親・親族からの援助 | 5. 養育費 | 6. 児童手当 |
| 7. 児童扶養手当 | 8. 生活保護費 | 9. その他（ ） |

①	②	③
---	---	---

＜この質問は、小学生から高校生のお子さんがいる方におたずねします＞

質問 33 あなたの、お子さんお一人にかかる教育費の1か月当たりの平均金額を記入してください。

お子さんの該当する学校の種類ごとにご記入いただき、例えば、小学生のお子さんが2人いる場合は、平均の額を記入してください。塾や習い事に通っていない場合は、イの欄に0を記入、または、空白のままとしてください。

	1. 小学生	2. 中学生	3. 高校生
ア. 学校にかかるお金 (教材費、給食費等)	約 円	約 円	約 円
イ. 学校以外にかかるお金 (塾・習い事)	約 円	約 円	約 円

5 養育費の受取状況などについて

質問 34 あなたがひとり親家庭になった理由について、あてはまるもの1つに○をつけてください。

1. 離婚 2. 未婚 3. 死別 4. その他（ ）

<ここから質問 44 までは、前の質問 34 で「1. 離婚」と答えた方におたずねします>
<ひとり親家庭になった理由が「離婚以外」の方は質問 45 にお進みください>

質問 35 あなたが離婚したとき、財産分与^{ざいさんぶんよ}※はありましたか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

1. 財産分与があった 2. 財産分与はなかった

※ 婚姻中の夫婦の財産を、離婚に伴って個人の財産に分けること

質問 36 あなたが離婚したとき、養育費^{よういくひ}※の取決めをしましたか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

1. 養育費の取決めをした 2. 養育費の取決めをしていない

※ 離婚後、子どもの衣食住・教育などのために子どもと離れている親が支払う費用

質問 37 あなたが離婚したとき、養育費の取決めについて誰かに相談しましたか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

1. 親 2. 親以外の親族
3. 友人・知人 4. 札幌市母子寡婦福祉連合会等の支援団体
5. 区役所等の相談員 6. 弁護士
7. 家庭裁判所 8. その他（ ）
9. 誰にも相談しなかった

質問 38 あなたは、現在、養育費を受け取っていますか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

1. 現在も受け取っている 2. 過去に受け取ったことがある 3. 受け取ったことがない

<この質問は、養育費の取決めをしている方におたずねします>

質問 39 お子さん一人当たりの取決めの額について、あてはまるもの1つに○をつけてください。

- | | |
|-------------------|---------------|
| 1. 1万円未満 | 2. 1万円以上2万円未満 |
| 3. 2万円以上3万円未満 | 4. 3万円以上4万円未満 |
| 5. 4万円以上5万円未満 | 6. 5万円以上6万円未満 |
| 7. 6万円以上7万円未満 | 8. 7万円以上8万円未満 |
| 9. 8万円以上 | 10. 金額を決めていない |
| 11. 子どもの成長により変動する | 12. その他 () |

<この質問は、養育費の取決めをしていない方におたずねします>

質問 40 あなたが、養育費の取決めをしていない理由について、あてはまるものすべてに○をつけてください。

- | | |
|-----------------------|------------------------|
| 1. 自分の収入等で経済的に問題がない | 2. 養育費を請求できることを知らなかった |
| 3. 相手に支払う意思や能力がないと思った | 4. 相手が応じようとしなかった |
| 5. 相手と関わりたくなかった | 6. 取決めの交渉をしたが、まとまらなかった |
| 7. 現在交渉中または今後交渉予定 | 8. その他 () |

<ここからは、皆さまにおたずねします>

質問 41 あなたが離婚したとき、面会交流^{めんかいこうりゅう}※の取決めをしましたか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

- | | |
|----------------|-------------------|
| 1. 面会交流の取決めをした | 2. 面会交流の取決めをしていない |
|----------------|-------------------|

※ 離婚後、子どもと離れている親が、子どもと会ったりすること

質問 42 あなたが離婚したとき、面会交流の取決めについて誰かに相談しましたか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- | | |
|---------------|-----------------------|
| 1. 親 | 2. 親以外の親族 |
| 3. 友人・知人 | 4. 札幌市母子寡婦福祉連合会等の支援団体 |
| 5. 区役所等の相談員 | 6. 弁護士 |
| 7. 家庭裁判所 | 8. その他 () |
| 9. 誰にも相談しなかった | |

質問 43 あなたは、現在、面会交流を行っていますか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

- | | |
|---------------|---------------------------|
| 1. 月2回以上 | 2. 月1回程度 |
| 3. 2～3か月に1回程度 | 4. 4～5か月に1回程度 |
| 5. 1年に1回程度 | 6. 過去に行ったことがあるが、現在は行っていない |
| 7. 行ったことがない | 8. その他（ ） |

＜この質問は、面会交流の取決めをしていない方におたずねします＞

質問 44 あなたが、面会交流の取決めをしていない理由について、あてはまるものすべてに○をつけてください。

- | | |
|----------------------|--------------------------|
| 1. 子どもの連れ去りや虐待の恐れがある | 2. 面会交流の取決めをできることを知らなかった |
| 3. 子どもが会いたがらない | 4. 相手が応じようとしなかった |
| 5. 相手と関わりたくなかった | 6. 相手が養育費を支払わないから |
| 7. 取決めをしなくても交流できている | 8. 取決め交渉をしたが、まとまらなかった |
| 9. 現在交渉中または今後交渉予定 | 10. その他（ ） |

6 支援制度について

質問 45 下記の制度はひとり親家庭等を支援するための制度です。あなたは下記の制度を利用したことがありますか。ア～コそれぞれについて、「利用したことがある」「利用したことはないが、知っている」「知らない」のいずれか1つに○をつけてください。

		利用した ことがある	利用したことはない が、知っている	知らない
記載 例	区役所の母子・婦人相談員	○		
	母子父子寡婦福祉資金貸付金			○
ア.	区役所の母子・婦人相談員			
イ.	母子父子寡婦福祉資金貸付金			
ウ.	自立支援教育訓練給付金			
エ.	高等職業訓練促進給付金			
オ.	ひとり親家庭高等職業訓練 促進資金貸付金			
カ.	ひとり親家庭高等学校卒業 程度認定試験合格支援事業			
キ.	母子生活支援施設			
ク.	ひとり親家庭支援センター			
ケ.	ひとり親家庭等 日常生活支援事業			
コ.	ひとり親家庭学習支援 ボランティア			

※ ア～キは各区役所、ク～コは札幌市母子寡婦福祉連合会で御案内しています。

(各制度の説明)

ア. 区役所の母子・婦人相談員

各区の保健センターで、専門の相談員がひとり親家庭等の福祉向上のために様々な相談を受けています。

イ. 母子父子寡婦福祉資金貸付金

ひとり親家庭等の経済的自立を支援するため、お子さんの修学資金など12種類の資金を無利子または低利子で貸付けする制度です。

ウ. 自立支援教育訓練給付金

就業を目指して資格取得のために教育訓練講座を受けるひとり親家庭の親に給付金(受講費用の一部)を支給する制度です。

エ. 高等職業訓練促進給付金

看護師等の就職に有利な資格取得に係る養成機関で修業するひとり親に、生活の負担軽減を図り、資格取得を促進するための給付金(非課税世帯 100,000 円/月、課税世帯 70,500 円/月、上限3年)を支給する制度です。

オ. ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付金

資格取得を目指して養成機関に通うひとり親をさらに後押しするため、準備費用が多く掛かる入学時と就職時に資金の貸付けを行う制度です。

エの高等職業訓練促進給付金の受給者を対象に、入学準備金(上限50万円)と就職準備金(上限20万円)の貸付けを行っています。

カ. ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

高校を卒業していないひとり親家庭の親と子の学び直しを支援し、より良い条件での就職や転職につなげることを目的に、給付金（高卒認定講座の受講料等の一部）を支給する制度です。

キ. 母子生活支援施設（旧名称：母子寮）

生活や住宅、就職、子育て等に困難のある母子世帯が入所し、自立のための支援を行う施設です。

札幌市内に6施設あり、入所している母子に対して、生活の場を提供するとともに、自立のための相談や指導などを行っています。

ク. ひとり親家庭支援センター

専門の相談員による生活や養育費等の相談、教育講座の開催のほか、就業に係る相談や就職あっせんなどを行っている施設です。

札幌市社会福祉総合センター（中央区大通西19丁目）の1階にあり、ひとり親家庭等の方であればどなたでも利用できます。

ケ. ひとり親家庭等日常生活支援事業

修学や疾病等の理由で生活援助や保育サービスが必要な場合に、家庭生活支援員を派遣する制度です。

生活保護世帯及び市民税非課税世帯の方は無料で、児童扶養手当支給水準の世帯の方は1時間当たり150円で利用できます。

コ. ひとり親家庭学習支援ボランティア

小学校3年生～中学校3年生を対象に、大学生等のボランティアが学習支援や進路相談を行っています。

札幌市内10か所（各区1か所）を会場に、土曜日もしくは日曜日の週1回2時間程度開催しています。

※ 制度をより詳しくお知りになりたい方は、札幌市のホームページ「さっぽろ子育て情報サイト」でご確認ください。

質問 46 あなたは、ひとり親家庭等への支援策等の情報を得るためにどのようなものを参考にしていますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- | | |
|-----------------------|-------------------------|
| 1. 広報さっぽろ | 2. 札幌市のホームページ |
| 3. さっぽろ子育てアプリ | 4. SNS（フェイスブックやツイッターなど） |
| 5. インターネット検索 | 6. 区役所窓口（母子婦人相談員等） |
| 7. 札幌市母子寡婦福祉連合会等の支援団体 | 8. テレビ・新聞等 |
| 9. 家族や友人からの情報 | 10. その他（ ） |
| 11. 特にない | |

質問 47 あなたは、市のひとり親家庭等への支援施策で不足していると感じているものがありますか。支援施策で充実を望むものすべてに○をつけてください。

- | | | |
|---------------|-----------------|-------------------|
| 1. 相談事業の充実 | 2. 資格取得への支援 | 3. 就業機会※1の創出 |
| 4. 貸付制度の充実 | 5. 日常生活支援※2の充実 | 6. 子どもの学習支援の充実 |
| 7. 就学援助※3の充実 | 8. 保育所の優先入所 | 9. 子どもを預けられる制度の充実 |
| 10. 公営住宅の優先入所 | 11. 税控除等の拡大 | 12. 医療助成制度の充実 |
| 13. 年金制度の充実 | 14. 養育費確保のための施策 | 15. 面会交流への支援 |
| 16. その他（ ） | | |

※1 合同企業説明会の機会など

※2 病気のときなどの家事の援助など

※3 学費、入学金等の援助など

7 あなた自身について

質問 48 あなたの生年月を記入してください。

1. 昭和 年 月 生
2. 平成 年 月 生

質問 49 お子さん以外に同居している方について、あてはまるものすべてに○をつけてください。

1. あなたのお父さん 2. あなたのお母さん 3. あなたの兄弟姉妹
4. あなたの祖父 5. あなたの祖母 6. その他 ()

質問 50 あなたを含めて、同居されている方全員の人数を記入してください。

人

質問 51 あなたの最終学歴について、あてはまるもの1つに○をつけてください。

1. 中学校 2. 高校 3. 高専・専門学校等 4. 短大
5. 大学 6. 大学院 7. その他 ()

質問 52 ご意見やご要望などをご自由にお書きください。(例:「〇〇の制度が役に立った」、「〇〇で困った」、「〇〇の制度があると良い」など)

アンケートは以上で終了です。ご協力ありがとうございました。

記入されましたアンケートは、折りたたんで同封の返信用封筒に入れ、無記名のまま切手を貼らずに平成 29 年 9 月 4 日 (月) までに、郵便ポストへ投函してください。

前計画の施策の実施状況

前計画である（第3次）札幌市ひとり親家庭等自立促進計画に掲げる各施策について、計画期間のうち平成25年度～平成28年度の実施状況を次のとおり整理しました。

基本目標1 子育て・生活支援の充実

施策の概要及び実施状況

実績

1 相談業務の拡充

母子、父子、寡婦

① 相談体制の充実

各区に配置している母子・婦人相談員及びひとり親家庭支援センター（平成26年度に「母子寡婦福祉センター」から名称変更）の母子相談員の資質向上のため、業務研修の充実を図った。また、ホームページや各種パンフレット等により相談窓口等の周知を行った。

（相談件数）

平成25年度	
・ 各区	9,157 件
・ ひとり親家庭支援センター	2,855 件
平成26年度	
・ 各区	9,518 件
・ ひとり親家庭支援センター	2,834 件
平成27年度	
・ 各区	10,145 件
・ ひとり親家庭支援センター	3,518 件
平成28年度	
・ 各区	9,851 件
・ ひとり親家庭支援センター	3,267 件

② 特別相談・土日夜間相談業務の推進

ひとり親家庭支援センターにおいて、弁護士による法律相談や臨床心理士による診療相談のほか、ひとり親家庭等が比較的時間に余裕のある夜間、休日に相談業務を実施した。

2 子育て支援施設の拡充

母子、父子

① 子育てサロンの拡充

ひとり親家庭を含めた親子同士が交流を深め、遊び等を通じて地域の人たちとふれあい、子育ての悩みや不安を解消する場である地域の子育てサロンの支援を充実させるとともに、常設の子育てサロンの設置を進めた。また、利用の促進を図るため、幅広くサロンの周知を図った。

平成25年度	
・ 地域主体の子育てサロン	181 か所
・ 地域子育て支援拠点事業	24 か所（ひろば型 6 か所、児童館型 18 か所）
平成26年度	
・ 地域主体の子育てサロン	173 か所（延べ開催 2,788 回）
・ 地域子育て支援拠点事業	71 か所（ひろば型 15 か所、児童館型 48 か所、直営型 8 か所）
平成27年度	
・ 地域主体の子育てサロン	170 か所（延べ開催 2,820 回）
・ 地域子育て支援拠点事業	83 か所（ひろば型 15 か所、児童館型 59 か所、直営型 9 か所）
平成28年度	
・ 地域主体の子育てサロン	170 か所（延べ開催 2,788 回）
・ 地域子育て支援拠点事業	85 か所（ひろば型 16 か所、児童館型 59 か所、直営型 9 か所、公設民営 1 か所）

② 区保育・子育て支援センターの拡充

ひとり親家庭を含む全ての子育て家庭に対する子育て支援の充実を図るため、保育機能に加え、親子の交流の場である常設の子育てサロン、子育て相談等の様々な子育て支援機能を持つ区保育・子育て支援センター（ちあふる）の設置を推進した。

（開設数）

平成 25 年度 7 か所

平成 26 年度 7 か所

平成 27 年度 8 か所（平成 27 年 4 月に南区に開設）

平成 28 年度 8 か所

※ 9 か所目（厚別区）の設置に向け、平成 28 年度～29 年度に基本設計、実施設計を実施

③ 子育て支援総合センターによる支援の推進

子育て支援事業の拠点施設として、年末年始以外毎日開館し、親子の交流の場である常設の子育てサロンや子育て講座の開催、安心して子育てができる情報の提供など、ひとり親家庭を含む全ての子育て家庭を対象とした支援を推進した。

平成 25 年度

・ 参加者 37,063 人、育児相談 645 件、子育て情報提供 2,732 件、子育て支援推進のつどい参加 396 人

平成 26 年度

・ 参加者 45,776 人、育児相談 605 件、子育て情報提供 2,728 件、子育て支援推進のつどい参加 396 人

平成 27 年度

・ 参加者 52,898 人、育児相談 1,069 件、子育て情報提供 1,969 件、子育て未来フェスタ（「子育て支援推進のつどい」から名称変更）参加 2,834 人

平成 28 年度

・ 参加者 53,363 人、育児相談 792 件、子育て情報提供 1,437 件、子育て未来フェスタ参加 2,873 人

3 母子生活支援施設の機能充実

| 母子 |

① 母子生活支援施設の機能充実

生活・住宅・就職などの困難な問題により児童の福祉に欠ける母子を保護し、自立促進のためにその生活を支援する母子生活支援施設について、地域における役割や入所者への状況に応じたきめ細やかな支援の充実を図った。

平成 25 年度～平成 28 年度

・ 市内 6 施設
・ 定員合計 114 世帯

4 保育サービスの充実

| 母子・父子 |

① 保育所の優先入所

ひとり親家庭の仕事と家庭の両立支援として、就職活動中や就職確定後の保育所入所の優遇制度（選考における評点の加点）を継続して実施した。

② 保育サービスの充実

- ・ 保護者の就労形態の多様化等に対応するため、時間外保育、一時保育、病後児保育、休日保育、家庭的保育及び小規模保育の推進を図った。
- ・ 保育の質の確保や保護者負担を軽減するため、さっぽろ保育ルーム、一時預かり（一般型幼稚園タイプ）を実施する幼稚園への運営費の一部補助を行った。
- ・ 保育に欠ける子の保護者の選択肢を増やすため、一時預かり（幼稚園型）を実施する私立幼稚園への運営費の一部補助を行った。

平成 25 年度

・ 延長保育：216 施設（公立 21 施設、公設民営 3 施設、私立 192 施設）
・ 一時保育：139 施設（公立 7 施設、公設民営 3 施設、私立 129 施設）
・ 病後児保育：4 か所
・ 休日保育：5 施設（公立 3 施設、私立 2 施設）
・ 家庭的保育：22 か所
・ 幼稚園保育室：9 か所
・ 私立幼稚園預かり：37 か所

※平成 27 年度の子ども・子育て支援新制度施行により事業名称及び内容を一部変更

- ・ 延長保育 → 時間外保育
- ・ 家庭的保育 → 家庭的保育及び小規模保育
- ・ 幼稚園保育室 → 一時預かり（一般型幼稚園タイプ）
- ・ 私立幼稚園預かり → 一時預かり（幼稚園型）

平成 26 年度

- ・ 延長保育：233 施設（公立 21 施設、公設民営 3 施設、私立 209 施設）
- ・ 一時保育：161 施設（公立 7 施設、公設民営 3 施設、私立 151 施設）
- ・ 病後児保育：5 か所
- ・ 休日保育：5 施設（公立 3 施設、私立 2 施設）
- ・ 家庭的保育：22 か所
- ・ 幼稚園保育室：15 か所
- ・ 私立幼稚園預かり：39 か所

平成 27 年度

- ・ 時間外保育：265 施設（公立 21 施設、公設民営 3 施設、私立 241 施設）
- ・ 一時保育：170 施設（公立 7 施設、公設民営 3 施設、私立 160 施設）
- ・ 病後児保育：5 か所
- ・ 休日保育：5 施設（公立 3 施設、私立 2 施設）
- ・ 家庭的保育及び小規模保育：53 か所
- ・ 一時預かり（一般型幼稚園タイプ）：28 か所
- ・ 一時預かり（幼稚園型）：72 か所

平成 28 年度

- ・ 時間外保育（地域型保育事業所を含む）：347 施設（公立 21 施設、公設民営 4 施設、私立 322 施設）
- ・ 一時保育：178 施設（公立 7 施設、公設民営 3 施設、私立 168 施設）
- ・ 病後児保育：6 か所
- ・ 休日保育：5 施設（公立 3 施設、私立 2 施設）
- ・ 家庭的保育及び小規模保育：71 か所
- ・ 一時預かり（一般型幼稚園タイプ）：38 施設（公立 1 施設、私立 37 施設）
- ・ 一時預かり（幼稚園型）：95 施設（公立 10 施設、私立 85 施設）

5 ファミリー・サポート・センター事業の推進

| 母子・父子 |

① さっぽろ子育てサポートセンター事業の推進

子育ての支援を受けたい人と援助したい人とで会員組織を作り、保育所等への送迎や日常的な預かりに対応する「さっぽろ子育てサポートセンター事業」を推進した。

平成 25 年度

- ・ 派遣回数：14,443 件
- ・ 会員数：提供会員 462 人、依頼会員 2,425 人、両方会員 144 人

平成 26 年度

- ・ 派遣回数：14,370 件
- ・ 会員数：提供会員 510 人、依頼会員 3,061 人、両方会員 167 人

平成 27 年度

- ・ 派遣回数：13,728 件
- ・ 会員数：提供会員 551 人、依頼会員 3,654 人、両方会員 180 人

平成 28 年度

- ・ 派遣回数：14,448 件
- ・ 会員数：提供会員 560 人、依頼会員 4,004 人、両方会員 176 人

② 札幌市子ども緊急サポートネットワーク事業の推進

子育ての支援を受けたい人と援助したい人とで会員組織を作り、子どもが急な病気で保育園等に預けられないときの病児・病後児の預かりや緊急を要する子どもの預かりなどに対応する「札幌市子ども緊急サポートネットワーク事業」を推進した。

平成 25 年度

- ・ 派遣回数：1,126 件（うち、病児・病後児預かり 636 件）
- ・ 会員数：提供会員 251 人、依頼会員 2,975 人、両方会員 5 人

平成 26 年度

- ・ 派遣回数：1,558 件（うち、病児・病後児預かり 956 件）
- ・ 会員数：提供会員 310 人、依頼会員 3,851 人、両方会員 6 人

平成 27 年度

- ・ 派遣回数：1,733 件（うち、病児・病後児預かり 1,058 件）
- ・ 会員数：提供会員 310 人、依頼会員 4,250 人、両方会員 8 人

平成 28 年度

- ・ 派遣回数：1,797 件（うち、病児・病後児預かり 1,168 件）
- ・ 会員数：提供会員 332 人、依頼会員 4,595 人、両方会員 11 人

6 子育て短期支援事業の推進

| 母子・父子 |

① 子育て短期支援事業（ショートステイ）の推進

保護者が病気や出産、出張等により一時的に養育できなくなった場合に、児童を預かる「子育て短期支援事業（ショートステイ）」を推進した。

平成 25 年度

- ・ 利用人数：457 人
- ・ 利用日数：3,700 日

平成 26 年度

- ・ 利用人数：487 人
- ・ 利用日数：3,430 日

平成 27 年度

- ・ 利用人数：429 人
- ・ 利用日数：3,126 日

平成 28 年度

- ・ 利用人数：388 人
- ・ 利用日数：2,507 日

※いずれも 6 か所で開催

7 留守家庭児童対策の充実

| 母子・父子 |

① 放課後の居場所づくりの充実

放課後の居場所づくりの充実を図るため、児童会館等の設置を推進した。

平成 25 年度

- ・ ミニ児童会館 7 か所、放課後子ども館 2 か所を新規整備
- ・ 放課後の居場所のある小学校区数：187 校区（児童会館 104 館、ミニ児童会館 86 館、放課後子ども館 4 館）

平成 26 年度

- ・ ミニ児童会館 8 か所、放課後子ども館 2 か所を新規整備
- ・ 放課後の居場所のある小学校区数：197 校区（児童会館 104 館、ミニ児童会館 94 館、放課後子ども館等 6 か所）

平成 27 年度

- ・ ミニ児童会館 3 か所、放課後子ども館 1 か所を新規整備

- ・ 放課後の居場所のある小学校区数：197 校区（児童会館 104 館、ミニ児童会館 97 館、放課後子ども館等 6 か所）

平成 28 年度

- ・ ミニ児童会館 1 か所を新規整備
- ・ 放課後の居場所のある小学校区数：197 校区（児童会館 105 館、ミニ児童会館 97 館、放課後子ども館等 6 か所）

8 ワーク・ライフ・バランスの取組の充実

| 母子・父子・寡婦 |

① ワーク・ライフ・バランスの認証制度の推進

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の普及啓発と取組の促進を目的に、札幌市独自の基準でワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組む企業を認証し、合わせて認証企業に対する支援（アドバイザー派遣・助成金支給等）を推進した。

平成 25 年度

- ・ 企業の認証：認証企業 412 社（累計）
- ・ 普及啓発：パンフレットの配布
- ・ アンケート調査実施
- ・ 育児休業取得等助成金：10 社
- ・ 融資にかかる利子一部助成：3 社
- ・ 研修会の実施：1 回

平成 26 年度

- ・ 企業の認証：認証企業 459 社（累計）
- ・ 普及啓発：パンフレットの配布
- ・ 育児休業取得等助成金：12 社
- ・ 融資にかかる利子一部助成：4 社
- ・ 研修会の実施：1 回

平成 27 年度

- ・ 企業の認証：認証企業 511 社（累計）
- ・ 普及啓発：パンフレットの配布、取組評価 WEB サイト開設
- ・ 育児休業取得等助成金：18 社
- ・ 研修会の実施：1 回
- ・ アドバイザーの派遣：4 回
- ・ 出張型出前セミナー：2 回

平成 28 年度

- ・ 企業の認証：認証企業 650 社（累計）
- ・ 普及啓発：企業訪問 579 社、パンフレット約 4,800 部配布
- ・ 育児休業取得助成金：15 社
- ・ 育児休業代替要員雇用助成金：7 社
- ・ 男性の育児休暇取得助成金：3 社
- ・ 研修会の実施：1 回
- ・ アドバイザーの派遣：8 回
- ・ 出張型出前セミナー：1 回

② 事業所内保育施設の拡充

事業所内保育施設を新たに設置する企業に対し設置費の一部を補助することで、仕事と子育てが両立しやすい職場環境づくりに取り組む企業を支援し、施設の設置を進めた。

※ 平成 26 年度で事業終了

（補助件数）

平成 25 年度 4 件

平成 26 年度 4 件

① 学習支援ボランティア事業の実施

ひとり親家庭の児童に対する学習支援により、学習習慣を身に付けさせ基礎的な学力の向上を図るとともに、進学や進路等の相談を通じひとり親家庭の不安感を解消し、ひとり親家庭の自立を促進するため、「学習支援ボランティア事業」を実施した。

平成 25 年度（10 月から市内 5 か所で実施）

- ・ 参加児童延人数：2,343 人
- ・ 登録ボランティア実人数：92 人
- ・ 開催数：111 回

平成 26 年度（市内 10 か所で実施）

- ・ 参加児童延人数：5,262 人
- ・ 登録ボランティア実人数：239 人
- ・ 開催数：425 回

平成 27 年度（市内 10 か所で実施）

- ・ 参加児童延人数：5,850 人
- ・ 登録ボランティア実人数：163 人
- ・ 開催数：459 回

平成 28 年度（市内 10 か所で実施）

- ・ 参加児童延人数：5,216 人
- ・ 参加ボランティア延人数：2,607 人
- ・ 開催数：451 回

10 日常生活支援事業の推進

① 日常生活支援事業の推進

ひとり親家庭等が自立に向けて修業する場合や疾病、冠婚葬祭等により、一時的に生活援助を必要とした場合に、家庭生活支援員を派遣し、食事の世話等の日常生活の支援を行う「日常生活支援事業」を推進した。

※ 札幌市母子寡婦福祉連合会に業務委託

※ 平成 28 年 10 月から就業上の理由で帰宅が遅くなる場合等の定期利用を対象とした。

（登録件数及び派遣実績）

平成 25 年度

- ・ 登録件数：130 件
- ・ 派遣実績：122 件（229 回、1,665 時間）

平成 26 年度

- ・ 登録件数：108 件
- ・ 派遣実績：119 件（256 回、2,056 時間）

平成 27 年度

- ・ 登録件数：126 件
- ・ 派遣実績：113 件（250 回、1,746 時間）

平成 28 年度

- ・ 登録件数：81 件
- ・ 派遣実績：78 件（139 回、604 時間）

11 公営住宅への入居の優遇

① 市営住宅入居への優遇

ひとり親家庭の市営住宅の入居に際し、抽選時の当選確率を高める優遇制度を実施した（通常 1 個の抽選番号を 2 個追加）。

基本目標 2 就業支援の充実

施策の概要及び実施状況

実績

1 ひとり親家庭等就業支援センター事業の充実

母子、父子、寡婦

① 就業相談・職業紹介業務の推進

ひとり親家庭等就業支援センター（平成 26 年度に「母子家庭等就業支援センター」から名称変更）において、就労に関する悩み事などの相談に応じるとともに、ハローワークと連携して就業経験や適性などに応じた求人情報を提供する職業紹介業務を推進した。

平成 25 年度

- ・ 就業相談数：延 7,247 件
- ・ 就業：275 人（うちセンターの紹介による就職 132 人）

平成 26 年度

- ・ 就業相談数：延 7,165 件
- ・ 就業：206 人（うちセンターの紹介による就職 102 人）

平成 27 年度

- ・ 就業相談数：延 7,725 件
- ・ 就業：218 人（うちセンターの紹介による就職 81 人）

平成 28 年度

- ・ 就業相談数：延 7,565 件
- ・ 就業：211 人（うちセンターの紹介による就職 55 人）

② 就業支援講習会等の充実

就職に有利になるような資格取得や能力開発を目的とする就業支援講習会や、就職等に必要な知識、心構えなどを身につけるための就職準備・離転職セミナー等、就業に有効な講座の充実を図った。

※ 平成 25 年度より対象を父子家庭にも拡大

平成 25 年度

9 科目 17 講座 受講者数 273 人

平成 26 年度

12 科目 17 講座 受講者数 268 人

平成 27 年度

13 科目 17 講座 受講者数 274 人

平成 28 年度

14 科目 17 講座 受講者数 233 人

③ 母子・父子自立支援プログラム策定事業の推進

個々のひとり親家庭の実情に応じた、きめ細かな就業等の支援を行う「母子・父子自立支援プログラム策定事業」を推進した。

※平成 25 年度から対象を父子家庭にも拡大し、名称を「母子自立支援プログラム策定事業」から変更

（自立支援プログラム策定人数）

平成 25 年度 49 人（うち就職決定者 31 人）

平成 26 年度 37 人（うち就職決定者 35 人）

平成 27 年度 28 人（うち就職決定者 24 人）

平成 28 年度 25 人（うち就職決定者 25 人）

④ 企業への訪問活動の促進

ひとり親家庭等就業支援センターの就業相談員が企業への電話や訪問による求人開拓を行うとともに、ひとり親家庭等の雇用を促進するための啓発活動を行った。また、公共職業安定所の自立促進プログラムによるケース会議に参加した。

5 関係機関との連携の推進

公共職業安定所主催の「生活保護受給者等就労自立促進事業協議会」への出席等、ハローワークや札幌市就業サポートセンター、母子・婦人相談員等との連携を図りながら、ひとり親家庭等の就業への支援を推進した。

6 雇用情報の提供の推進

札幌市及び公的施設における非常勤職員等の雇用に際し、ひとり親家庭等就業支援センターの活用を全庁的に依頼するなど、雇用情報の提供の推進を図った。

7 ひとり親家庭等就業支援センターの周知

札幌市及び札幌市母子寡婦福祉連合会のホームページで相談窓口や支援制度について周知したほか、各種パンフレット等への掲載により幅広く周知を図った。

2 職業紹介業務等の体制強化

| 母子、父子、寡婦 |

1 職業紹介業務等の体制強化

(職業相談窓口利用者及び就職者数)

就業サポートセンター、あいワークにおいて、ハローワーク等と連携を図りながら、職業相談員による職業相談・紹介を実施し、全区で職業紹介業務等を行うための体制の強化を図った。

平成 25 年度	利用者 160,698 人、就職者 6,451 人
平成 26 年度	利用者 153,092 人、就職者 6,637 人
平成 27 年度	利用者 146,211 人、就職者 6,317 人
平成 28 年度	利用者 130,535 人、就職者 6,302 人

3 資格・技能習得のための支援の充実

| 母子、父子 |

1 自立支援教育訓練給付金事業の充実

(給付金の支給実績)

就業を効果的に促進するために、教育訓練講座を受講した母子家庭の母及び父子家庭の父に対し、講座終了後に入学料及び受講料の一部について給付金を支給する自立支援教育訓練給付金事業を推進し、幅広く制度の周知を行い利用の促進を図った。

平成 25 年度	167 千円 (8 人)
平成 26 年度	68 千円 (4 人)
平成 27 年度	169 千円 (8 人)
平成 28 年度	243 千円 (4 人)

※ 平成 25 年度より対象を父子家庭にも拡大

※ 平成 28 年度より支給額を受講費用の 2 割相当から 6 割相当に拡大

※ 平成 29 年度より雇用保険制度の受給資格者を対象に追加

② 高等職業訓練促進給付金事業の充実

看護師などの就職に有利な資格取得を容易にすることを目的に、養成機関で修業している期間の生活の負担軽減を図るため、給付金を支給する高等職業訓練促進給付金事業を推進し、幅広く制度の周知を行い利用の促進を図った。

※ 平成 25 年度から対象を父子家庭にも拡大

※ 平成 27 年度から「高等技能訓練促進費」を「高等職業訓練促進給付金」に、「修了一時金」を「修了支援給付金」に、それぞれ名称を変更

※ 平成 28 年度から支給期間上限を 2 年から 3 年に拡大

※ 平成 29 年度から 1 年制以上の養成機関を対象とした（平成 28 年度までは 2 年制以上）。

（給付金の支給実績）

平成 25 年度

- ・ 高等職業訓練促進給付金 334,487 千円（261 人）
- ・ 修了支援給付金 3,075 千円（65 人）

平成 26 年度

- ・ 高等職業訓練促進給付金 257,285 千円（244 人）
- ・ 修了支援給付金 5,450 千円（120 件）

平成 27 年度

- ・ 高等職業訓練促進給付金 123,100 千円（118 人）
- ・ 修了支援給付金 2,825 千円（60 件）

平成 28 年度

- ・ 高等職業訓練促進給付金 133,014 千円（122 人）
- ・ 修了支援給付金 2,825 千円（61 件）

（対象資格）

平成 28 年度 20 資格（3 資格追加）

平成 29 年度 22 資格（2 資格追加）

4 就業機会創出事業の実施

| 母子・父子・寡婦 |

① 就業機会創出事業の実施

ひとり親家庭への理解を示す企業を開拓し、就職の機会を提供することを目的として合同就職説明会を開催した。

※ 平成 26 年度より事業開始

平成 26 年度 参加企業 20 社、参加者数 229 人

平成 27 年度 参加企業 19 社、参加者数 69 人

平成 28 年度 参加企業 25 社、参加者数 201 人

5 母子・父子福祉団体に対する支援

| 母子・父子・寡婦 |

① 母子・父子福祉団体への支援推進

母子・父子福祉団体の基盤拡充目的として、公的施設内における自動販売機・売店等の設置や清掃事業の委託等の事業発注等に際し、札幌市母子寡婦福祉連合会の活用を全庁的に依頼した。

6 女性のための就業支援策の充実

| 母子・寡婦 |

① 女性の活躍サポートの充実

女性の起業、就業支援のため、講演会、起業講座、相談会等の実施及び情報収集・交換等の場の提供を行い、女性の活躍をサポートする取組の充実を図った。

平成 25 年度

- ・ パソコン短期セミナー 全 14 回（参加延人数 202 人）
- ・ シンポジウム「ロールモデルから学ぶ！ワタシを大切に作る働き方」（参加延人数 80 人）

平成 26 年度

- ・ パソコン短期セミナー 全 14 回（参加延人数 205 人）
- ・ 企業向け研修会（参加延人数 24 人）
- ・ 女性リーダー研修（参加延人数 26 人）
- ・ ひとり親家庭サポーター養成講座（参加延人数 80 人）
- ・ シンポジウム「札幌発！女性が当たり前働くことのできる社会へ」（参加延人数 69 人）
- ・ キャリア講座（参加延人数 8 人）

② 女性企業家の育成事業の実施

女性の起業のための託児付き起業セミナーを開催するほか、女性中小企業診断士による経営相談窓口を開設するなど、女性起業家を育成する事業を実施した。

平成 27 年度

- ・ パソコン短期セミナー 全 14 回（参加延人数 207 人）
- ・ 制約社員活躍応援セミナー（参加延人数 26 人）
- ・ 女性リーダー研修会（参加延人数 20 人）
- ・ ひとり親家庭サポーター養成講座 全 2 回（参加延人数 118 人）
- ・ 働く女性のためのキャリア支援事業シンポジウム（参加延人数 53 人）
- ・ アクションプラン研修（参加延人数 62 人）

平成 28 年度

- ・ パソコン短期セミナー 全 14 回（参加延人数 205 人）
- ・ 働き方改革さっぽろ大円卓会議（参加延人数 35 人）
- ・ 女性リーダー研修会（参加延人数 19 人）
- ・ ひとり親家庭サポーター養成講座（共催事業）（参加延人数 96 人）
- ・ 働く女性のためのキャリア支援事業シンポジウム（参加延人数 46 人）
- ・ アクションプラン研修 全 3 回（参加延人数 51 人）
- ・ 仕事とプライベートのバランスを考えるセミナー（参加延人数 13 人）

平成 25 年度

- ・ ソーシャル女子のため起業セミナー 全 5 回（参加延人数 100 人）
- ・ プレゼン研修会 全 2 回（参加延人数 18 人）
- ・ プレゼン発表会（参加延人数 21 人）
- ・ 女性のためのチャレンジ相談（参加延人数 44 人）
- ・ 会計サロン（参加人数 9 人）

平成 26 年度

- ・ ソーシャル女子のため起業セミナー 全 5 回（参加延人数 100 人）
- ・ プレゼン研修会 全 2 回（参加延人数 18 人）
- ・ プレゼン発表会（参加延人数 21 人）
- ・ 女性のためのチャレンジ相談（参加延人数 44 人）
- ・ 会計サロン（参加人数 9 人）

平成 27 年度

- ・ 女性ビジネス発表会 全 2 回（参加延人数 49 人）
- ・ 女性のためのチャレンジ相談（参加延人数 33 人）
- ・ 創業セミナー 全 5 回（参加延人数 69 人）
- ・ 起業講座 全 4 回（参加延人数 51 人）
- ・ 女性創業コーディネーター育成セミナー 全 5 回（参加延人数 121 人）

平成 28 年度

- ・ 女性ビジネス発表会 全 2 回（参加延人数 28 人）
- ・ 女性のためのチャレンジ相談（参加延人数 33 人）
- ・ 起業セミナー 全 4 回（参加延人数 67 人）
- ・ 起業講座 全 4 回（参加延人数 46 人）
- ・ 女性創業支援担い手育成セミナー（参加延人数 49 人）
- ・ 女性のための創業相談会（参加延人数 8 人）
- ・ 女性による女性のための創業スクール 全 4 回（参加延人数 147 人）

- ・女性創業支援担い手向け講演会（参加延人数 47 人）
- ・女性創業支援連携セミナー（参加延人数 12 人）
- ・講演会（参加延人数 26 人）

③ 女性の再就職への支援

就業サポートセンターにおいて、女性求職者等を対象に、就職支援セミナーを実施。セミナー受講後、希望する方に専任のカウンセラーによるカウンセリングを行い、就職に至るまでの継続的な就職支援を実施した。

平成 25 年度 受講者数 397 人（うち就職者数 250 人）
 平成 26 年度 受講者数 365 人（うち就職者数 191 人）
 平成 27 年度 受講者数 48 人
 平成 28 年度 受講者数 44 人

④ 女性社員が活躍しつづけるための支援事業の実施

産休前研修や職場復帰前研修を行い、働き続けたい女性が出産や育児を機に仕事を辞めてしまうことがないよう、キャリアプランを立てるための支援事業を実施した。

平成 25 年度
 ・ワーキング・マタニティスクール 全 6 回（参加延人数 294 人）
 ・ロールモデルカフェ 全 5 回（参加延人数 88 人）
 平成 26 年度
 ・ワーキング・マタニティスクール 全 6 回（参加延人数 345 人）
 ・ロールモデルカフェ 全 3 回（参加延人数 67 人）
 平成 27 年度
 ・ワーキング・マタニティスクール 全 6 回（参加延人数 284 人）
 ・キャリア講座（参加延人数 12 人）
 平成 28 年度
 ・ワーキング・マタニティスクール 全 6 回（参加延人数 357 人）
 ・セミナー（参加延人数 7 人）
 ・「保育園落ちた」を札幌で考える真夏の緊急ミーティング（参加延人数 24 人）
 ・キャリア講座（参加延人数 10 人）

7 就業のための環境整備

| 母子・父子・寡婦 |

- ① 保育所の優先入所
 再掲 基本目標 1-4-①

再掲 基本目標 1-4-①

- ② 保育サービスの充実
 再掲 基本目標 1-4-②

再掲 基本目標 1-4-②

- ③ さっぽろ子育てサポートセンター事業の推進
 再掲 基本目標 1-5-①

再掲 基本目標 1-5-①

- ④ 札幌市子ども緊急サポートネットワーク事業の推進
 再掲 基本目標 1-5-②

再掲 基本目標 1-5-②

- | | |
|--|----------------|
| ⑤ 子育て短期支援事業（ショートステイ）の推進
再掲 基本目標 1-6-① | 再掲 基本目標 1-6-① |
| ⑥ 放課後の居場所づくりの充実
再掲 基本目標 1-7-① | 再掲 基本目標 1-7-① |
| ⑦ ワーク・ライフ・バランスの認証制度の推進
再掲 基本目標 1-8-① | 再掲 基本目標 1-8-① |
| ⑧ 事業所内保育施設の拡充
再掲 基本目標 1-8-② | 再掲 基本目標 1-8-② |
| ⑨ 日常生活支援事業の推進
再掲 基本目標 1-10-① | 再掲 基本目標 1-10-① |

基本目標3 養育費確保の推進

施策の概要及び実施状況

実績

1 養育費相談の推進

| 母子、父子 |

① 養育費相談の推進

各区の母子・婦人相談員のほか、ひとり親家庭支援センターでの一般相談、弁護士等による特別相談など養育費に係る相談制度の周知をホームページやパンフレットにより進めるとともに、養育費の相談を受ける者を対象として、養育費相談支援センター主催の地域研修会へ参加した。

(養育費に関する相談件数)

平成 25 年度

- ・ 122 件 (母子自立支援員相談指導結果報告)
- ・ 386 件 (ひとり親家庭支援センター)

平成 26 年度

- ・ 171 件 (母子父子自立支援員相談指導結果報告)
- ・ 300 件 (ひとり親家庭支援センター)

平成 27 年度

- ・ 201 件 (母子父子自立支援員相談指導結果報告)
- ・ 244 件 (ひとり親家庭支援センター)

平成 28 年度

- ・ 253 件 (母子父子自立支援員相談指導結果報告)
- ・ 244 件 (ひとり親家庭支援センター)

2 広報・啓発活動の推進

| 母子、父子 |

① 養育費の広報・啓発の増進

養育費や面会交流に関する広報・啓発活動を推進した。また、札幌市母子寡婦福祉連合会において、年 3 回発行の機関誌やホームページで養育費に関する広報や啓発を実施するとともに「養育費相談会」を実施した。

基本目標 4 経済的支援の推進

施策の概要及び実施状況

実績

1 母子父子寡婦福祉資金貸付制度の推進	母子・父子・寡婦
<p>① 母子父子寡婦福祉資金貸付制度の情報提供と貸付の実施</p> <p>母子・父子・寡婦の様々な状況に対応した貸付制度である母子父子寡婦福祉資金について、ホームページやパンフレット等により周知を行い、適切な貸付を行った。</p> <p>※ H26 年 10 月より対象を父子にも拡大し、名称を「母子寡婦福祉資金」から「母子父子寡婦福祉資金」に変更</p>	<p>平成 25 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 母子福祉資金 277 件 140,216 千円 ・ 寡婦福祉資金 11 件 5,263 千円 <p>平成 26 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 母子福祉資金 252 件 125,998 千円 ・ 父子福祉資金 4 件 701 千円 ・ 寡婦福祉資金 12 件 7,499 千円 <p>平成 27 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 母子福祉資金 209 件 105,299 千円 ・ 父子福祉資金 5 件 1,259 千円 ・ 寡婦福祉資金 7 件 4,092 千円 <p>平成 28 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 母子福祉資金 168 件 90,266 千円 ・ 父子福祉資金 2 件 702 千円 ・ 寡婦福祉資金 6 件 4,192 千円
2 児童扶養手当制度の推進	母子、父子
<p>① 児童扶養手当制度の情報提供と手当の支給</p> <p>ホームページや広報さっぽろ、各種パンフレット等により児童扶養手当制度に関する情報提供を推進し、適切な手当の支給を行った。</p>	<p>(児童扶養手当受給者数) (3 月末時点)</p> <p>平成 25 年度 20,803 人 (児童数 30,146 人)</p> <p>平成 26 年度 20,400 人 (児童数 29,620 人)</p> <p>平成 27 年度 21,606 人 (児童数 31,753 人)</p> <p>平成 28 年度 21,107 人 (児童数 30,999 人)</p>
3 ひとり親家庭等医療費助成制度の推進	母子、父子
<p>① ひとり親家庭等医療費の助成</p> <p>ひとり親家庭の健康の向上に寄与し、福祉の増進を図るため、一定の要件を満たす母又は父及びその児童に係る医療費の一部助成を実施した。</p>	<p>平成 25 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療助成費 743,583 千円 ・ 受給者数 (月平均) 親 19,169 人 児童 27,444 人 <p>平成 26 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療助成費 734,790 千円 ・ 受給者数 (月平均) 親 18,994 人 児童 27,130 人 <p>平成 27 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療助成費 738,231 千円 ・ 受給者数 (月平均) 親 18,860 人 児童 26,952 人 <p>平成 28 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療助成費 727,703 千円 ・ 受給者数 (月平均) 親 18,822 人 児童 26,855 人
4 自立支援教育訓練給付金事業等の充実	母子、父子
<p>① 自立支援教育訓練給付金事業の充実</p> <p>再掲 基本目標 2-3-①</p>	<p>再掲 基本目標 2-3-①</p>
<p>② 高等技能訓練促進費事業の充実</p> <p>再掲 基本目標 2-3-②</p>	<p>再掲 基本目標 2-3-②</p>

計画案に対する市民意見

本計画の策定に当たり、市民の皆様からの意見募集（パブリックコメント）を実施しました。

いただいた御意見は計画の修正の参考とさせていただいたほか、計画に基づく各種施策の推進の参考とさせていただきます。

意見募集の概要

- 意見募集期間

平成 30 年 2 月 7 日（水）から同年 3 月 8 日（木）まで

- 意見募集の方法

郵送、持参、FAX、電子メール

- 資料の配布場所

- ・ 札幌市役所本庁舎（2 階行政情報課）
- ・ 子ども未来局子育て支援部子育て支援課
- ・ 各区役所総務企画課、健康・子ども課（保健センター）
- ・ 各まちづくりセンター
- ・ ひとり親家庭支援センター（中央区大通西 19 丁目）

※ 札幌市公式ホームページからも閲覧可能

(http://www.city.sapporo.jp/kodomo/kosodate/boshi_keikaku.html)

市民意見の内訳

- 意見提出数、意見件数

7 人、47 件

- 年代別内訳

	10 代	20 代	30 代	40 代	50 代	60 代	計
人数	—	—	—	2 人	1 人	4 人	7 人
構成比	—	—	—	28.6%	14.3%	57.1%	100%

- 提出方法

	郵送	持参	FAX	メール	計
人数	—	1 人	2 人	4 人	7 人
構成比	—	14.3%	28.6%	57.1%	100%

意見の概要とそれに対する札幌市の考え方

No.	意見の概要	札幌市の考え方
1	<p>現代の社会では、誰しものが失業や病気などで貧困に陥る危険と隣り合わせにあり、あらゆる分野に広がる貧困と格差を是正する必要がある。計画の「基本的な方向性」において、ひとり親家庭のみならず、社会全体としての貧困問題の根本にある低賃金・不安定雇用をなくすための施策の在り方や、誰にとっても生きる上での支えとなる「社会の仕組み」を札幌市どのように考えるのかを明らかにした上で、施策を展開する必要があるのではないかと。（第5章）</p>	<p>本計画は、子育てや家事、仕事等の生活全般で困難を抱えることの多いひとり親家庭等に対する支援施策を推進するために策定した計画となっております。</p> <p>札幌市が目指すべき都市像等については、札幌市のまちづくりの総合的な市民計画である「札幌市まちづくり戦略ビジョン」の中で明らかにしておりますことから、ひとり親家庭等に対する個別計画である本計画においては、ひとり親家庭等の現状と課題に着目した基本的な方向性を定めております。</p>
2	<p>保育園の増設は大至急進めてほしいが、保育園によって、施設の広さや園庭の有無、日当たりには差がある。都市部では難しい問題だと思うが、園庭や定員の基準を緩めて詰め込めばいいというものではないと思う。（第5章-基本目標1-基本施策1）</p>	<p>女性の就業機会の増加等により、近年保育ニーズが大幅に増加していることを受けて、幼稚園の認定こども園移行をはじめ、保育所・小規模保育事業所の整備など、様々な手法を用いて供給量を確保しているところであります。</p> <p>立地や面積等につきましては、施設によって異なっておりますが、いずれの施設も各種法令や国の通知に基づく基準に従って設置しております。</p>
3	<p>ファミリー・サポート・センター事業について、「子ども緊急サポートネットワーク事業」における病後児預かり時の補助制度を全ての時間を対象にし、また、同補助制度をひとり親家庭や低所得世帯の場合には、「札幌子育てサポートセンター事業」にも適用してほしい。</p> <p>利用料が当日払いであることが経済的な負担につながる。利用料の減額や後日払いを検討してほしい。</p> <p>自宅に他人を入れることに抵抗のある方のために、まちづくりセンターなどで提供会員が預かるなど新たな取組を望む。（第5章-基本目標1-基本施策1）</p>	<p>札幌市では、全ての家庭を対象として、平成25年3月より「札幌市子ども緊急サポートネットワーク」の病児病後児預かり利用料の補助制度を実施し、平成28年度からは小学6年生まで補助対象を拡大するなど、一定の配慮をしているところです。</p> <p>当事業の利用料とは、利用対価とは性格が異なり、提供会員というボランティアに対して支払う謝礼という位置付けです。これは、そのまま預かってくださった方々への活動報酬となるものであり、減額や後日払いとすることは提供会員の方々への不利益や負担につながってしまいます。</p> <p>預かり場所については、当事業は、市民同士の相互の信頼と理解をもって助け合うことが根幹にあり、そうした趣旨を御理解のうえ御利用いただくことが前提となっております。特に病気のお子さんのお預かりについては、自宅から別の場所に移動させることや、専用の設備のない見慣れぬ環境に長時間預けることは、身体的・心理的な影響も懸念されるところであります。</p>
4	<p>各区に配置されている母子・婦人相談員について、継続的な雇用による相談員のスキルアップがサービスの向上に繋がることから、正規雇用などの処遇改善を望む。また、児童扶養手当など手続き時に、部署の異なる相談員への相談に繋がられるような工夫が必要だと思う。（第5章-基本目標1-基本施策2）</p>	<p>各区役所の母子・婦人相談員は、その業務の性質からひとり親家庭の福祉に深い理解のある人材を雇用しておりますが、研修の実施などにより、スキルアップを図り、市民サービスの向上に努めてまいります。</p> <p>また、児童扶養手当などの手続きの際には、各世帯の実情に応じて、支援を必要とする方を相談や支援に繋げるよう努めてまいります。</p>

5	<p>ひとり親家庭支援センターについて、夜間・休日に相談が可能なのは良いことだと思うが、センター自体の周知が不足している。ホームページ上に事業をわかりやすく掲載することや、スマートフォンから利用できる相談予約フォームを作成するなどの改善が必要。</p> <p>(第5章-基本目標1-基本施策2)</p>	<p>相談窓口や支援制度の周知が不足していることは、本計画において大きな課題と捉えております。</p> <p>ひとり親家庭支援センターは、ひとり親家庭を各種支援に結びつけるための窓口として重要な役割を担っていることから、<u>利用の促進を図るため、ホームページの改修などを検討してまいります。(計画反映)</u></p>
6	<p>ひとり親家庭等日常生活支援事業について、大変良い制度だと思うが、利用率や認知度が非常に低く、提供会員も不足している。また、委託先を社会福祉協議会などに増やし、「子ども緊急サポートネットワーク事業」との連携などの改善が必要。</p> <p>(第5章-基本目標1-基本施策2)</p>	<p>ひとり親家庭等日常生活支援事業については、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法に基づき、ひとり親への就業機会や就業経験の拡大を目的に、母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定される母子・父子福祉団体である公益社団法人札幌市母子寡婦福祉連合会に業務を委託しており、円滑に運営されているものと認識しております。</p> <p>また、利用希望者が利用できていない状態にはないため、委託先の拡大は予定しておりませんが、<u>認知度の向上を図るため、ホームページやリーフレット等による制度の周知に努めてまいります。(計画反映)</u></p> <p>相談を受ける中では、「札幌市子ども緊急サポートネットワーク事業」などの児童を預かる他の事業を含め、利用者の希望に合った制度を提案できるよう努めてまいります。</p>
7	<p>母子生活支援施設について、離婚した直後など経済的にも精神的にも不安定なことの多い母子家庭が生活の安定を築く上で、きめ細やかな相談・支援を行うことができる大変有効な施設だと思う。各相談機関でも必ず紹介をしてほしい。</p> <p>(第5章-基本目標1-基本施策2)</p>	<p>母子生活支援施設については、制度自体の認知度が低いことや、施設の目的や実態が正しく理解されていないという課題があることから、相談窓口での丁寧な説明が必要であると認識しています。</p> <p>このことから、相談員向けに制度に関する研修等を行うなど、相談を受ける側が制度に関する理解を深め、支援を必要とする方を入所に結びつけられるよう努めてまいります。</p>
8	<p>ひとり親家庭学習支援ボランティアについて、一つの団体のみへの委託だが、子どもの選択肢を広げるために複数の団体への委託をしてほしい。</p> <p>(第5章-基本目標1-基本施策3)</p>	<p>現在、ひとり親家庭学習支援ボランティア事業は、公益社団法人札幌市母子寡婦福祉連合会に業務を委託しておりますが、当事者団体としてひとり親家庭の児童や親からの相談に親身に応じることができ、参加者との信頼関係の構築にも繋がっているものと認識しております。</p> <p>また、利用希望者が利用できていない状態にはないため、委託先の拡大は予定しておりませんが、<u>認知度の向上を図るため、ホームページやリーフレット等による制度の周知に努めてまいります。(計画反映)</u></p>
9	<p>ひとり親家庭等高等学校卒業程度認定試験合格支援事業について、仕事と子育てを両立しながら、さらに高卒認定の資格の学習をするのは、困難な状況。子どもの託児や、子どもの学習支援と並行して親も学習支援を受けられるような仕組みが必要。</p> <p>(第5章-基本目標1-基本施策3)</p>	<p>仕事と子育てを両立しながら、高卒認定試験の合格を目指す方のために、当該事業では、通信講座も対象としておりますが、ひとり親家庭の親と子がよりよい条件での就職の可能性を広げられるよう、今後も支援の在り方を検討してまいります。</p>

10	<p>ひとり親家庭の親が正社員として働きやすくなるために、親が就業している間、子どもが安心して過ごすことができ、食事をとることができる子ども食堂の充実を望む。</p> <p>町内会など、現在ある社会資源を活用した子どもの安全な居場所を確保してほしい。</p> <p>(第5章-基本目標1-基本施策3)</p>	<p>子ども食堂などの地域における子どもの居場所については、利用や開設に向けた活動紹介や情報提供を進めるとともに、広く利用や参加、支援の機運の醸成を図ってまいります。</p> <p>また、地域における子どもの居場所づくりへの効果的な支援策を検討してまいります。</p>
11	<p>不登校やひきこもりなどの子どものために、ボランティアが家庭を訪問するホームフレンド事業を実施してほしい。</p> <p>(第5章-基本目標1-基本施策3)</p>	<p>ひきこもり・不登校児童福祉対策の一つとして、平成9年度から、ボランティア学生を派遣するメンタルフレンド事業を実施しておりますので、引き続き、制度の周知を図ってまいります。</p>
12	<p>児童扶養手当については、国において年3年から年6回の支給への見直しが行われているが、国の制度を待たずに、市独自の取組として、毎月の支給とするなどの支給回数を分割する制度の導入を望む。また、現況届の際には、ひとり親家庭への総合相談コーナーを区役所内に設けてほしい。</p> <p>(第5章-基本目標1-基本施策3)</p>	<p>国において、平成31年11月支給分の手当から年6回の支給とすることが示されておりますことから、支給回数拡大の効果検証が必要と考えております。</p> <p>また、児童扶養手当の現況届の際には、対象となる全世帯に制度案内を送付することを検討しておりますが、併せて、現況届の受付にかかる面談時にも、各世帯の実情に応じて、各区役所の母子・婦人相談員や必要とする制度を案内するなど、丁寧な対応に努めてまいります。</p>
13	<p>就学援助について、ひとり親家庭だけのための制度ではないこと、「子どものための制度」であることを周知してほしい。申請書の配布や回収時には、全員に配布し全員から回収するなど子どもの気持ちに配慮が必要。</p> <p>(第5章-基本目標1-基本施策3)</p>	<p>申請書の全世帯への配布は行っておりませんが、ひとり親家庭に限らず、小中学生のいる全世帯に対し就学援助制度の周知を行っているところです。</p> <p>今後も、就学援助制度のより効果的な周知のあり方について、検討を行ってまいります。</p> <p>また、申請にサポートが必要な家庭に対しては、現在も担任だけでなく、学校事務職員等による支援を行っているところですが、今後も連携して支援を行ってまいります。</p>
14	<p>札幌市奨学金について、人数の拡充や不登校枠を設け、また、成績条件のない給付型奨学金を望む。高校卒業後の給付型奨学金の拡充を行うべき。</p> <p>(第5章-基本目標1-基本施策3)</p>	<p>独立行政法人日本学生支援機構が実施する奨学金事業については、国に対し、給付型奨学金の対象者の拡大、給付の増額等、事業の充実を要望しているところです。</p> <p>なお、札幌市では給付型の札幌市奨学金を実施しており、毎年1,300人程度の奨学生を採用しております。</p>
15	<p>給食費の無償化や制服、教材の購入費用の援助やリサイクルの推進など、教育にかかる費用の負担の軽減を図ってほしい。</p> <p>(第5章-基本目標1-基本施策3)</p>	<p>就学援助の基準となる生活保護費が大きく下がっている中、平成30年度の認定基準額はこれに連動して引き下げることとはせず、維持することとしております。</p> <p>今後の認定基準については、社会経済情勢などを踏まえ検討してまいります。</p> <p>各学校の判断により活用する補助教材については、補助教材の精選を図るなど、できるだけ保護者の負担が過重とならないよう、各学校に対して配慮を促してまいります。</p> <p>また、札幌市の学校給食においては、学校給食に使用する食材の費用についてのみ、学校給食費として保護者の方に御負担いただいております。</p> <p>なお、収入が一定額以下となる場合には、生活保護制度、就学援助制度を御利用いただくことで、学校給食費等について御対応いただくこととなります。</p>

16	<p>フリースクール等の支援を拡大するほか、フリースクール等に通う子供たちの経済的負担がひとり親家庭にのしかかっている現状を解決すべく財政的支援を充実すべし。</p> <p>(第5章-基本目標1-基本施策3)</p>	<p>フリースクール等への支援については、平成29年度から受入児童生徒数に応じた補助上限額の段階を増やす等、支援の拡充を図ったところです。この制度の活用により、授業料減額措置の実施等、利用者負担の軽減につながった例もあることから、国における支援策の検討状況を注視しつつ、今後も支援を継続していきたいと考えております。</p> <p>また、札幌市ではフリースクール等に通っている場合であっても、小中学生については通常の学校と同様に、一定の要件を満たす場合は就学援助制度により経済的援助を行っております。</p>
17	<p>ひとり親家庭等就業支援センターについて、働きながらスキルアップを希望するひとり親家庭のために、就業支援講習会を土日にも開催してほしい。</p> <p>(第5章-基本目標2-基本施策1)</p>	<p>就業支援講習会の開催日時については、仕事のある方や子どもとの時間を大切にする方など、ニーズは様々であることから、多くの方に受講いただけるよう、夕方以降にも実施しているところですが、引き続き、利便性に配慮した日程での開催となるよう検討してまいります。</p>
18	<p>ひとり親家庭等就業機会創出事業を拡充するとあるが、合同企業説明会に限らず、商工会議所や中小企業同友会などと連携し、確実に就職できるようなプログラムなど、新たな事業展開も検討してほしい。</p> <p>(第5章-基本目標2-基本施策1)</p>	<p>ひとり親家庭等就業機会創出事業では、合同企業説明会の開催を契機に、市内企業に対し、ひとり親の雇用に対する理解促進に取り組んでおります。</p> <p>また、ひとり親家庭支援センターでは、ハローワークと連携し、きめ細やかで継続的に就労支援を行う自立支援プログラム策定事業を実施しております。</p>
19	<p>女性活躍のための各種事業について、子どもを保育所に預けられない方のために、託児付のセミナーの開催を望む。</p> <p>(第5章-基本目標2-基本施策3)</p>	<p>各区でのセミナーや男女共同参画センター内で指定管理者が開催している各種事業については、無料の託児サービスを実施しております。</p> <p>今後も、子育て中の女性に配慮しながら、女性の就業支援の推進に努めてまいります。</p>
20	<p>養育費の受取率が低いことが、ひとり親家庭の貧困の要因でもある。養育費を受け取ることが子どもの権利であることや、取決めや履行についての啓発を積極的に行ってほしい。</p> <p>養育費を受領できていないひとり親家庭に対して、その点を補填すべく給付制度の新規創設を求めらる。</p> <p>養育費の算定基準を見直し、引上げを望む。</p> <p>(第5章-基本目標3)</p>	<p>養育費の取決め状況は、前回調査に比べて改善が見られるものの、依然として低い水準にあることから、ひとり親家庭の生活の安定を図るためにも、相談窓口の周知や離婚前後の相談体制の充実、養育費に対する意識向上の啓発に努めてまいります。</p> <p>ひとり親家庭への給付制度である児童扶養手当は、養育費の8割相当額を所得に加算した上で手当額を決定していることから、養育費の額に応じた配慮がなされたものとなっております。</p> <p>なお、養育費の算定基準は裁判所が定めるものとなっております。</p>
21	<p>面会交流については、配偶者からの暴力や虐待があった場合もあることから、取り決めには特段の配慮が必要である。一方で、感情的に面会交流をしない場合もあり、取り決めには第三者の仲介が望ましい。</p> <p>また、子どもにとって安心・安全な場として、公的な面会交流施設が必要であり、ひとり親家庭支援センターなどでの面会交流支援が行われることを望む。</p> <p>(第5章-基本目標3)</p>	<p>面会交流には、DV等の危険が伴う場合もあるため、その支援には慎重である必要があります。</p> <p>また、面会交流は養育費と関連付けて議論されることが多くありますが、養育費を受け取るためには面会交流を行わなければならないとの理解にならないよう、配慮が必要と考えます。(計画反映)</p> <p>面会交流への支援の在り方については、引き続き検討してまいります。</p>

22	<p>ひとり親家庭等医療費助成について、貧困対策計画のアンケート調査でも受診を控えたと回答した親が多いことから、現在の親の入院時のみの助成を、通院時にも拡充することを望む。 (第5章-基本目標4-基本施策2)</p>	<p>札幌市のひとり親家庭等医療費助成制度は、北海道からの補助を受けて実施しておりますことから、親の通院医療費の助成などの制度拡充につきましては、北海道の動向を注視してまいりたいと考えております。</p>
23	<p>母子父子寡婦福祉資金貸付制度について、連帯保証人がいなくては借りることができない。保証機関の導入など、連帯保証人がいなくても借りられる制度にしてほしい。また、返済の猶予制度も知られていないことから、長期の滞納とならないような啓発が必要である。 (第5章-基本目標4-基本施策3)</p>	<p>母子父子寡婦福祉資金貸付金は、連帯保証人がいなければ返還が困難と判断される方を除き、単独での貸付を可能としております。 ただし、貸付の種類によっては、連帯保証人がいない場合、利率1.0%の有利子貸付となることから、可能な場合には連帯保証人を得ることを指導しております。 貸付金は、将来にわたり返済の負担が発生する制度であることから、貸付の可否に当たっては、貸付を受けようとする方の資力や必要性、返済能力のほか、他に利用できる制度がないかなどを十分に確認したうえで、ひとり親家庭の経済的自立に資するかどうかの判断をしております。</p>
24	<p>すべての事業の認知度が低く、前回調査と比べてもほとんどの事業で認知度は下がっている。現在はスマートフォンでの情報収集が主流であるため、そのことに配慮し、必要とする支援制度を検索しやすいホームページを作るなどの工夫をすべき。また、利用できる支援制度をチャート式に図解することや、各種申請時にひとり親家庭用のガイドブックや相談先を掲載したカードを配布することを望む。アンケートでは情報を得る手段を「広報さっぽろ」と回答した方も多いため、相談機関等の情報について、継続した掲載が必要である。 (第5章-基本目標5-基本施策1)</p>	<p>支援を必要としている方に必要な情報が届いていないことは、大きな課題と捉えており、本計画では、新たな基本目標として「利用者目線に立った広報の展開」を設定し、情報を得やすく、必要とする方に確実に届く広報の展開に努めてまいります。 具体的な取組としては、新たにひとり親家庭の方を対象としたパンフレットを作成し、離婚届の提出時に配布することや、児童扶養手当の対象世帯に支援制度の案内を一斉送付することなど、必要な情報を確実に伝える取組により、認知度の向上に努めてまいります。 また、平成29年4月には、子育て情報に特化したホームページ「さっぽろ子育て情報サイト」とスマートフォン用の「さっぽろ子育てアプリ」を立ち上げ、その中に、ひとり親家庭専用のページを作成したところであり、今後作成するパンフレット等にアプリのQRコードを掲載するなどして、周知を図ってまいります。</p>
25	<p>離別、死別を問わず、「別れ(喪失)を体験」をした子どもに、サポートの場(グリーンサポート)があることを情報として提供してほしい。 (第5章-基本目標5-基本施策1)</p>	<p>支援を必要としている方に必要な情報を届けることができるよう取り組んでまいります。</p>
26	<p>ひとり親家庭が安心して暮らせるよう、児童扶養手当の枠を広げてほしい(児童扶養手当が支給停止となる所得制限を引き上げてほしい)。 (第5章-基本目標1-基本施策3)</p>	<p>児童扶養手当の所得制限額については、法令で定められており、札幌市が単独で支給対象を拡大することは難しいものと考えておりますが、札幌市を含めた政令市の会議等の機会を通じて、国に対し制度拡充を要望しており、平成30年8月分の手当から所得制限額が引き上げられる予定となっております。</p>

27	<p>ひとり親家庭学習支援ボランティア事業について、なぜひとり親と2人の親がいるという違いだけで学力に違いが生まれると考え、それに対して支援があるのか。この事業をひとり親に限るとするのはおかしい。</p> <p>(第5章-基本目標1-基本施策3)</p>	<p>ひとり親家庭の親は、仕事や家事、子育てなどを一人で担わなければならない、ひとり親家庭の子は一般家庭の子と比較して、大学等への進学率が極めて低いことから、ひとり親家庭の不安感を解消するとともに、基礎的な学力の向上を目的として、ひとり親家庭学習支援ボランティア事業を実施しております。</p>
28	<p>特別奨学金について、普通高校への進学でも給付されるようにしてほしい。</p> <p>(第5章-基本目標1-基本施策3)</p>	<p>札幌市特別奨学金は、技能習得を目的とした学校に学ぶ生活困窮世帯の高校生等を対象とした奨学金であり、札幌市奨学金とは目的を異にしておりますので、普通科の学校に学ぶ高校生等は、札幌市奨学金への申請をお願いしております。</p>
29	<p>ひとり親家庭に対する、就職に有利な資格取得に関する支援については、どれだけ就職できているかなどの効果測定を行い、より実効性の高いものに限定する時期だと思う。むしろ働き出してからの経済的支援や、子育てをしながら働けるようにする支援のほうが大事ではないのか。</p> <p>(第5章-基本目標2-基本施策2)</p>	<p>直近の平成28年度の実績では、給付金を受給して養成機関を修了した方67名のうち、資格を取得した方が66名、就業した方が60名となっており、アンケート調査の結果からも資格の取得は正規雇用に有利であることが分かっております。</p> <p>このことから、ひとり親家庭の経済的自立のためには、就業支援が重要と考えております。</p>
30	<p>職業訓練について、訓練開始時に、子どもを保育所に入れていない場合、訓練中の預け先がない。託児付きの職業訓練を拡充してほしい。</p> <p>職業訓練時の生活保障としては、高等職業訓練促進給付金があるが、学費で消えてしまう。母子父子寡婦福祉資金貸付金は連帯保証人がいないと借りられず、支援制度がつかない。</p> <p>(第5章-基本目標2-基本施策2)</p>	<p>ハローワークでは、託児サービス付きの職業訓練が行われているほか、ひとり親家庭支援センターで実施している就業支援講習会でも託児を行っております。</p> <p>また、平成29年10月には、高等職業訓練促進給付金の支給を受ける方を対象に、給付金とは別に、準備費用が多く掛かる入学時と就職時に資金貸付を行う高等職業訓練促進資金貸付金制度を開始し、資格を取得して就業しようとする方への支援を拡充しております。</p>
31	<p>広報の充実について、ワンストップの相談会等の開催、児童扶養手当現況届の提出時の総合相談会の開催、相談窓口の夜間・土日開設、地域に出張する体制づくりなどの取組が必要だと考える。</p> <p>(第5章-基本目標5-基本施策1)</p>	<p>児童扶養手当の現況届の際には、対象となる全世帯に制度案内を送付することを検討しておりますが、併せて、現況届の受付にかかる面談時にも、各世帯の実情に応じて、各区役所の母子・婦人相談員や必要とする制度を案内するなど、丁寧な対応に努めてまいります。</p> <p>なお、ひとり親家庭支援センターでは、夜7時までの相談や土日の相談も行っております。</p>
32	<p>離婚調停中などの場合も、ひとり親家庭への支援制度が利用できるようにしてほしい。</p> <p>(第5章)</p>	<p>支援制度の利用要件については、制度毎に定めておりますが、各区役所の母子・婦人相談員やひとり親家庭支援センターでは、離婚前から相談に応じているほか、特別な事情がある場合には、離婚前でもひとり親家庭に準じて取り扱うことがあるなど、世帯の状況に応じた運用を行っております。</p>

<p>33</p>	<p>未婚のひとり親にも税の寡婦控除を適用してほしい。 (第5章-基本目標4-基本施策2)</p>	<p>税の寡婦(夫)控除については、税制改正が必要となることから、政令市の会議等を通じて、法改正等を国に要望しております。 また、保育料の算定では、すでに未婚ひとり親への寡婦(夫)控除のみなし適用を実施しており、高等職業訓練促進給付金等の支給額の算定においても、平成30年度からのみなし適用を予定しております。</p>
<p>34</p>	<p>父子世帯で身近に助けてくれる祖父母等がない場合、子育てと仕事の両立が難しい。ひとり親家庭への支援は、母子世帯を中心に考えられているのではない。 父子世帯は、所得要件で公的支援がほとんど受けられない。父親が働く職場に助成金という形で財政的支援を行い、父親が子どもの世話をする時間を確保するために、その分を雇用で補う仕組みがつかれないか。 長時間労働などで、食事づくりの時間がとれず、子どもや自分の健康が気にかかる。 財政的支援よりも、保育所のお迎えや、急な仕事が入る休日に助けてくれる人間関係がほしい。 シングルファザー向けの「シェアハウス」があると、助け合って子育てができる。 子育て仲間をつくる機会・場を公的な支援でつくってほしい。 (第5章)</p>	<p>平成26年10月の法改正を受け、父子家庭もひとり親家庭への各種支援制度を利用できることになり、また、ひとり親家庭支援センターでは、父子家庭専門相談窓口を設置し、面接や電話による相談を行っておりますので、是非御活用をいただければと思います。 本計画の完成を終了とするのではなく、ひとり親家庭等が、それぞれの抱える課題に応じた支援を受けられるよう、引き続き、有効な支援施策の在り方について、検討してまいります。</p>

- ※ No.26～34は、同時期に実施した「札幌市子どもの貧困対策計画」のパブリックコメントに寄せられた意見のうち、ひとり親家庭等に関係するものを掲載しています。
- ※ 札幌市の考え方の中の下線部分は、計画に反映させた内容となります。
- ※ 類似の意見は、統合したうえで、概要を掲載しています。